

大学機関別認証評価

自己評価書

平成26年6月

一橋大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織	7
	基準3 教員及び教育支援者	14
	基準4 学生の受入	24
	基準5 教育内容及び方法	31
	基準6 学習成果	80
	基準7 施設・設備及び学生支援	91
	基準8 教育の内部質保証システム	107
	基準9 財務基盤及び管理運営	115
	基準10 教育情報等の公表	128

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人一橋大学

(2) 所在地 東京都国立市

(3) 学部等の構成

学部：商学部、経済学部、法学部、社会学部

研究科：商学研究科、経済学研究科、法学研究科、
社会学研究科、言語社会研究科、国際企
業戦略研究科、国際・公共政策研究部・
教育部

附置研究所：経済研究所

関連施設：附属図書館、大学教育研究開発センタ
ー、情報基盤センター、国際教育セン
ター、国際共同研究センター、社会科
学古典資料センター、保健センター、
学生支援センター

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部4,456人、大学院1,926人

専任教員数：321人

助手数：60人

2 特徴

本学は、4学部、6研究科、1教育部、1研究所からなる社会科学系の研究総合大学である。日本における国立大学唯一の社会科学の研究総合大学として、学部、研究科相互の有機的連携のもとに教育研究を推進している。

社会科学とは市民社会の学である、というのが本学の立脚点である。その意味で、本学の第一の特徴は、学問と教育の市民社会性にある。「一橋大学研究教育憲章」は「一橋大学は、市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献してきた」と謳っている。この一文に示されているように、本学は日本におけるリベラルな市民社会の形成に深く関わってきた。社会科学とは、広い意味での社会的諸問題を科学的に解決する学問であり、その最大の特徴は、封建的、神学的教義ではなく、生活世界を改善し、そこで発達した知恵や経験知を学問化したところにある。社会科学はこの意味において、市民社会の学問であった。市民社会が自立的に自由に活動し、その様々な営みを学問的に対象化し、よりよい世界を創造しようとするところに社会

科学がうまれ、発展する。本学はそのような市民社会の学を追求し、社会公共のために尽くす社会科学の精神と自由で責任感ある「キャプテンズ・オブ・インダストリー」の名のもとに開明的でグローバルに活躍する多数の人材を輩出し、市民的な社会の構築に寄与してきた。

第二の特徴は、広い意味での実務性にある。本学の起源は、森有礼によって銀座に創設された商法講習所、ビジネス・スクールである。商売を学問の対象とし、知的に練磨し、学生を知的なビジネスマン、教養ある市民とすることがその特徴である。本学の社会科学はそこを基軸として発展したために、常に実務性を持ち続けた。実務的というのは、実社会の要請やその諸問題に深い関心を持ち、これに専門的かつ理性的に対処するという意味である。これは現在では、「構想力ある専門人」教育として、法科大学院、国際企業戦略研究科、国際・公共政策大学院、商学研究科MBAコースなどに結実している。

第三の特徴は、国際性にある。もともと本学は国際ビジネスにおいて、日本が西洋諸国と対等に戦うための研究と教育を行うための機関として創設された。その伝統を受け継ぎ、卒業生の多くは、商社や銀行など海外に展開する会社に進む。大学自身も海外に多数の学術・学生交流校をもち、約700人の留学生を受け入れている。専門職大学院も国際性を特に重視している。

第四の特徴は、少数精銳の高度な教育である。創設140年を迎える歴史において、本学はこれまで8万人程度の卒業生を有するにすぎない。ゼミナールを中心とした徹底して問題発見的で双方向的な少人数授業を貫徹し、多数の人材を育成してきた。この教育スタイルは本学のバックボーンである。

第五の特徴は、独自の教養主義である。深い教養とリンクした専門性が本学の学風で、これが本学の社会科学に深みと厚みを与えている。

最後に、本学は社会科学系の研究総合大学として、大学院教育を充実させているという特徴を有している。大学院は、研究者と高度専門職業人の育成に励み、多彩な人材を世に送り出している。

本学は、平和で豊かな政治経済社会の構築、実社会における諸問題の知的、実践的解決を目指し、上記のような特徴を発達させてきた。本学の研究教育は、この特徴に貫かれており、多くの研究成果と人材を輩出している。

II 目的

1 「一橋大学研究教育憲章」・「国立大学法人一橋大学基本規則」

a) 「大学の特徴」に述べた伝統を踏まえ、「一橋大学研究教育憲章」は、本学の使命、目的を明記している。それは、「日本及び世界の自由で平和な政治経済社会の構築」という理念のもとに、その「構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成すること」、またそのために「先端的、学際的な社会科学の研究教育を積極的に推進し、日本及び世界における拠点として、人間社会に共通する重要課題を解決すること」である。

「一橋大学研究教育憲章」は、この使命を果たすために「一橋大学の研究教育の理念」と「一橋大学の研究教育の基本方針」を併せて定めている。研究教育の理念としては次の3点がある。

- ① 充実した研究基盤を確立し、新しい社会科学の探求と創造の精神のもとに、独創性に富む知的、文化的資産を開発、蓄積し、広く公開する。
- ② 実務や政策、社会や文化との積極的な連携を通じて、日本及び世界に知的、実践的に貢献する。
- ③ 豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。

また、「一橋大学の研究教育の基本方針」は1から8まであるが、内容的に目標に近いものとしては、次のものをあげることができる。

- ・ 対話と双方向の教育を基軸とした、自由で緊張感ある教育環境を育成し、発展させる。
- ・ 学生個々人の感性を磨き、理性を鍛え、創造性と論理性、構想力と判断力を養うことを教育の指針とする。
- ・ 市民社会、産業界、官界との連携を適性、かつ積極的に推進し、社会の課題に的確に応える。
- ・ 研究教育の国際的連携を図り、情報・人的ネットワークを構築する。

b) 「国立大学法人一橋大学基本規則」においても、その第2条に「本学の使命」を置き、「本学は、日本及び世界の自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成することを使命とする」と明記している。以上のように、本学は、明確な目的、使命を明示し、その目的のもとに研究教育活動を行っている。

2 中期目標・中期計画

a) 国立大学法人法に基づき設置された本学は、同法の定める中期目標・中期計画を立てており、そのうち、中期目標には、「一橋大学研究教育憲章」と同趣旨の目標が記されている。

すなわち、本学の「使命」の項においても、研究については、「新しい社会科学の探求と創造」を目標とし、具体的には「伝統的社会科学の深化と学際化、人文諸科学等の他研究分野との連携及び研究教育組織の横断化」や「研究環境・研究成果の国際的高度化」を目指すとしている。また、教育との関連では、本学の教育の質的向上を目指す観点から、「全学共通教育と専門教育の有機的連関及び他大学との連携」を掲げ、より具体的には、「教育の実質化と高度化」、「四大学連合を中心とした自然科学的研究との協同及び他大学との大学院の共同実施」を目指すとしている。また、教育の成果にかかる目標である「構想力ある専門人・理性ある革新者・指導力ある政治経済人の育成」に関しては、「国際性と市民的公共性を備えた専門人教育の推進」をあげている。

b) 本学の教育の特色は、社会科学の研究総合大学としての高い総合的な研究水準を教育へと還元していくことである。すなわち、本学は、「世界水準の社会科学の創造と総合を図る」こと(中期目標)との関連に

において、中期計画に部局横断的組織である「一橋大学研究機構」の設置を掲げ、「社会科学の多様な創造的展開を進める」こと(中期目標)との関連において、グローバルCOEプログラム「社会科学の高度統計・実証分析拠点構築」及び「日本の企業のイノベーション・実証的経営学の教育研究拠点」にかかる計画(中期計画)を掲げた。これらのCOE事業についてはいずれも高い評価を得ることができ、その後の本学の研究教育の基盤強化に大きく寄与している。

c) 以上のような高水準の総合的研究に支えられ、本学は、日本におけるトップレベルの教育を実施してきた。すなわち、教育の成果にかかる上記の中期目標は、その専門人について「企画立案型の国家・国際公務員、弁護士や公認会計士、企業関係の高度専門職業人だけでなく、研究者、評論家、ジャーナリスト、NPO参加者など、自己の高度の専門知識によって市民公共的に活動する知的プロフェッショナルを指す」と定義し、大学の設定している目的をより具体的に表現している。また、「理性ある革新者」とは各分野におけるイノベーションの担い手を、「指導力ある政治経済人」とは本学が長年にわたって標榜してきた「キャピテinz・オブ・インダストリー」の系譜を継ぐ、企業や政界でのトップリーダーを意味する。本学のカリキュラムは、その目標を実現するために、1年次から専門の授業を行うと同時に、様々な教養科目を準備し、他学部の授業の履修も義務付けている。また、学部の枠を超える「教養ゼミナール」も設置している。さらに、近年では、1、2年生を対象として、産業界の第一線で活躍している人々を講師としたゼミナールを「如水ゼミ」と名付けて開講し、ケースメソッドによる知的訓練や社会人としての生き方を学び、考える機会を与えていている。

さらに、教育研究等の質の向上に関する目標において、①全学・学部の理念に沿った体系的なカリキュラムの整備についての目標(中期目標)、少人数教育の徹底等を中心とする授業科目に充実についての目標(同)、教育の国際化についての目標(同)、社会の多様化に寄与し、自由で平等な社会の建設に向けた教育についての目標(同)を掲げ、これに沿った年度計画を設定し、着実な進行管理を行っている。

3 学長のリーダーシップのもとでの大学改革、教育研究体制の改善

国立大学の第2期中期目標期間の後半に入った現在、日本の高等教育を担う大学に対しては、教育研究のグローバル化を進めること、そのために、学長の強力なリーダーシップのもとで運営体制、教育研究体制の改善を進めることが強く求められている。平成22年に就任した山内進学長は、就任時に「一橋大学プラン135」を公表し、その中で、「スマートで強靭なグローバル一橋」の確立を目指すとし、「スマートな一橋」として、「世界水準の教育」「世界水準の研究」「洗練されたキャンパス」を、「強靭な一橋」として、「強い組織」「確固としたスタイル」「戦略的連携」「ツールの強化」を、特に、重点的な強化方針として掲げた。さらに、平成25年には、秋入学問題、国立大学のミッションの再定義という喫緊の課題についての取組方針等を示した「学長見解2013」を公表して、強いリーダーシップのもとでの改革、運営体制、教育研究体制の改善を図るための具体的方針を示した。なお、「プラン135」「学長見解2013」は、本学のウェブサイトに掲載されているほか、それぞれパンフットとして印刷し、学内への普及、学外への広報等に活用されている。

現在、学生の国際流動性の強化、学位の国際通用性と教育の多角化等を柱とする教育のグローバル化を重点改革課題として取り組んでおり、その実現のため、①新入生全員を対象とした短期語学留学制度の整備、②導入学期の創設を含む学期制度改革、③高等教育の国際流動性を高めるための「チューニング」の推進、④世界水準の教育研究を実施するための一橋大学社会科学高等研究院の創設、⑤改革に伴う教育研究組織の再編成や学内資源の再配分、等を柱とする事業に着手している。

III 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学の使命は、「国立大学法人一橋大学基本規則」第 2 条において、「日本及び世界の自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成すること」であると明示している。また、「一橋大学研究教育憲章」においても、これを本学の目的として掲げている（資料 1-1-①-1）。

学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、「一橋大学学則」において定めている（資料 1-1-①-2）。

これらの目的は、学校教育法第 83 条に規定されている、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学一般の目的を踏まえている。

そして、本目的を踏まえ、文部科学大臣が定める第 2 期中期目標に基づく中期計画、各年度計画を策定している（資料 1-1-①-3）。

その他、現学長の大学運営の基本方針である「一橋大学プラン 135」及びその他の重要課題に対する見解等をまとめた「学長見解 2013」に基づき、大学改革などを積極的に推し進めている（資料 1-1-①-4）。

資料 1-1-①-1 「一橋大学研究教育憲章」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41600000000000000000/41600000000000000000/416000000000000000000.html

資料 1-1-①-2 学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（「一橋大学学則」より抜粋）

（学部、学科の人材養成その他教育研究上の目的）

第 16 条の 2 学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 商学部は、商学・経営学およびその関連分野における専門知識の骨格を持ち、また、深い洞察力と良識ある判断力、豊かな創造力、卓越した倫理観を身につけた人材の育成を目的とする。
経営学科では、経営・会計を中心とし、組織の経営に関連する分野にかかる幅広い学識の涵養を図る。
商学科では、市場・金融を中心とした、組織を取り巻く環境・制度に関連する分野にかかる幅広い学識の涵養を図る。
- 二 経済学部は、経済学及びその関連分野における専門性と総合性を併せ持つ人材を育成し、よって、卓越した専門的知識と良識ある洞察力を兼ね備えた職業人・市民の養成を通じて、社会の発展に寄与することを目的とする。
- 三 法学部は、法律学・国際関係学における基礎的な専門知識・能力を有するとともに、高度な教養と判断力を持つ人材の育成を図ることを目的とする。
- 四 社会学部は、様々な専門領域にわたる社会科学の総合的な学修に基づいて、現代社会の諸問題を多角的な視点から批判的に分析できる知性を持ち、豊かな構想力と実践的な解決力を具えた人材の育成を目的とする。

資料 1-1-①-3 中期目標、中期計画、各年度計画

- ・ 国立大学法人一橋大学中期目標
(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/pdf/H22chuki-m.pdf>)
- ・ 国立大学法人一橋大学中期計画
(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/pdf/H22chuki-k.pdf>)
- ・ 国立大学法人一橋大学年度計画（平成 22 年度～平成 27 年度）
(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html>)

資料 1-1-①-4 一橋大学プラン 135、学長見解 2013

- ・ 「一橋大学プラン 135」
(http://www.hit-u.ac.jp/function/outside/news/2011/20110401_1.pdf)
- ・ 「学長見解 2013—二つの重要課題と一橋大学プラン 135」
(<http://www.hit-u.ac.jp/function/outside/news/2013/20130401.pdf>)

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動に関する理念や考え方、養成しようとする人材像、達成目標を、「国立大学法人一橋大学基本規則」や「一橋大学研究教育憲章」、「一橋大学学則」等において定め、そのための具体的な計画を、中期目標に基づき、中期計画並びに各年度計画で定めており、体系的、段階的構成となっている。その内容は、いずれも、社会科学の研究総合大学として多くの有為な人材を輩出してきた独自の歴史に立脚しており、その伝統を守り発展させつつ、新たなグローバル時代に求められる活動に先駆的に取り組もうとする精神に裏打ちされている。

その他、現学長の大学運営の基本方針である「一橋大学プラン 135」及びその他の重要課題に対する見解等をまとめた「学長見解 2013」に基づき、大学改革などを積極的に推し進めている。

これらのことから、大学の目的が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

観点 1－1－②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、「一橋大学学則」第 33 条において、「一般的並びに専門的教養を基礎として、社会科学の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うことによって広く文化の向上発展に寄与すること又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより社会に貢献すること」であると明示している。

また、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、各研究科及び教育部の規則において、専攻ごとに定めている（資料 1-1-②-1）。

これらの目的は、学校教育法第 99 条に規定されている、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という大学院一般の目的を踏まえている。

資料 1-1-②-1 専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

- ・ 「一橋大学大学院商学研究科規則」第2条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009200000000/41690210009200000000/4169021000920000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院経済学研究科規則」第2条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009400000000/41690210009400000000/4169021000940000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院法学研究科規則」第1条の2
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009600000000/41690210009600000000/4169021000960000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院社会学研究科規則」第2条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010200000000/41690210010200000000/4169021001020000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院言語社会研究科規則」第3条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010400000000/41690210010400000000/4169021001040000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院国際企業戦略研究科規則」第2条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010600000000/41690210010600000000/4169021001060000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則」第2条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41790210002500000000/41790210002500000000/4179021000250000000.html)

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、社会科学の専攻を究め、高い学識と研究能力を養うこと、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより社会に貢献することを目指しており、学校教育法に規定されている目的に、極めて適切である。

これらのことから、大学院の目的が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2－1－①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、「一橋大学学則」第16条の2に規定された学部、学科の人材養成その他教育研究上の目的を達成する上で（資料1-1-①-2）、商学部（経営学科、商学科）、経済学部（経済学科）、法学部（法律学科）、社会学部（社会学科）の4学部5学科を設置している。

なお、商学部では、扱う学問が、企業活動とその管理上の問題を対象とするミクロ的な領域と、企業が経済活動を行う場である市場や制度を対象とするマクロ的な領域とに大きく二分されることから、そうした性質を反映し、前者を経営学科、後者を商学科とする2学科体制をとっている。

資料1-1-①-2 学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育理念、目的を遂行する上で、それと適合する4学部5学科の構成をとっている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2－1－②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学において、教養教育は全学共通教育と呼ばれ、外国語科目、言語文化科目、自然・数理科目、運動文化科目、社会科学科目、人文・思想科目、学際テーマ科目、キャリア科目、寄附講義、演習の科目群から構成されている（資料2-1-②-1）。全学共通教育に関わる諸事項の総合的な調整は、教育・学生担当副学長を委員長とする全学委員会である教育委員会が担い（資料2-1-②-2）、具体的な事項は、教育委員会の専門委員会である全学共通教育専門委員会が審議し、実施・運営に当たっている（資料2-1-②-3）。また、教育活動の研究開発を目的とする大学教育研究開発センター（学内共同教育研究施設）が、カリキュラムの分析・開発及び教育システム開発、全学共通教育の企画・運営の機能を担っている（資料2-1-②-4）。同センターの下には全学共通教育企画運営委員会（資料2-1-②-5）及び全学共通教育教員会議（資料2-1-②-6）を設置している。全学共通教育企画運営委員会は部局長等を構成員とし、全学共通教育の円滑かつ十全な実施のための諸事項を審議し、全学共通教育教員会議は全学共通教育担当の全教員を構成員として、全学共通教育の改善、科目開設・実施等について審議している。

資料2-1-②-1 「全学共通教育」（『一橋大学案内 2015』、9 頁）

全学共通教育科目	
共通基礎科目	
外国語(初中級)	英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、スペイン語、朝鮮語、アラビア語、ギリシア語、ラテン語
言語文化	国語、西洋古典の世界、英語圏研究入門、ドイツ語圏研究入門、フランス語圏研究入門、
自然・数理	スラブ研究入門、中国研究入門、世界の言語入門、言語論入門、民俗学 線型代数、微分積分、集合と位相、確率、情報基礎、計算機概論、サイエンスミニマム、生命科学基礎、物質科学、物理学基礎、情報科学基礎、サイエンス工房
運動文化	スポーツ方法I
共通発展科目	
外国語(上級)	英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、スペイン語、朝鮮語、ギリシア語、ラテン語
言語文化	言語論、英語学、レトリック論、文献学、文学理論、英語圏文学、ドイツ語圏文学、フランス語圏文学、ロシア・東欧文学、映像文化論、造形芸術論、音楽論、舞台芸術論、ドイツ語圏思想、フランス語圏思想、異文化交流論、民俗文化論、宗教と文化、英語圏地域文化論、ドイツ語圏地域文化論、フランス語圏地域文化論、スペイン語圏地域文化論、日本文化論、日本の言語文化、日本古典文学、日本近代文学、現代日本語論、日本語研究入門、古文書、中国の言語と文化、中国思想論、中国文学論、中国社会論、台湾の歴史と文化、朝鮮の歴史と文化、東アジアアスト殖民地論
自然・数理	線型代数統論、微分積分統論、計画数学、数理論理学、情報数学、環境科学、情報技術論、データ処理論、生態学、自然科学史、地球環境システム、地球環境、地球科学、現代物理学、生命科学発展、物質とエネルギー、情報応用論、情報社会論
運動文化	スポーツ方法II、現代スポーツ論、スポーツ文化、スポーツと映像文化、地域社会とスポーツ、スポーツトレーニング論、運動と体力の科学、健康と福祉、ヒューマンセクソロジー、現代社会とスポーツ
総合科目	
社会科学	企業と社会、経済と社会、法学入門、政治と社会、社会学、教育と社会、教育と経済、教育と経済開発、EU入門、大学教育論、短期海外研修、海外留学スキル・トレーニング、現代若者論
人文・思想	哲学、歴史学、人類学、倫理学、心理学、認知心理学、精神保健学、コミュニケーションと表現、ジェンダーと心理学、Intro to Counseling Psychology
学際テーマ	ジェンダーから世界を読む、地球社会研究、平和と文化、留学生理解と国際教育交流、まちづくり、くにたち地域研究、コミュニティ・ビジネス起業講座、インターンシップ、海外留学と国際教育交流、社会起業論、キャリアデザイン論、一橋大学の歴史、大学と社会、学生生活の技法、環境政策と社会科学入門、芸術産業論、課題解決型イノベーションのための文理レゾナンス、ジェンダーと人権
キャリア科目	キャリア・ワークショップI、キャリアマネジメント
如水会寄附講義	社会実践論、キャリアゼミ、男女共同参画時代のキャリアデザイン、武道としての柔道
一橋大学生協寄附講義	食科学
一橋植樹会寄附講義	緑の科学
ワンアジア財団寄附講義	アジア共同体論
演習	教養ゼミナール

資料2-1-②-2 「一橋大学教育委員会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210003300000000/41690210003300000000/416902100033000000000.html

資料2-1-②-3 「全学共通教育専門委員会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210003400000000/416902100034000000000/4169021000340000000000.html

資料2-1-②-4 「一橋大学大学教育研究開発センター規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210014500000000/416902100145000000000/4169021001450000000000.html

資料2-1-②-5 「一橋大学全学共通教育企画運営委員会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210014600000000/416902100146000000000/4169021001460000000000.html

資料2-1-②-6 「一橋大学全学共通教育教員会議規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210014700000000/41690210014700000000/41690210014700000000.html

【分析結果とその根拠理由】

本学は、豊かな教養に裏打ちされた、創造性と論理性、構想力と判断力を持つ人材の育成を目指しており、これらの能力を教養という幅広い視野の中で涵養することは、本学が一貫して重視してきた伝統となっている。このような教養教育を、全学的な協力体制のもとに学部横断的に実施しており、その計画策定、実施、評価、改善及び支援を行う組織や会議体は、全学の意思決定過程の中で位置づけられている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

観点2－1－③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、「一橋大学学則」第33条に規定された大学院の教育研究目的を達成する上で、大学院課程として、商学、経済学、法学、社会学、言語社会、国際企業戦略の6研究科を設置しており、それぞれの研究科は修士課程・博士後期課程、専攻で構成されている。

また、専門職学位課程として、法科大学院、国際企業戦略研究科及び国際・公共政策大学院を設置し、それに専攻を設置している。

なお、必要に応じて、それぞれの研究科及び国際・公共政策大学院にコース、部門を置いている（資料2-1-③-1）。

資料2-1-③-1 大学院課程、専門職学位課程の構成

	大学院課程		専門職学位課程
	修士課程	博士後期課程	
商学 研究科	研究者養成コース〔経営・マーケティング専攻、会計・金融専攻〕	経営・マーケティング専攻、会計・金融専攻	
	経営学修士コース〔経営・マーケティング専攻、会計・金融専攻〕		
経済学 研究科	経済理論・経済統計専攻、応用経済専攻、経済史・地域経済専攻、比較経済・地域開発専攻	経済理論・経済統計専攻、応用経済専攻、経済史・地域経済専攻、比較経済・地域開発専攻	
法学 研究科	法学・国際関係専攻	法学・国際関係専攻	法務専攻（法科大学院）
社会学 研究科	総合社会科学専攻、地球社会研究専攻	総合社会科学専攻、地球社会研究専攻	
言語社会 研究科	言語社会専攻〔第1部門（言語社会部門）、第2部門（日本語・日本文化部門）〕	言語社会専攻〔第1部門（言語社会部門）、第2部門（日本語・日本文化部門）〕	

国際 企業戦略 研究科	経営法務専攻〔経営法務コース〕	経営法務専攻〔経営法務コース〕、 経営・金融専攻〔国際経営戦略コース、 金融戦略・経営財務コース〕	経営・金融専攻〔国際経営戦略コース、 金融戦略・経営財務コース〕
国際・ 公共政策 大学院			国際・公共政策専攻〔国際・行政 コース（公共法政プログラム、グローバル・ガバナンスプログラム）、 公共経済コース（公共経済プログラム、 アジア公共政策プログラム）〕

【分析結果とその根拠理由】

本学の研究科及びその専攻等の構成は、人文・社会科学諸分野のより高次の教育研究を行う研究科と、社会からの今日的要請に答える専門職大学院及びそれぞれの専攻、コース、部門からなっており、本学の目標を実現するための適切な構成となっている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2－1－④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2－1－⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人一橋大学基本規則」第2条「本学の使命」には、「日本及び世界の自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成すること」を掲げており、この使命を前提として、同第15条「学内共同教育研究施設」において、「本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設として、大学教育研究開発センター、情報基盤センター、国際教育センター、国際共同研究センター、社会科学古典資料センターを置く」ことを定めている。

このうち、教育活動を直接担う施設として、大学教育研究開発センター、情報基盤センター及び国際教育センターがある。各施設の目的の概略は、次のとおりである（各施設の機能状況については、別添資料2-1-⑤-A、別添資料2-1-⑤-B参照）。

- ・ 大学教育研究開発センター： 全学教育、教育改善及び大学教育全般のあり方に関する研究を行うとともに、本学の全学共通教育を実施するうえで必要な責任体制を確立する。
- ・ 情報基盤センター： 情報システム及びネットワークシステムの整備、運用及び管理並びに情報技術による教育研究支援及びメディア開発を行い、もって本学における教育・研究の向上と、事務処理の効率化に寄与する。
- ・ 国際教育センター： 外国人留学生及び海外留学を希望する学生等に対し、必要な教育及び指導助言等を行うことにより、一橋大学における国際交流の推進に寄与する。

- ・ 別添資料2-1-⑤-A
「学内共同教育研究施設」（『一橋大学概要2014』、26-27頁）
- ・ 別添資料2-1-⑤-B
学内共同教育研究施設の機能状況

【分析結果とその根拠理由】

各センター等は、全学的な協力体制のもとに設置されており、「国立大学法人一橋大学基本規則」に従って、本学の教育研究の目的と整合するよう運営を行っている。
これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2－2－①：教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

各学部、各研究科及び専門職大学院に設置された教授会あるいは研究科委員会が、学士課程、大学院課程及び専門職学位課程の教育に関する重要な事項を審議している（資料2-2-①-1）。

教育研究評議会では、中期目標についての意見や中期計画及び年度計画に関する事項など、本学の教育研究に関する重要な事項を審議している（資料2-2-①-2）。

教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織としては、教育・学生担当副学長を委員長とする全学委員会である教育委員会を設置しており、本学の教育に関する重要な事項及び大学教育改革補助事業（教育に関するもの）に関する重要な事項を審議し、更に全学共通教育、学部教育及び大学院教育の総合的な調整を行っている（資料2-1-②-2）。また、事項の性質に対応し、教育委員会のもとに全学共通教育専門委員会（資料2-1-②-3）、学部教育専門委員会（資料2-2-①-3）、大学院教育専門委員会（資料2-2-①-4）を設けている。全学共通教育専門委員会及び学部教育専門委員会は、8月を除く年間11回の開催、大学院教育専門委員会は、8、9月を除く年間10回の開催を標準とし、必要に応じて臨時開催している。

審議される事項の性質別にみると、全学共通教育に関する事項については、全学共通教育教員会議（資料2-1-②-6）及び全学共通教育専門委員会が審議を行う会議体となっている。全学共通教育教員会議は、大学教育研究開発センター長を議長とし、全学共通教育の改善等に関する事項等について審議している。また、全学共通教育専門委員会は、全学共通教育課程の策定及び編成に関する事項等について審議している。

学部教育に関する事項については、各学部教授会が審議、決定している。このうち、規則改正や学年暦決定など全学的な統一、調整が必要な議題に関しては、学部教育専門委員会と全学共通教育専門委員会が合同で会議を開催し、必要に応じて各部局の意見を聴取し、全学に共通する議題として審議を行っており、審議結果については、部局長会議（資料2-2-①-5）、教育研究評議会において更に審議することとなっている。

大学院教育に関する事項については、各研究科委員会が審議、決定している。このうち、規則改正や学年暦決定など全学的な統一、調整が必要な議題に関しては、大学院教育専門委員会が必要に応じて各部局の意見を

聽取し、全学に共通する議題として審議を行っており、審議結果については、部局長会議、教育研究評議会において更に審議することとなっている。

資料2-2-①-1 「一橋大学教授会通則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210000700000000/41690210000700000000/416902100007000000
00.html

資料2-2-①-2 「国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210000400000000/41690210000400000000/416902100004000000
00.html

資料2-1-②-2 「一橋大学教育委員会規則」

資料2-1-②-3 「全学共通教育専門委員会規則」

資料2-2-①-3 「学部教育専門委員会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210003500000000/41690210003500000000/41690210003500000
00.html

資料2-2-①-4 「大学院教育専門委員会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210003600000000/41690210003600000000/41690210003600000
00.html

資料2-1-②-6 「一橋大学全学共通教育教員会議規則」

資料2-2-①-5 「一橋大学部局長会議規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210006000000000/41690210006000000000/4169021000600000
00.html

【分析結果とその根拠理由】

教授会等を適切に設置し、定期的に開催している。教育活動に係る重要事項を審議する上では、部局長会議や教育研究評議会等との関係において、意思決定過程の中で明確に位置づけられ、認められた範囲内で必要な活動を行っている。

これらのことから、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①：教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

学部、大学院、学内共同教育研究施設における教員組織の基本方針は、「国立大学法人一橋大学基本規則」において定めている（資料3-1-①-1）。

各研究科及び教育部に置く課程、専攻及び講座、各学部に置く学科及び科目等については、「一橋大学の大学院の専攻及び講座等に関する規則」において定めている（資料3-1-①-2）。

さらに、教育研究に係る責任の所在については、「国立大学法人一橋大学基本規則」第33条、第33条の2、第33条の3及び第37条において定めている（資料3-1-①-3）。

以上の全体的枠組みにより、教員の適切な役割分担、組織的な連携体制の確保、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がとられている。

具体的に一部局を例にとれば、言語社会研究科の組織は、教育目標により第一部門と第二部門に分かれており、第一部門は、同研究科教員と東京学芸大学からの連携教員によって構成され、また第二部門は、同研究科教員と本学の国際教育センター、国立国語研究所からの連携教員によって構成されている（別冊資料1）。同研究科教員で、全学共通教育科目を担当する教員は、言語社会研究科委員会に所属するとともに、全学共通教育教員会議を通じて、担当科目に関する事項の意思決定に関わっている。また、研究科長1人、評議員1人による執行部責任体制をとっている。

資料3-1-①-1 「国立大学法人一橋大学基本規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/416902100001000000
00.html

資料3-1-①-2 「一橋大学の大学院の専攻及び講座等に関する規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210000800000000/41690210000800000000/416902100008000000
00.html

資料3-1-①-3 教育研究に係る責任の所在（「国立大学法人一橋大学基本規則」より抜粋）

（研究科長及び学部長）

第33条 各研究科に、研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。商学研究科長、経済学研究科長、法学研究科長及び社会学研究科長は、学部長を兼ねる。

2 研究科長及び学部長は、当該研究科又は当該学部に関する業務を掌理する。

（略）

（研究部長及び教育部長）

第33条の2 研究部に、研究部長を置き、当該研究部の教授をもって充てる。国際・公共政策研究部長は、教育部長を兼ねる。

2 研究部長及び教育部長は、当該研究部又は当該教育部に関する業務を掌理する。

（略）

(法科大学院長)
第33条の3 法科大学院に、法科大学院長を置く。
2 法科大学院長は、法科大学院に関する業務を掌理する。
(略)
(学内共同教育研究施設等の長)
第37条 学内共同教育研究施設、保健センター及び学生支援センターに、それぞれ施設の長（本条において「センター長」という。）を置き、本学の理事（副学長）又は教授若しくは准教授をもって充てる。
2 センター長は、当該施設に関する業務を掌理する。

別冊資料1

『平成26年度一橋大学大学院学生便覧』

「V_5. 大学院言語社会研究科授業担当教員名簿」(147-148頁)

【分析結果とその根拠理由】

「国立大学法人一橋大学基本規則」、「一橋大学の大学院の専攻及び講座等に関する規則」などにより、教員の適切な役割分担、組織的な連携体制、教育研究に係る責任の所在が明確な教員組織編制の枠組みを定め、適切に運営している。

各部局についても、言語社会研究科の例に示されるとおり、責任体制を明確にした組織編制を行っている。これらのことから、教員の適切な役割分担のもとで、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織を編制していると判断する。

観点3－1－②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程の教育を担当する教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 商学部：86人（専任教員60人（うち教授36人）、非常勤教員26人）
- ・ 経済学部：57人（専任教員47人（うち教授25人）、非常勤教員10人）
- ・ 法学部：75人（専任教員56人（うち教授42人）、非常勤教員19人）
- ・ 社会学部：70人（専任教員58人（うち教授43人）、非常勤教員12人）

これらはいずれも、大学設置基準の上で必要となる専任教員数を上回るものとなっている。

なお、学士課程における教員1人当たりの学生数は、学士課程全学部平均で15人となっている。

また、各学部において、課程修了時に学生が身に付けていくべき専門知識・能力を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として定めており、その達成に必要な科目を「教育上主要と認める授業科目」と定義している。

学部教育における教育上主要な授業科目はゼミナールをはじめとする必修科目であり、ほとんどの必修科目に、担当教員として専任の教授又は准教授を配置している。

全学共通教育における教育上主要な科目（必修科目・選択必修科目）にも専任の教授又は准教授を配置しており、外国語科目等には非常勤講師も配置している。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程については、商、経済、法、社会の4学部全てにおいて、大学設置基準上必要とされる専任教員数

を確保している。

また、学部教育における教育上主要と認める授業科目（必修科目）については、そのほとんどに専任教員を配置している。

これらのことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点3－1－③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

法人化以前の定員から本学人件費抑制計画の抑制数を考慮の上、必要教員数を確保している。

大学院課程の教育を担当する教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 商学研究科：100人（研究指導教員60人（うち教授37人）、研究指導補助教員0人、非常勤教員40人）
- ・ 経済学研究科：96人（研究指導教員66人（うち教授38人）、研究指導補助教員0人、非常勤教員30人）
- ・ 法学研究科：23人（研究指導教員23人（うち教授14人）、研究指導補助教員0人、非常勤教員0人）
- ・ 社会学研究科：73人（研究指導教員58人（うち教授43人）、研究指導補助教員0人、非常勤教員15人）
- ・ 言語社会研究科：23人（研究指導教員16人（うち教授11人）、研究指導補助教員0人、非常勤教員7人）
- ・ 國際企業戦略研究科：83人（研究指導教員30人（うち教授18人）、研究指導補助教員0人、非常勤教員53人）

また、専門職学位課程の教育を担当する教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 法科大学院：60人（専任教員23人（うち教授17人）、非常勤教員37人）
- ・ 國際企業戦略研究科：49人（専任教員20人（うち教授11人）、非常勤教員29人）
- ・ 国際・公共政策大学院：39人（専任教員19人（うち教授13人）、非常勤教員20人）

これらはいずれも、大学院設置基準又は専門職大学院設置基準の上で必要となる研究指導教員数、専任教員数を上回るものとなっている。

なお、大学院課程及び専門職学位課程における教員1人当たりの学生数は、大学院課程及び専門職学位課程全体の平均で、4人となっている。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程については、全ての研究科において、大学院設置基準上必要とされる研究指導教員数を確保している。

専門職学位課程についても、全ての専門職大学院において、専門職大学院設置基準上必要とされる専任教員数を確保している。

なお、大学院課程及び専門職学位課程における教員1人当たりの学生数は、大学院課程及び専門職学位課程全体の平均で4人となっており、本学が従来から特徴とする少人数教育が実現されている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点3－1－④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

中期計画において、教員活動の活性化に資する計画を定めている（資料3-1-④-1）。それをもとに、外国人教員・任期付教員の採用や公募制の拡充、女性教員採用の促進、サバティカル制度、ジュニア・フェロー制度、テニュア・トラック制度、年俸制の導入等の取組を実施している。

教員の年齢構成、男女構成、外国人教員の任用状況は資料3-1-④-2、資料3-1-④-3のとおりとなっている。

研究プロジェクトの実施に際し、弾力的に多様な人材の確保を必要とする場合等に対応するため、「国立大学法人一橋大学の教員の雇用に関する規則」において、教員の任期制について定めている（資料3-1-④-4）。

女性教員採用促進のための取組としては、研究科ごとの女性教員比率を高める数値目標及び女性教員採用の促進に係る検討状況を取りまとめるため、男女共同参画推進本部を設置している（資料3-1-④-5）。また、平成25年度に、独立行政法人科学技術振興機構の科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」に採択され、「男女共同参画推進室」を設置し、出産・育児介護期間中の女性研究者等が研究を推進できる環境の整備に取り組んでいる（資料3-1-④-6）。この取組を通じて、博士号を取得した女性大学院生が研究者としての職位を得るようにするとともに、女性研究者の新規採用者の比率や、女性教員在職者数の教授の比率を増加させようとしている。

サバティカル制度は、専任教員が研究教育の発展と自己の専門分野に関する研究教育能力向上のために、自主的調査研究に専念できる研修期間のことであり、平成24年度は11人、平成25年度は9人がこの制度を活用している（資料3-1-④-7）。

また、各研究科において契約教員（ジュニア・フェロー等）の採用を行っている（別添資料3-1-④-A）。この制度は、若手研究者の教育面のキャリア形成を支援する目的を持ち、毎年15～17人程度の各研究科博士後期課程修了者（又は修了予定者）を採用している（資料3-1-④-8）。

さらに、経済学研究科では、テニュア・トラック制度の導入を開始している（別添資料3-1-④-B）。

加えて、グローバル化に対応するため、高等教育の高度化、国際化、流動化を巡る諸課題を包括的に研究し、高質なモビリティーを促進する制度及び活動を企画設計、配信することを目的として、平成26年4月に開設した森有礼高等教育国際流動化センターでは、年俸制の導入を開始している（別添資料3-1-④-C）。

資料3-1-④-1 教員活動の活性化に資する計画（中期計画（平成22年3月31日 文部科学大臣認可）より抜粋）

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標を達成するための措置
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
⑧ 部局ごとの特色に応じ、外国人ないし外国での教育経験をもつ教員を増加させるとともに、教員の協働により教育効果を上げ、教育の質を改善する。
2 研究に関する目標を達成するための措置
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置
③ 各研究科は女性教員比率を高める数値目標を定め、女性教員採用を促進する。
④ 研究との両立を図るべく出産・育児支援を行う。
⑪ ジュニア・フェロー制度を充実させ活用を図る。
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
⑤ 教員の再雇用制度を促進する。また、女性教員、外国人及び外国での教育経験を持つ教員の増加を図る。多様な人材を確保しグローバル化を推進するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、適切

な業績評価体制を整備して年俸制を導入・促進する。
 ⑧ 毎年度、教職員の個人評価を実施し、その結果を教育研究及び業務運営の活性化等に反映させる。

資料3-1-④-2 教員の年齢構成（平成26年5月1日現在）

部局名	年齢					計
	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	
商学研究科・商学部	0(0)	10(1)	23(5)	20(2)	7(0)	60(8)
経済学研究科・経済学部	0(0)	9(0)	13(3)	22(8)	3(0)	47(11)
法学研究科・法学部	0(0)	4(0)	22(4)	25(5)	5(1)	56(10)
社会学研究科・社会学部	0(0)	8(3)	22(3)	24(7)	3(0)	57(13)
言語社会研究科	0(0)	3(0)	6(2)	8(1)	0(0)	17(3)
国際企業戦略研究科	0(0)	5(0)	8(2)	13(1)	4(0)	30(3)
経済研究所	1(0)	5(0)	12(2)	9(1)	3(0)	30(3)
その他学内共同利用施設等	0(0)	7(3)	6(3)	6(3)	1(0)	20(9)
大学全体（計）	1(0)	51(7)	112(24)	127(28)	26(1)	317(60)
比率（%）	0.32%	16.09%	35.33%	40.06%	8.20%	100.00%

※括弧内は助手の数（外数）

資料3-1-④-3 教員の男女構成、外国人教員の任用状況（平成26年5月1日現在）

部局名	教員数			女性比率 (%)	外国人教員数		
	男	女	計		男	女	計
商学研究科・商学部	53(1)	7(7)	60(8)	11.67%	2(0)	1(0)	3(0)
経済学研究科・経済学部	44(0)	3(11)	47(11)	6.38%	1(0)	0(0)	1(0)
法学研究科・法学部	44(1)	12(9)	56(10)	21.43%	4(0)	0(0)	4(0)
社会学研究科・社会学部	42(2)	15(11)	57(13)	26.32%	1(0)	0(0)	1(0)
言語社会研究科	14(0)	3(3)	17(3)	17.65%	0(0)	1(1)	1(1)
国際企業戦略研究科	27(0)	3(3)	30(3)	10.00%	3(0)	1(0)	4(0)
経済研究所	24(0)	6(3)	30(3)	20.00%	1(0)	0(0)	1(0)
その他学内共同利用施設等	15(3)	5(6)	20(9)	25.00%	1(0)	1(0)	2(0)
計	263(7)	54(53)	317(60)	17.03%	13(0)	4(1)	17(1)

※括弧内は助手の数（外数）

資料3-1-④-4 教員の任期制（「国立大学法人一橋大学の教員の雇用に関する規則」より抜粋）

（雇用期間を定めることができる教員）
第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、教員を雇用期間を定めて雇用することができる。
一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。
二 助教の職に就けるとき。
三 本学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。
2 雇用期間は、当該教育研究組織の長の意見を徵し学長が別に定める。再任についても同様とする。

資料 3-1-④-5 「国立大学法人一橋大学男女共同参画推進本部規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/42590210004400000000/42590210004400000000/4259021000440000000000.html

資料 3-1-④-6 「国立大学法人一橋大学男女共同参画推進室規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/42590210016000000000/42590210016000000000/4259021001600000000000.html

資料 3-1-④-7 「一橋大学教員のサバティカル研修に関する規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41790210010100000000/41790210010100000000/417902100101000000000.html

資料 3-1-④-8 ジュニア・フェロー制度による若手研究者確保のための任期付専任講師雇用状況

	商学研究科・ 商学部	経済学研究科・ 経済学部	法学研究科・ 法学部	社会学研究科・ 社会学部	計
平成 24 年度	5	2	4	6	17
平成 25 年度	5	2	4	6	17
平成 26 年度	3	2	4	6	15

- 別添資料 3-1-④-A
各研究科の平成 26 年度ジュニア・フェロー募集要項
- 別添資料 3-1-④-B
「通常任用審査請求権を伴う任期付き任用の実施に関する申し合わせ」
- 別添資料 3-1-④-C
「年俸制教育職員給与規則の適用者について」

【分析結果とその根拠理由】

中期計画に基づき、多様な人材（外国人、女性、任期制等）の確保、サバティカル制度の拡充、若手研究者のキャリア形成支援（ジュニア・フェロー制度、テニュア・トラック制度）、年俸制の導入などを打ち出し、教員組織の活動をより活性化するための様々な措置を講じている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置を講じていると判断する。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用、昇格の基準については、「国立大学法人一橋大学教員選考基準」において定めている（資料 3-2-①-1）。

特に教育上の指導能力に関しては、同基準において、「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」であることを、教授、准教授、講師及び助教になるための資格として明記しており、これに基づき、各研究科において指導能力の評価を実施している。

特に、言語社会研究科では、教員の採用、昇格に当たり、教員選考基準に従い、さらに研究科の事情を勘案して、教育実績や指導能力のチェックを行っている。新任採用に関しては、審査委員会による面接を実施して、研究能力、教育能力を総合的に判断している。

資料3-2-①-1 「国立大学法人一橋大学教員選考基準」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210008500000000/41690210008500000000/416902100085000000
00.html

【分析結果とその根拠理由】

「国立大学法人一橋大学教員選考基準」により、教員の採用基準や昇格基準等を明確に定め、適切に運用している。学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価は、新任採用において面接を実施するなどの方法でチェックを行っている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等を明確に定め、適切に運用しており、特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価を行っていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育及び研究活動等に関する評価については、「国立大学法人一橋大学教育職員評価実施規程」を定めており、第2条に規定された「評価は、教育職員が自己の活動を点検し、自己評価することによって、その活性化に役立てるとともに、自己の活動の改善と向上に努めることを促進し、もって、本学の教育・研究等の向上に資することを目的に実施し、評価の結果は、処遇に反映させる」という趣旨のもと、教員の「教育」「研究」「社会貢献・国際貢献」及び「大学管理運営」の活動について、定期的かつ継続的に評価を実施している（資料3-2-②-1）。

また、年俸制の教員については、「国立大学法人一橋大学年俸制教育職員評価実施規則」を定め、それにふさわしい評価基準を設けている（資料3-2-②-2、別添資料3-2-②-A）。

さらに、それらの評価結果を個々の教員の昇給及び勤勉手当に反映している。

資料3-2-②-1 「国立大学法人一橋大学教育職員評価実施規程」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/42190210009900000000/42190210009900000000/421902100099000000
00.html

資料3-2-②-2 「国立大学法人一橋大学年俸制教育職員評価実施規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/42690210004200000000/42690210004200000000/42690210004200000000.html

別添資料3-2-②-A

「国立大学法人一橋大学年俸制教育職員評価実施規則に関する評価項目等について」

【分析結果とその根拠理由】

「国立大学法人一橋大学教育職員評価実施規程」及び「国立大学法人一橋大学年俸制教育職員評価実施規則」等を定め、教育及び研究活動に関する評価を定期的かつ継続的に行ってている。また、それらの評価結果を昇給及び勤勉手当に反映させることで、把握された事項への取組を継続している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動等に関する評価を継続的に実施しており、また、その結果把握された事項に対して適切な取組を行っていると判断する。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育活動を展開するために必要な事務職員の教育支援者として、学務部長をはじめ、学務部教務課に15人、学務部学生支援課に8人、学務部入試課に4人、学務部国際課に8人、商学、経済学、法学、社会学、言語社会と国際企業戦略の各研究科の事務部にそれぞれ1人ずつ、また法科大学院及び国際・公共政策大学院の事務部にそれぞれ2人ずつ配置している。

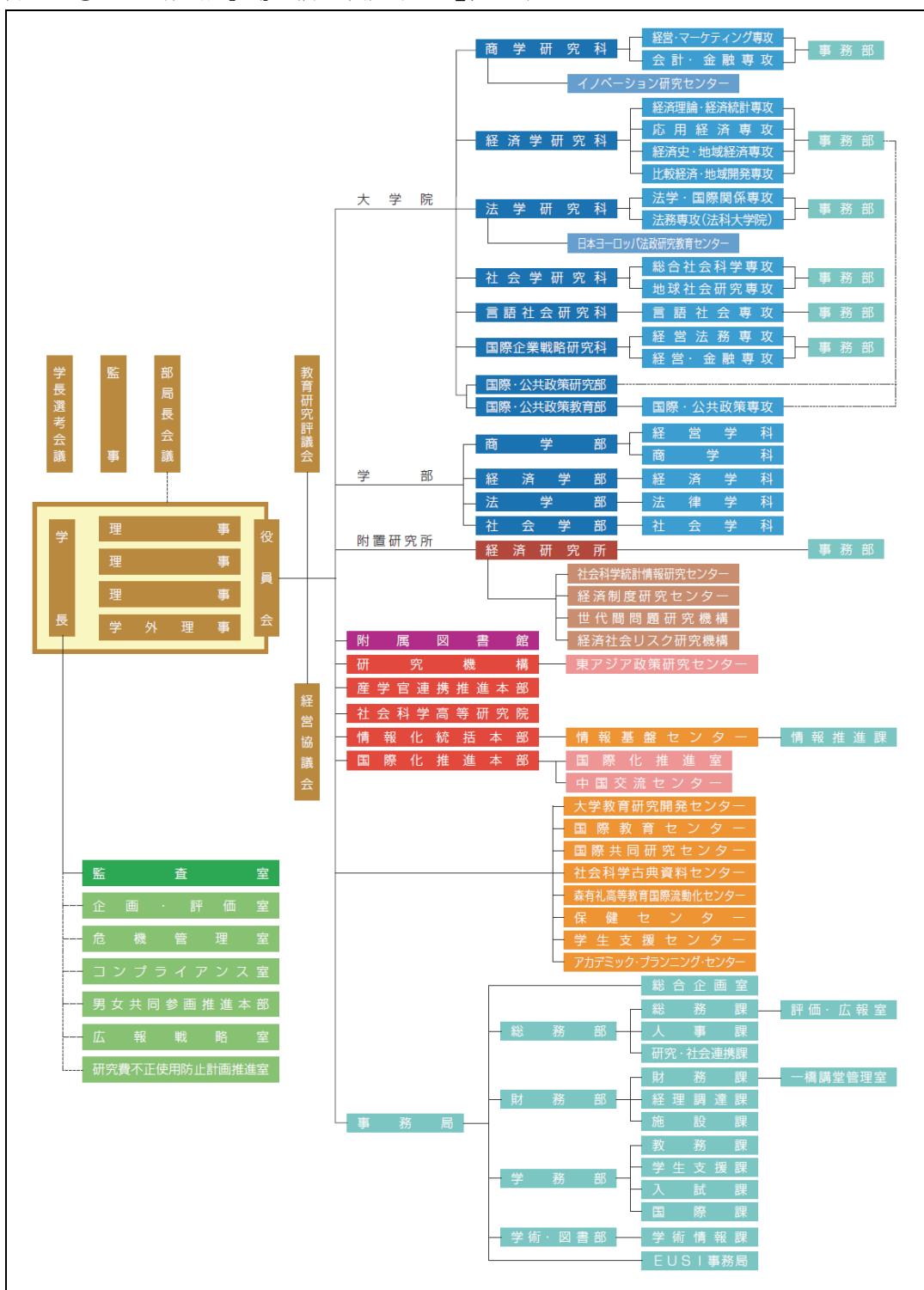
附属図書館の職員は、学術・図書部長をはじめ、学術情報課に20人、国際企業戦略研究科資料室に1人、経済研究所の資料室及び附属社会科学統計情報研究センターに9人の計31人を配置しており、このうち29人の職員が司書資格を保有している（資料3-3-①-1、資料3-3-①-2）。

教育補助者（TA）としては、博士後期課程の学生と修士課程の学生を、学士・大学院両課程の教育を担当する商学、経済学、法学及び社会学の4研究科のほか、言語社会研究科、国際・公共政策大学院及び大学教育研究開発センターも含めて、計131人配置している（平成26年6月1日現在）（資料3-3-①-3）。

資料3-3-①-1 「国立大学法人一橋大学事務組織規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210008000000000/41690210008000000000/41690210008000000000.html

資料3-3-①-2 「機構図」 (『一橋大学概要2014』、9頁)



資料3-3-①-3 「一橋大学ティーチング・アシスタント実施要項」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210013200000000/41690210013200000000/41690210013200000000/00.html

【分析結果とその根拠理由】

教育活動を展開するために必要な事務職員の教育支援者を、学務部や各研究科及び専門職大学院の事務部に

配置している。また、附属図書館の職員を計31人配置している。教育補助者（TA）は、博士後期課程、修士課程の学生を全学で計131人配置し、多人数講義や主要科目講義を中心に活用している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者を適切に配置しており、また、TA等の教育補助者の活用を図っていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 多様性ある人材（外国人、女性、任期制等）の確保や、サバティカル制度、若手研究者のキャリア形成支援（ジュニア・フェロー制度、テニュア・トラック制度）、年俸制の導入等、教員組織の活動をより活性化するための措置を講じている。

【改善を要する点】

該当なし

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

教育研究の理念と基本方針を「一橋大学研究教育憲章」として定めており（資料1-1-①-1）、それに沿って、商、経済、法及び社会の4学部、商学、経済学、法学、社会学、言語社会及び国際企業戦略の6研究科、法科大学院、国際企業戦略研究科及び国際・公共政策大学院の3専門職大学院において、それぞれ学部、研究科、専門職大学院ごとの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を作成し、明示している（資料4-1-①-1）。それぞれのアドミッション・ポリシーは、各教育課程の特色を反映し、「求める学生像」を示しており、入学後に必要となる基礎学力にも言及している。

資料1-1-①-1 「一橋大学研究教育憲章」

資料4-1-①-1 アドミッション・ポリシー

[学士課程]

- ・ 商学部、経済学部、法学部、社会学部
(http://www.hit-u.ac.jp/admission/admission_policy/index.html)

[大学院課程]

- ・ 商学研究科研究者養成コース
(<http://www.cm.hit-u.ac.jp/faculty/01.html>)
- ・ 商学研究科経営学修士コース
(<http://www.cm.hit-u.ac.jp/faculty/02.html>)
- ・ 経済学研究科
(<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/examination/graduate/>)
- ・ 法学研究科
(<http://www.law.hit-u.ac.jp/graduate/admission/>)
- ・ 社会学研究科
(http://www.soc.hit-u.ac.jp/admission/gs/admission_policy.html)
- ・ 言語社会研究科
(<http://gensha.hit-u.ac.jp/admission/policya.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科経営法務専攻
(<http://www.ics.hit-u.ac.jp/jp/bl/policy/index.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科国際経営戦略コース DBA プログラム
(<http://www.ibs.ics.hit-u.ac.jp/jp/dba/policy.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科金融戦略・経営財務コース
(<http://www.fs.ics.hit-u.ac.jp/information/policy.html>)

〔専門職学位課程〕

- ・ 法科大学院
(<http://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/exam/admission.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科国際経営戦略コース MBA プログラム
(<http://www.ibs.ics.hit-u.ac.jp/jp/mba/policy.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科金融戦略・経営財務コース
(<http://www.fs.ics.hit-u.ac.jp/information/policy.html>)
- ・ 国際・公共政策大学院
(http://www.ipp.hit-u.ac.jp/about/about_3policy.html)

【分析結果とその根拠理由】

教育研究の理念と基本方針を「一橋大学研究教育憲章」として定めており、それに沿って学部、研究科、専門職大学院ごとにアドミッション・ポリシーを明示している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められていると判断する。

観点4－1－②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

学部に関しては、一般入試（前期日程、後期日程）、私費外国人留学生入試、外国学校出身者入試、推薦入試（商学部）を行っている（資料4-1-②-1）。前期日程と後期日程では、全学的方針のもとに問題作成を行い、出題科目と配点比率について、各学部のアドミッション・ポリシーに沿った調整を行っている。学生受入の具体的方法として、前期日程では、国語、数学、外国語に地理歴史等を加え、社会科へ関心を持つ者を求めている。いずれの科目でも論述式的回答を多く求め、論理的思考能力や分析力を重視している。後期日程（法学部、社会学部）では、小論文を課すことで、前期課程とは異なった応用力、考察力、思考力のある学生を受け入れる方針をとっている。また、外国人学校出身者入試及び推薦入試（商学部）では、学力試験に加えて面接試験を実施している。

大学院では、教育に対する需要の多様性に応えるため、商学研究科（資料4-1-②-2）、経済学研究科（資料4-1-②-3）、社会学研究科（資料4-1-②-4）において、社会人特別選考、外国人特別選考を実施している。

資料4-1-②-1 本学ウェブサイト「募集要項」

<http://www.hit-u.ac.jp/admission/form/index.html>

資料4-1-②-2 大学院商学研究科・商学部ウェブサイト「大学院入試の募集要項、関連資料の入手について」

<http://www.cm.hit-u.ac.jp/faculty/04.html>

資料4-1-②-3 大学院経済学研究科・経済学部ウェブサイト「経済学研究科大学院生募集要項」

<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/examination/graduate/point.html>

資料4-1-②-4 大学院社会学研究科・社会学部ウェブサイト「募集要項のダウンロード」

<http://www.soc.hit-u.ac.jp/admission/gs/download.html>

【分析結果とその根拠理由】

学部に関しては、一般入試、私費外国人留学生入試、外国学校出身者入試、推薦入試（商学部）を行っており、出題科目と配点比率について、各学部のアドミッション・ポリシーに沿った調整を行っている。また、外国人学校出身者入試及び推薦入試（商学部）では、学力試験に加えて面接試験を実施している。

大学院では、教育に対する需要の多様性に応えるため、商学研究科、経済学研究科、社会学研究科において、社会人特別選考、外国人特別選考を実施している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って、適切な学生の受入方法を採用していると判断する。

観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

学部入試では、入学試験委員会（資料4-1-③-1）のもとに入学試験実施専門委員会を設け、その下部組織として外国学校出身者選考部会、外国人留学生選考部会、電算部会を設けるという全学的実施体制をとっている（資料4-1-③-2）。商学部の推薦入試では、学部長、評議員、入試委員を中心とする推薦入試実施委員会を設けている。合否判定については、採点した成績をもとに、入学者選抜委員会及び部局長会議を経て決定している。

大学院入試では、研究科ごとに選考を実施しており、研究科長及び2人の大学院学務専門委員のもとに入学試験委員会又は同等の組織を設けている。

資料4-1-③-1 「一橋大学入学試験委員会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210003100000000/41690210003100000000/416902100031000000
00.html

資料4-1-③-2 「一橋大学入学試験実施専門委員会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210003200000000/41690210003200000000/416902100032000000
00.html

【分析結果とその根拠理由】

学部入試、大学院入試とともに、複数の入学試験に対応して、入学試験委員会又は同等の組織のもとで適正な実施体制を構築しており、意思決定プロセス及び責任も明確となっている。

これらのことから、入学者選抜を適切な実施体制により、公正に実施していると判断する。

観点4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組
が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

学部については、入学試験委員会が入試結果をまとめた資料を作成しており、その資料や、大学入試センター試験及び第2次試験の成績、入学後の成績等をもとに、各学部において期待する入学者受入が実施されているかどうかを検証している。具体的には、商学部の教育システム委員会、経済学部の教育システム委員会、中長期構想委員会合同委員会、法学部の入試対策委員会、後期日程検討委員会、社会学部の運営委員会などが、入学試験の検証を行い、学部の求める学生像に照らして入試科目とその比重のあり方を検討している。この検討の結果、入学者選抜方法に変更すべき内容がある場合には、入学試験委員会の議題として審議を行うこととしている。

大学院では、各研究科の入試委員会や合否判定会議において、受験者及び入学者の傾向（男女別、社会人割合、本学出身者割合）を分析して、入試方法の問題点、課題を検討し、アドミッション・ポリシーに基づく入学者受入が行われているかどうかを検証している。

これらの検証の結果、法学部及び社会学部では、平成21年度から後期日程において小論文及び面接を課すことにより、多面的に学生を評価できる入学者選抜方法へと変更した。

商学研究科では、平成24年度から修士課程経営学修士コースに外国人特別枠を設定し、アジアからの留学生の入学を促進するなど入学定員の適正化を実施した。さらに、外国人特別枠の魅力を高めるべく、外国人修士課程特別選考（経営学修士コース）の平成26年度第2次試験を、本学国立キャンパスに加えて中国（北京）及びベトナム（ハノイ）においても実施し、受験者の渡航負担の軽減を図ることによって、多数の受験者を得ることに結びつけた（資料4-1-④-1）。

国際企業戦略研究科では、検証結果に基づき、中国・インドにおけるMBAフェアに参加する等、マーケティング手法を見直している。

資料4-1-④-1 中国（北京）及びベトナム（ハノイ）における試験の実施（『平成26年度一橋大学大学院商学研究科修士課程学生募集要項—経営学修士コース（外国人特別選考）一』、4-5頁）

（2）第2次試験

東京会場での受験を原則としますが、中国・ベトナムに在住しており、やむをえない事情により来日することができない場合に限り、北京会場、ハノイ会場での受験を認めます。なお両会場の住所および地図と、第1次試験合格者各自の集合時間については、上記の第2次試験時間割発表時にWEBサイト（<http://www.cm.hit-u.ac.jp/>）上に掲載します。

期　日	試験科目	試験時間
①東京会場 平成25（2013）年11月17日（日）	口　述 (日本語ならびに思考力に関する口述試験、将来計画に関する事項、その他に関する質疑)	9：30～17：00 (出願者数によっては延長あり)
②北京会場：一橋大学中国交流センター 平成25（2013）年11月11日（月） ③ハノイ会場：京都大学・ベトナム国家大学ハノイ共同事務所 平成25（2013）年11月11日（月）		

【分析結果とその根拠理由】

学部では、入学試験の検証を行い、学部の求める学生像に照らして入試科目とその比重のあり方を検討している。

大学院では、研究科ごとに受験者及び入学者の傾向を分析して、入試方法の問題点、課題を検討し、アドミッション・ポリシーに基づく入学者受入が行われているかどうかを検証している。

また、これらの検証の結果に基づき、学部及び大学院において、入学者選抜の改善に取り組んでいる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点4－2－①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学における平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている（※ 平成26年度の秋期入学者数については未確定）。

〔学士課程〕

- ・ 商学部： 1.08倍
- ・ 経済学部： 1.04倍
- ・ 法学部： 1.06倍
- ・ 社会学部： 1.04倍

〔修士課程〕

- ・ 商学研究科： 1.03倍
- ・ 経済学研究科： 1.02倍
- ・ 法学研究科： 0.83倍
- ・ 社会学研究科： 0.85倍
- ・ 言語社会研究科： 0.91倍
- ・ 国際企業戦略研究科： 0.77倍

〔博士後期課程〕

- ・ 商学研究科： 0.74倍
- ・ 経済学研究科： 0.51倍
- ・ 法学研究科： 0.37倍（※）
- ・ 社会学研究科： 0.82倍
- ・ 言語社会研究科： 1.02倍
- ・ 国際企業戦略研究科： 0.44倍（※）

〔専門職学位課程〕

- ・ 法科大学院： 1.02倍
- ・ 国際企業戦略研究科： 0.76倍（※）
- ・ 国際・公共政策教育部： 1.08倍（※）

学士課程については、入学者数は定員の1.04～1.08倍であり適正となっている。

大学院課程については、修士課程及び専門職学位課程において入学者数が確保されている。

なお、入学定員を下回る状況になっている経済学研究科博士後期課程、法学研究科博士後期課程及び国際企業戦略研究科博士後期課程においては、次の措置をとることにより、改善に取り組んでいる。

経済学研究科博士後期課程では、平成26年度から、「特別選考(AO入試)による外国人の博士後期課程編入学試験」及び「特別選考(AO入試)による社会人の博士後期課程編入学試験」の秋入学制度を導入した。このうち「特別選考(AO入試)による外国人の博士後期課程編入学試験」については、秋に修了する国際・公共政策大学院のアジア公共政策プログラム(APPP)の修了生が、時期を空けずに受験できるようにすることで、更なる入学者の増加を図っている。

法学研究科博士後期課程では、「社会人学生特別選考」及び「司法試験合格者特別選抜(秋季募集、10月入学)」等の募集を実施し、適正化を図っているほか、博士後期課程進学の支援等の施策のため、博士後期課程に学生を受け入れる経済基盤を整え、法学分野の研究者教員養成サイクルを形成することを目的に、平成27年度概算要求特別経費プロジェクトとして「次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクトー研究者教員育成サイクルの構築ー」を申請することとしている。

国際企業戦略研究科博士後期課程では、経営法務専攻において、平成27年秋学期を目処に、博士後期課程にグローバルビジネスロー(GLB)プログラムの設置を計画している。本プログラムは、法科大学院を修了し、弁護士として実務経験を有する者が海外での勤務を目指す場合に、米国などの大学でMaster of Laws(LLM)を取得することを支援するものであり、本学においては、博士後期課程に在籍してプログラム修了証書又は博士号の取得の指導を行う予定である。現在、プログラムの実施に向けて、海外のロースクールとの学生交流協定締結のための活動を行っている。また、経営・金融専攻(金融戦略・経営財務コース)においては、平成26年度中に博士後期課程カリキュラムの見直しを行い、学位取得に至る各ステージを明確化し、教員の学生へのサポート体制を充実させることを計画している。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程については、入学者数は定員の1.04～1.08倍であり適正となっている。

大学院課程については、修士課程及び専門職学位課程において入学者数が確保されている。

なお、入学定員を下回る状況になっている経済学研究科博士後期課程、法学研究科博士後期課程及び国際企業戦略研究科博士後期課程においては、新たな入試制度の導入やプログラムの設置等を行い、改善に取り組んでいる。

これらのことから入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 商学研究科の「外国人修士課程特別選考(経営学修士コース)」の平成26年度第2次試験を、本学国立キャンパスに加えて、中国(北京)及びベトナム(ハノイ)においても実施し、受験者の渡航負担の軽減を図ることによって、多数の受験者を得ることに結びつけた。

【改善を要する点】

- 経済学研究科博士後期課程、法学研究科博士後期課程及び国際企業戦略研究科博士後期課程については、過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が0.7倍未満であることから、改善のための検討を行い、所要の措置をとっている。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5－1－①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

「一橋大学研究教育憲章」において「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人の育成」を教育目的として掲げ、(資料 1-1-①-1)、この目的を達成するために、各学部において教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め（資料 5-1-①-1）、各学部のウェブサイト等において公表している（資料 5-1-①-2）。

学部の授業科目は、全学的に支えられる共通教育である全学共通教育と、各学部の専門教育である学部教育に区分され、これらを合わせた144単位の履修により、学士号（商学、経済学、法学、社会学）を授与している（資料 5-1-①-3）。

全学共通教育では、外国語科目、言語文化科目、自然・数理科目、運動文化科目の科目群で、共通基礎科目、共通発展科目の区分を設定し、段階的学修を促進している。また、総合科目として、社会科学科目、人文・思想科目、学際テーマ科目、キャリア科目、寄附講義、演習の科目群を設けている（資料 2-1-②-1）。

学部教育では、学部の理念に基づいてカリキュラムを編成するとともに、学部導入科目、学部基礎科目、学部発展科目という段階的区分を設定し、体系的に専門的知識・能力が身に付くよう工夫している。

社会科学の研究総合大学としての独自性を活かすため、卒業に必要な学部教育と全学共通教育の単位数、全学共通教育の履修要件の枠組を全学で統一し、学部の枠を超えた自由で主体的な学修を可能としている。学部教育、全学共通教育とともに、大学生として、また専門分野を学ぶ上で不可欠な科目を必修に設定する一方、学生の関心に基づいた自主的学修を促進するため、選択科目を幅広く設定している点が特色となっている。

全学共通教育は4年間を通じた履修を可能とし、楔形による学部教育との連携を図り、深い専門知識、幅広い教養と豊かな創造力を備えた人材を養成するための4年一貫カリキュラムを編成しており、これが本学の特色となっている。

また、教育課程の内容、水準については、次のとおりとなっている（学部教育の詳細については、観点5－1－②参照）。

全学共通教育は、1、2年次では大学で学んでいく上で不可欠な基盤的能力を養う科目を中心に履修し、3、4年次では学生の目的や学部の専門との関連に応じ、幅広い科目から選択できるようになっている。5つの科目群は、段階的かつ学生の自主的学習を促進するよう編成されている。

(1) 外国語科目は、必修科目で基礎的理解と素養を身に付けた上で、初級・中級・上級と段階的に能力を高めるための科目を提供している。21世紀の本学学生に相応しい学問的、実践的能力を養うため、「読む・聞く・話す・書く」各々に焦点化した科目を多数配置している。また、平成25年度入学者からは、1年次で学ぶ英語科目の中に、ネイティブ教員とのディスカッションを通して英語コミュニケーションを学ぶ科目を必修科目として追加している。

(2) 言語文化科目は、基礎科目で、言語文化や外国語を学習するための基礎的な内容を学ぶための科目を提供し、発展科目で、言語と思想、表現と解釈、文化とアイデンティティ、日本と東アジアの4コースを

軸に編成された発展的な内容の科目を提供し、体系的学習が可能となっている。

- (3) 自然・数理科目は、現代自然科学が経済・社会現象にまで応用範囲を広げ、また社会科学において自然・数理科学的アプローチが不可欠となりつつあることに鑑み、文系学生が自然科学的な知の枠組に触れることが可能な内容となっている。基礎科目は高校までの受験技術的学問観を脱し、自然・数理科学の知の枠組への導入を助けるものであり、発展科目は方法論を深めたい学生や、専門領域で自然・数理科学の手法が不可欠な学生に対して豊富な学習機会を提供している。
- (4) 運動文化科目は、健康とスポーツに関する科学的認識と高度な教養を身に付けることを目標とし、この領域を主体的に享受し、現代生活を豊かにしうる能力の育成を目指している。
- (5) 総合科目は、社会科学の研究総合大学として、学部の枠を超えた総合性を目指して全学的な協力のもとに開設しており、社会科学科目、人文・思想科目、学際テーマ科目、キャリア科目、寄附講義、演習の科目群から構成されている。基礎的、入門的科目に加え、学生の主体的参加と社会連携による「まちづくり」や、学際性を重視した「EU入門」、「ジェンダーから世界を読む」、同窓会（如水会）の寄附講義である「社会実践論」、「キャリアゼミ」、また「文理をつなげるイノベイティブな社会科学人材」の育成を目的とした「課題解決型イノベーションのための文理レゾナンス」等、特色ある科目を提供している。また、「教養ゼミナール」は、教員と学生の深い交流のもとに1、2年次の段階で学問的内容に触れることのできる科目であり、本学の伝統であるゼミナール教育の一翼を担っている。

資料1-1-①-1 「一橋大学研究教育憲章」

資料5-1-①-1 各学部のカリキュラム・ポリシー

商 学 部	<p>商学部で学生が学ぶ内容を簡単に表現すれば「企業や市場に関連する応用社会科学」ということができます。企業や市場に関連した事象をさまざまな角度から分析・解明するために、経営学や会計学、マーケティング、金融論を理論的に修得するとともに、経済学、歴史学、社会学、心理学など幅広い隣接社会科学の知見を織り交ぜながら、それらを実学として現実世界へと応用する能力を養成します。商学部が目指す人材育成を、4年間を通じて責任をもって実現するためのカリキュラムは、①少人数のゼミナール教育、②段階的学习を促す専門科目の配置、③コミュニケーション能力を中心とした基礎的能力を養成するための教育、の3つを基本的な柱として編成されています。</p> <p>第1に、商学部のカリキュラムの中核をなしているのが、少人数のゼミナール教育です。商学部では、学生は、学習段階にあわせて設計されたゼミナールに入学時から卒業時までの4年間を通じて所属し、そこで深く「読み・書き・考える」ための知的トレーニングを重ねます。教員および他の学生との濃密な対話を通して、社会科学的な思考・理論と現実の現象との往復運動を反復することで、ビジネスの世界で生じている問題への関心・理解を深めるとともに、その解決策を導出するための思考力・発想力を身につけます。また、高い倫理性を備えた高潔な精神を育むこともゼミナールの目的です。</p> <p>第2に、商学部では、基礎から応用まで段階的な学习を促すよう専門科目が配置されています。基礎レベルでは特定の領域に偏ることなく、商学部生であれば誰もが有すべき知識を幅広く修得します。応用レベルでは、自らの関心領域を中心により高度な専門知識を修得します。段階的な知識修得が効果的に行われるよう、履修できる科目数に上限を課すとともに、各科目で要求される学習内容の達成度に応じた成績評価を行っています。また、専門科目以外の科目についても、専門領域における学習の基礎を形成し、その学習に対する理解と関心をより深めるのに資する多様な科目が、すべての学習段階で必要に応じて履修できるよう配置されています。</p> <p>第3に、グローバル化が進むビジネスの世界に身を置き、国内外でリーダーシップを発揮して広く活躍できる人材に必要とされる高い国際性を修得するためのプログラムが提供されています。大学入学後の早い段階で、基礎となる英語コミュニケーション能力を高めるべく商学部独自の教育プログラムが設けられており、その後の英語による専門科目の履修や海外での学習機会の活用にスムーズに進むことができるよう体制が整備されています。さらに商学部にはグローバル・ビジネスリーダーの育成を目的とするプログラムが設置されており、海外留学やインターンを通じて多様なバックグラウンドを持つ学生や企業人と深く交わることにより、グローバル・ビジネスリーダーが兼ね備えるべき資質や能力を修得することを支援しています。</p>
經 濟 學 部	<p>一橋大学経済学部は、経済学とその関連分野における専門的な知見と、豊かな教養に支えられた幅広い視野を持ち、的確な現実感覚と創造性を備え、自ら考える力を持って課題の発見と解決に努め、日本語と英語の両方で優れたコミュニケーション能力を持ち、ビジネス・公共政策・学術研究などの現場で活躍するリーダーとなりうる人材の育成を目指しています。その目標を達成するために、以下の方針に従ってカリキュラムを編成しています。</p> <p>1) すべての経済学部教育科目に対して、授業レベルに応じてナンバリングを行い、経済学の幅広い分野において導入・</p>

経 済 学 部	<p>基礎科目から応用・発展科目、大学院科目まで体系的に学習することを可能にします。</p> <p>2) 5年一貫教育システムにより学部教育と大学院教育を一体化し、経済学関連の専門教育を効率化して、学部入学から5年間（通常は6年間）で修士号が取得できるようにします。</p> <p>3) 全学共通教育における英語コミュニケーション・スキルおよび数学の学習を経済学習得の基盤のひとつとして位置づけるとともに、経済学における学術英語スキル教育を提供します。</p> <p>4) 他学部の専門科目の履修を通じて、幅広い視野と多角的な知見を獲得できるようにします。</p> <p>5) 議論を重視する少人数・双方向教育を通じて専門知識・分析能力とコミュニケーション・スキルを高めるために、1・2年次には選択制の基礎ゼミを多数開講し、3年次以降は演習（ゼミナール）を必修として、ゼミナールを学習と研究の中核に位置づけます。</p> <p>6) 英語による専門教育を重視して英語開講科目を設置し、長期の海外留学や短期の海外研修を奨励します。これにより、学術英語スキルを磨き、経済学の専門知識と分析能力を日本語と英語の両方で修得することを可能にします。</p> <p>7) 法学部との連携による「法学副専攻プログラム」、また4大学連合協定に基づく複合領域コースなどの学際的プログラムを充実させます。</p>
法 学 部	<p>法学部は、広くかつ深い法学の専門的素養と国際的洞察力を兼ね備える人材の育成を目標として、以下のようなカリキュラム・ポリシーを有しています。</p> <p>第一に、学生が、主体的に、関心を有する領域を広げることも、特定領域の学習を深化させることも可能とするように、自由度の高いカリキュラムを用意しています。法学部では、基礎法部門、公法部門、国際法部門、民事法部門、企業法経済法部門、刑事法部門、法言語論部門、グローバル・ネットワーク論部門の各専門領域から多種多様な科目を開講していますが、学生は自らの選択により、在学四年間を通じて、全ての領域の科目を広く学習することも、関心の高い領域の科目を集中的に学習することも可能です。また、ほとんどの部門に一年生から履修可能な専門科目が配置されており、入学後早い段階から自主的な学習計画をたてるすることができます。各学生の幅広い関心を育て、多様な人材の輩出につながるように、画一性を排除したカリキュラムを採用しているのです。</p> <p>第二に、そうした自由なカリキュラムの下で、学習の初期段階にある学生が系統だった適切な科目選択を行うことができるよう段階的な学修を促しています。法学部開講科目は導入科目・基礎科目・発展科目に分類されて、学生に提示されています。導入科目は、全ての学生に共通して必要となる法学・国際関係の基礎的能力を涵養する科目で、前期課程の学生の選択必修科目となっています。また、後期課程への進学には、基礎科目の中から前期指定基礎科目を一定数以上修得することが必要であり、選択領域の多様性を維持しながら、導入科目・基礎科目の先行履修を促すカリキュラムとなっています。</p> <p>第三に、特定の専門領域にかかる体系的・集中的学習の機会を確保しています。学生は後期課程に進学すると、法学コースと国際関係コースのいずれかを選択し、それぞれ指定された部門の科目を集中的に学習することになります。これにより体系的な科目履修が確保されます。</p> <p>第四に、後期課程においてはゼミナールを必修とし、少人数教育を通じた高度な専門的学修の機会を全ての学生に保証しています。他の学生や教員との双方向的な議論を通じて、専門領域にかかる学力を深めると同時に、問題を多角的かつ論理的に分析する能力、自身の意見を説得力をもって明瞭に表現する能力、他者との議論を深化させることのできるコミュニケーション能力も涵養します。また、ゼミナールの下では、法学部における四年間の学修の集大成として、卒業論文の提出も必須となっています。</p>
社会 学 部	<p>社会学部は、批判的能力や豊かな構想力、問題の分析・解決能力を兼ね備えた人材の育成に努めており、総合性、人間性、国際性などの基盤的能力とともに、応用力ある専門的知識を身につけることを目的としています。</p> <p>この目的を実現するために、人文・社会科学の様々な学問分野を自由に組み合わせて履修できるよう、学部内を学科で区分せず、多様な基礎教育科目・発展教育科目を用意しています。</p> <p>1. 学部導入科目では、社会学部で学習する姿勢を作ります。</p> <p>1年次には人文・社会科学の各分野における学術研究にふれることができる必修科目を設け、人文・社会科学諸学問の多様な問題意識や方法論の基礎を学ぶことができるような授業を配置しています。</p> <p>1年次冬学期から、ゼミ形式の授業が配置されており、少人数授業を重視して個別の問題を追求する姿勢を養います。</p> <p>2. 多様に用意されている学部基礎科目と学部発展科目では、ひとりひとりの学修を深化・高度化するための材料や題材を提供します。</p> <p>また、「差異」にまつわる知識を相対化する知識とアプローチを獲得できるよう、領域横断的なジェンダー教育プログラムを配置しています。</p> <p>3. 少人数の演習（ゼミナール）では、それぞれの指導教員のもとで学修・研究を進め、具体的な社会現象・理論を理解し、直面する問題を発見・解決するための判断能力とともに、問題の解決策を説得的に発信するため、共同研究の場を構築するコミュニケーション能力を養います。</p> <p>4. 学士論文（卒業論文）は、学生の学修の集大成として重視されています。少人数の演習を基盤に計画的に研究を進め、卒業論文を完成させます。</p> <p>5. 研究者・職業人としての技能を高めるプログラムとして、社会調査とデータ分析の方法論や実習を含んだ科目を設置しています。また、レベル分けを経て編成された少人数クラスで、「話す・聞く」を中心としたコミュニケーション・スキルを向上させる科目を設置しています。</p>

資料5-1-①-2 各学部のカリキュラム・ポリシーの公表（ウェブサイト）

- 商学部
(<http://www.cm.hit-u.ac.jp/about/policy1>)
- 経済学部
(http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/introduce/curriculum_policy.pdf)
- 法学部
(<http://www.law.hit-u.ac.jp/faculty/curriculum>)
- 社会学部
(<http://www.soc.hit-u.ac.jp/overview/fss/curriculum.html>)

資料5-1-①-3 「一橋大学学部履修規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210011700000000/41690210011700000000/4169021001170000000.html

資料2-1-②-1 「全学共通教育」（『一橋大学案内2015』、9頁）

【分析結果とその根拠理由】

「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人の育成」という教育目的を達成するために、各学部においてカリキュラム・ポリシーを定め、各学部のウェブサイトにおいて公表している。

これらのことから、カリキュラム・ポリシーが明確に定められていると判断する。

観点5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

全学共通教育と学部教育の有機的連関を前提に、学部教育では、各学部の教育課程編成の趣旨に沿い、学部導入科目、学部基礎科目、学部発展科目という段階的区分を設定しており、体系的に専門的知識・能力が身に付くよう工夫している（別添資料5-1-②-A）（全学共通教育の詳細については、観点5-1-①参照）。

(1) 商学部は、アカデミズムに裏付けられた実践的分析能力と解決能力を有し、様々な分野で世界に飛躍する人材養成を課題としている。その観点から、①「導入ゼミナールⅠ・Ⅱ」（1年次必修）、「前期ゼミナール（英書講読）」（2年次必修）、商学部独自の英語教育プログラム「Practical Applications for Communicative English (PACE)」（1年次必修）からなる学部導入科目、②「経営学概論」等からなる学部基礎科目（1年次必修）、③「標準科目」と「選択科目」、「特別講義」（英語授業など）、「寄附講義」及びグローバル人材育成のための「学部GLP科目」からなる学部発展科目、④2年次必修の「前期ゼミナール」と3、4年次必修の「後期主ゼミナール」からなる演習から編成されている。

(2) 経済学部は、本学の伝統に則って経済学的な視点と知識を持つ人材育成を目標としている。学部一大学院の一貫カリキュラムを編成し、①100番台コア科目（全て必修）、②200番台コア科目（4科目中2科目が卒業要件）、③300番台のより専門的なレベルの学部教育科目（「後期主ゼミナール」を含む）を提供し

ている。さらに、④400 番台の修士課程科目の履修が認められており、学部教育のレベルアップに寄与している。

- (3) 法学部は、広くかつ深い法学の専門的素養と国際的洞察力を兼ね備える人材の育成を目標としている。この観点から、1、2年次では「法と社会」等の導入科目 4 単位、「憲法第一」等の前期指定基礎科目 16 単位、自由選択科目 4 単位の履修が要求され、3、4年次ではコース別に指定された授業科目部門に属する法学科目 24 単位、「後期主ゼミナール」の履修が求められている。
- (4) 社会学部は、自由で平和な社会構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を創造するとの本学の使命を踏まえ、批判的能力や豊かな構想力、問題の分析・解決能力を備えた人材育成を目標としている。これに基づき、「社会動態研究」、「社会文化研究」、「人間行動研究」、「人間・社会形成研究」、「総合政策研究」、「歴史社会研究」の 6 分野からなる教育科目を、導入科目、基礎科目、発展科目の区分に基づき、授業水準を考慮しながら、計画的履修が可能なカリキュラムを提供している。

別添資料 5-1-②-A

「学部教育科目」（『一橋大学案内 2015』、18-19 頁）

【分析結果とその根拠理由】

社会科学の研究総合大学としての独自の教育目的を達成するため、全学共通教育と学部教育のバランスに配慮したカリキュラムを編成している。また、各学部は、授与される学位名に相応しい知識、能力を身に付けられるよう、段階的、効果的理解を促進する工夫がなされた科目編成を行っている。

これらのことから、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程を体系的に編成しており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点 5－1－③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成するにあたり、次の点に配慮している。

他学部の授業科目の履修については、平成 25 年度の他学部授業科目の履修状況によれば、商、経済、法及び社会の 4 学部のいずれの学部教育科目の場合にも、履修者の 10~20% が他学部に所属する学生となっており、これは学部間の壁が低いことを反映したものといえる（資料 5-1-③-1）。また、経済学部と法学部との間の協定に基づき、一方の学部が指定した科目群から 20 単位を、他の一方の学部学生が履修した場合には、副専攻プログラムを履修したことを認定する制度を設けている（資料 5-1-③-2）。

国内外の他大学との単位互換については、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京外国語大学との協定に基づく「四大学連合」により他大学の科目を履修可能とする複合領域コース、多摩地区国立 5 大学間の協定に基づく単位互換制度、津田塾大学・一橋大学単位互換制度、お茶の水女子大学・一橋大学単位互換制度及び国際基督教大学、東京外国語大学、津田塾大学からなる EUIJ 東京コンソーシアム等、他大学の科目を積極的に履修できる体制を構築している（別添資料 5-1-③-A）。平成 25 年度には、複合領域コースを 13 人が、多摩地区 5 大学単位互換制度を 69 人が利用している。また、本学では留学を重要な教育方法として位置づけ支援していることから、海外の大学との単位互換について、平成 24 年度に制度を見直し、海外派遣留学により取得した単位

の単位互換を従前より容易にした。

インターンシップによる単位認定については、キャリア教育の一環としての全学共通教育科目「インターンシップ」(通年、2単位)を、学部2、3年生を対象として開講しており(資料5-1-③-3)、平成25年度は、履修者58人、学生受入企業24社であった。

社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための配慮については、同窓会(如水会)の寄附講義として、「社会実践論」(資料5-1-③-4、資料5-1-③-5)や「キャリアゼミ」(資料5-1-③-6)、「ダイバーシティ時代のキャリアデザイン」などを開講し、充実を図っている。商学部では、寄附講義を複数開講し、第一線で活躍する実務家がビジネスの最先端のトピックを取り上げている。

修士課程教育との連携については、商学部及び経済学部において、研究者や高度職業人としての就職を希望する者のニーズに応じた学部・修士5年一貫教育プログラムを導入しており、学部4年間と修士1年間の計5年間で学士及び修士の学位を取得することが可能となっている(資料5-1-③-7)。

グローバル化への取組も進展している。本学では、教育のグローバル化を課程プログラムの国際通用性の強化及び学生の国際流動化の向上として位置づけており、前者については、森有礼高等教育国際流動化センターにおいてチューニングの研究と実践支援を開始している。後者については、本学が競争と協調の関係を持ちうる海外大学との学生交流協定締結の増加を目指してきた。このように交換留学制度の充実に取り組んだ結果、平成17年度には派遣学生22人、受入学生27人であったが、平成25年度には派遣学生63人、受入学生76人となっている。さらに、世界のトップクラスの大学における専門教育の機会を与えるとともに、本学における教育及び研究の国際化に寄与することを目的とした「グローバルリーダー育成海外留学制度」を発足させている(資料5-1-③-8)。

また、平成24年度に採択されたグローバル人材育成推進事業により、商学部では国籍や言語にかかわらず、グローバルな環境でCaptains of Industryとしての役割を体現しうる人材を育成することを狙いとした教育プログラム「渋沢スカラープログラム」を開始している(資料5-1-③-9)。経済学部では、経済学とその関連分野における専門的な知見と、豊かな教養に支えられた幅広い視野を持ち、的確な現実感覚と創造性を備え、自ら考える力を持って課題の発見と解決に努め、日本語と英語の両方で優れたコミュニケーション能力を持ち、ビジネス・公共政策・学術研究などの現場で活躍するリーダーの育成を目指す「グローバル・リーダーズ・プログラム」を開始している(資料5-1-③-10)。

各学部ではそれぞれの方針に従って英語教育プログラムを実施しているが、中でも商学部及び経済学部においては、上記のグローバル人材育成推進事業の推進に合わせ、英語で教授する科目を大幅に拡大している(資料5-1-③-11)。

さらに、平成22年度からは、キャンパスの国際化促進、海外の学生交流協定校からの交流学生受入れ促進及び本学学生の協定校への派遣留学を促進するために、「Hitotsubashi University Global Education Program(HGP)」を開講している(資料5-1-③-12)。外国人留学生、交流学生への日本語教育科目以外は、英語により授業を実施している。

加えて、グローバル化時代の社会的要請に応えるべく、平成30年度以降の入学者について短期海外語学留学必修化を目指し、平成25年度にその準備と試行を開始した。同年度には100人の学生モニターをアメリカ、イギリス及びオーストラリアの大学等教育機関に派遣し、教育プログラム、評価方法、課外活動、宿舎、事前事後のTOEFL-ITPによる教育成果測定、事前事後における学生モニター全員の自己評価、保護者の事後評価、教員の視察報告等についてデータ蓄積を開始し、その分析を平成26年度夏季試行200人に結びつけている(資料5-1-③-B)。

授業科目への学術の発展動向の反映については、学士課程教育を担当する教員はいずれも各専門分野で活動

する研究者であり、その専門知識・能力は教育活動の基盤であるとともに、研究成果は各授業の内容に反映されている。全学共通教育科目を構成する外国語科目、言語文化科目、自然・数理科目、運動文化科目及び総合科目の幅広い授業科目については、直接に関連する担当教員の著作を確認することができる。また、商学部、経済学部、法学部及び社会学部における学部教育科目的授業についても、直接に関連する担当教員の著作を確認することができる。

教育改革については、社会からの要請等に応じ、学生の国際的流動性を更に高めるため、導入学期の創設を含む学期改革や、これに伴うカリキュラム改革を中心とした学士課程プログラム改革を推進すべく検討を進めている。

資料 5-1-③-1 他学部授業科目的履修状況（平成 25 年度）

		履修学生の所属学部			
		商学部	経済学部	法学部	社会学部
開講学部	商学部科目 (%)	88.2	8.7	1.1	2.0
	経済学部科目 (%)	9.6	82.6	3.8	4.0
	法学部科目 (%)	3.7	6.2	83.0	7.1
	社会学部科目 (%)	7.6	7.5	4.3	80.5

資料 5-1-③-2 本学ウェブサイト「経済学・法学副専攻プログラム」

<http://www.hit-u.ac.jp/kyomu/courses/subprogram.html>

資料 5-1-③-3 インターンシップによる単位認定

- ・ 本学ウェブサイト「インターンシップについて」
(http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/internship.html)
- ・ 本学ウェブサイト「インターンシップ」
(<http://www.rdche.hit-u.ac.jp/~gp/subject/internship.html>)

資料 5-1-③-4 如水会寄附講義「社会実践論」講義要綱（2014 年度夏学期）

<http://www.rdche.hit-u.ac.jp/~gp/subject/images/26summ.pdf>

資料 5-1-③-5 如水会寄附講義「社会実践論」の履修状況

	1年生	2年生	3年生	4年生	商学部	経済学部	法学部	社会学部	計
平成 22 年度	161	71	14	22	73	50	56	89	268
平成 23 年度	106	53	19	9	38	33	35	81	187
平成 24 年度	111	123	50	15	64	77	56	102	299
平成 25 年度	112	194	58	17	103	88	60	130	381

資料 5-1-③-6 本学ウェブサイト「如水会寄附講義『キャリアゼミ』（如水ゼミ）」

http://www.hit-u.ac.jp/students/josui_zemi.html

資料 5-1-③-7 学部・修士 5 年一貫教育プログラム

- ・ 大学院商学研究科・商学部ウェブサイト
(<http://www.cm.hit-u.ac.jp/undergrad/learning/c04.html>)
- ・ 大学院経済学研究科・経済学部ウェブサイト
(<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/curriculum/education/consistent.html#1>)

資料 5-1-③-8 国際教育センター・国際課ウェブサイト「グローバルリーダー育成海外留学制度」

<http://international.hit-u.ac.jp/jp/abroad/global/index.html>

資料 5-1-③-9 商学部渋沢スカラープログラムウェブサイト

<http://ssp.cm.hit-u.ac.jp/>

資料 5-1-③-10 経済学部グローバル・リーダーズ・プログラムウェブサイト

<http://www4.econ.hit-u.ac.jp/glp/>

資料 5-1-③-11 学部教育科目の開講状況（英語で教授する学部教育科目の割合）（平成 26 年度）

	学部教育科目数 (A)	英語で教授する 学部教育科目数 (B)	B/A	語学 科目数	語学科目を除いた 学部教育科目数 (C)	語学科目を除いた 英語で教授する学部 教育科目数 (D)	D/C
商学部	289	67	23.2%	47	242	20	8.3%
経済学部	265	56	21.1%	11	254	45	17.7%
法学部	94	3	3.2%	0	94	3	3.2%
社会学部	131	4	3.0%	0	127	4	3.2%
全学部	779	130	16.7%	58	717	72	10.0%

（注）本表の学部教育科目数には、ゼミナールは含まない。

商学部の語学科目（47）は「PACE」、「PACE スキル」、「PACE II」を指す。

経済学部の語学科目（11）は「経済語学 A」、「経済語学 B」を指す。

資料 5-1-③-12 国際教育センター・国際課ウェブサイト「Hitotsubashi University Global Education Program (HGP)」

<http://international.hit-u.ac.jp/jp/courses/hgp/index.html>

- ・ 別添資料 5-1-③-A
「大学間等連携」（『一橋大学概要 2014』、43-45 頁）
- ・ 別添資料 5-1-③-B
「平成 26 年度一橋大学海外語学留学（試行）（海外語学留学派遣調査事業）学生募集要項」

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育課程の編成において、他学部の授業科目の履修、国内外の他大学との単位互換、インターン

シップによる単位認定、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための配慮、修士課程教育との連携、グローバル化への取り組み、授業科目への学術の発展動向の反映等、様々な工夫を実践している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点5－2－①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

少人数授業、対話・討論型授業については、本学では伝統的にゼミナール教育を重視しており、3、4年次の「後期主ゼミナール」8単位が必修となっている（資料5-2-①-1）。この他、各学部で1、2年次に入門的なゼミナールを開講しており、商学部では、平成19年度より1年次に「導入ゼミナール」4単位を必修化する等、全学部で重点的に拡充を進めている。全学共通教育でも、1、2年次から履修可能な「教養ゼミナール」を開講している（資料5-2-①-2）。また、同窓会（如水会）の寄附講義「キャリアゼミ」を開講し、企業人等の卒業生129人を講師に迎えて対話型授業を行っている（資料5-1-③-6）。

フィールド型授業については、全学共通教育の総合科目「まちづくり」において、フィールドワークを含めた学生の主体的実習を通じ、地域との連携を図っている。また、類似の試みは社会学部の発展科目「コミュニティ政策論」においても実施している。

その他、特色ある形態の授業として、平成25年度から1年次必修科目「英語コミュニケーションスキル」を開講しており、受講生主体の双方向型、対話型授業を取り入れ、担当講師がフィードバックを定期的に行い、学習能力の向上を目指している。同科目のその他の特徴は、次のとおりとなっている。

- ・ 効果的な英語コミュニケーションスキル（意思疎通力、相互理解力、発信力）の育成に重点を置く。
- ・ アカデミックスキル（プレゼンテーション、ディスカッション・ディベート）の基礎・応用を身に付ける。
- ・ 習熟度別、学部別でクラスの編成をする（基礎強化：Pre-intermediate、標準：Intermediate、発展：Advancedの3レベル）。
- ・ 基礎強化クラスでは、英語でのコミュニケーションに慣れていくとともに英語を実際に使えるという実感を持つことを目指す。標準クラスと発展クラスは言語的に、またアカデミックスキル的により高度でチャレンジングな内容となる。
- ・ 少人数制でクラスを編成する（1クラス10～15人程度）。

なお、商学部においては「英語コミュニケーションスキル」の読替科目となる「Practical Applications for Communicative English（英語コミュニケーションスキル）（PACEスキル科目）」を開講しており、商学部1年生はこの科目を必修科目として履修することとなっている。

資料5-2-①-1 学部教育科目的開講状況（ゼミナールの割合）（平成25年度）

	学部教育科目数 (A)	ゼミナール数 (B)	B/A
商学部	304	100	32.9%
経済学部	279	74	26.5%
法学部	148	57	38.5%
社会学部	398	116	29.1%
全学部	1,129	347	30.7%

資料5-2-①-2 ゼミナールの開講状況（平成24年度・平成25年度、「後期主ゼミナール」を除く）

平成24年度

	科目数	1年生	2年生	3年生	4年生	商学部	経済学部	法学部	社会学部	計	1科目当たり 履修者数
教養ゼミ	35	121	124	23	14	19	50	72	141	282	8.1
商学部・導入ゼミ	40	605	20	0	0	625	0	0	0	625	15.6
経済学部・基礎ゼミ	23	7	55	17	17	1	85	4	6	96	4.2
法学部・導入ゼミ	7	8	8	0	0	0	1	15	0	16	2.3
社会学部・社会研究入門ゼミ	24	42	182	0	0	0	0	0	224	224	9.3
計	129	783	389	40	31	645	136	91	371	1,243	9.6

平成25年度

	科目数	1年生	2年生	3年生	4年生	商学部	経済学部	法学部	社会学部	計	1科目当たり 履修者数
教養ゼミ	31	89	147	18	9	21	61	62	119	263	8.5
商学部・導入ゼミ	44	599	10	0	0	609	0	0	0	609	13.8
経済学部・基礎ゼミ	26	5	47	17	18	1	78	4	4	87	3.3
法学部・導入ゼミ	7	18	7	1	0	0	0	26	0	26	3.7
社会学部・社会研究入門ゼミ	24	39	142	0	0	0	0	0	181	181	7.5
計	132	750	353	36	27	631	139	92	304	1,166	8.8

資料5-1-③-6 本学ウェブサイト「如水会寄附講義『キャリアゼミ』（如水ゼミ）」

【分析結果とその根拠理由】

本学の伝統であるゼミナール教育では、近年、ゼミナール形式の授業を増設し、専門的学習に備える基礎的学習の機会として入門的なゼミナールを導入する等、量的、質的に充実を図っている。また、同窓会との連携

による寄附講義や演習を拡充しており、その他、実務家による演習、講義も設置している。さらに、フィールドワーク、ゲスト・スピーカーを変えたディスカッション、多様なメディアを用いた特色ある授業を行っている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法を採用していると判断する。

観点 5－2－②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保しており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保している。また、学期ごとに 1 週の定期試験期間、集中講義期間を用意し、これとは別にオリエンテーション期間も 1 週設けている。

学部新入生に対しては、新入生全体ガイダンス（別添資料 5-2-②-A）と新入生学部別ガイダンス（別添資料 5-2-②-B）、クラスオリエンテーション（別添資料 5-2-②-C）を、学部 3、4 年生に対しては、後期課程学部別ガイダンス（別添資料 5-2-②-D）を開催し、組織的な履修指導を行っている（別冊資料 2①）。

また、単位の実質化を、①履修登録上限設定（キャップ制）、②卒業要件に一定の Grade Point Average (GPA) 値を導入、③成績評価基準の明確化の取組、④授業外学習の促進の 4 つを通して進めている。

① 履修登録上限設定（キャップ制）

安易な履修を制限するとともに、各科目の授業外学習時間を確保し、履修科目の学習を実質化するため、キャップ制を導入し、1 年間に履修登録可能な単位数の上限を 50 単位と定めている。

なお、キャップ制の緩和措置として、教員免許取得用に履修する「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」については、履修登録時に進学及び卒業要件（自由選択の単位）に算入しないと申告した場合には、履修登録限度を超えて履修することが可能となっている（別冊資料 2②）。

② 卒業要件に GPA 値を導入

平成 22 年度入学者より、卒業要件のひとつとして一定の値以上の GPA を追加し、学生の学習意欲の増進、単位の一層の実質化に取り組んでいる（別添資料 5-2-②-E、別冊資料 2③）。

③ 成績評価基準の明確化

成績評価基準を「一橋大学学部履修規則」第 20 条に規定するほか、「到達度評価+最上位グレードのガイドライン」を設定し、これらに基づいた成績評価を行っている。成績評価基準及び成績評価方法は、全学生に配布している『学士課程履修ルールブック』に記載し、周知している。（成績評価基準の詳細については、観点 5－3－②参照。）

④ 授業外学習の促進

「授業と学習に関するアンケート」（別冊資料 3）を通して、授業外学習の実態を検証している。

また、シラバスの項目に「授業時間外の学習（求められる予習・復習の内容）」を設け、教員が、担当科目に関わる予習、復習内容を個別に学生に指示できるようにしている。

さらに、コンピューターを使って語学学習を支援するシステムとして、Computer Assisted Language Learning (CALL) を導入しており、授業でこのシステムを活用するだけでなく、自習するための設備（LL 自習室）において、授業外学習も行えるようにしている。

他にも、英語学習においては必須の、学生による授業外学習を促進、支援する体制として、e-learning 英

語教材を用意している。学内情報教育棟端末や学内無線LANでの利用はもちろん、学外からもアクセス可能であり、担当者が利用状況をモニターしている。

- ・ 別添資料5-2-②-A
「平成26年度新入生全体ガイダンスプログラム」
- ・ 別添資料5-2-②-B
「平成26年度『新入生学部別ガイダンス』の実施について（依頼）」
- ・ 別添資料5-2-②-C
「クラス別面接時の関係書類・配布物等一覧」
- ・ 別添資料5-2-②-D
「平成26年度『後期課程学部別ガイダンス』の実施について（依頼）」
- ・ 別添資料5-2-②-E
「学士課程GPA制度に関する要項」
- ・ 別冊資料2
『平成26年度学士課程履修ルールブック』
 - ① 「平成26年度一橋大学学年暦」
 - ② 「I_【2】_2._履修科目登録上限制度（キャップ制）について」（29-30頁）
 - ③ 「I_【2】_12._(2)GPA制度について」（68-69頁）
- ・ 別冊資料3
『教員用授業ハンドブック2014年度版』
「2013年度冬学期『授業と学習に関するアンケート』の実施要領」（51-53頁）

【分析結果とその根拠理由】

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保しており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保している。また、学期ごとに1週の定期試験期間、集中講義期間を用意し、これとは別にオリエンテーション期間も1週設けている。

さらに、学生に対して様々なガイダンスを実施し、組織的な履修指導を行っている。

加えて、単位の実質化を、①履修登録上限設定（キャップ制）、②卒業要件にGPA値を導入、③成績評価基準の明確化、④授業外学習の促進の4つを通して進めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮を行っていると判断する。

観点5－2－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスの内容的充実を図るため、ウェブサイト上でシラバスを入力することのできるWebシラバスシステム（学務情報システム・学生ポータルMERCAS）を稼動させている（資料5-2-③-1）。また、担当教員には「シラバス入力の手引」を配付し、シラバス作成の指針を示している（別冊資料3）。記入項目は、①「学部・学生の指定」、②「質問等の連絡先・オフィスアワー」、「1. 授業概要（③授業科目の目的、④授業科目の到達目標、⑤授業の方法、⑥他の授業科目との関連、⑦教育課程の中での位置づけ）」、「2. 授業の内容・計画（⑧授業の

内容、⑨計画（回数、日付、テーマ等）、⑩テキスト・文献、⑪授業時間外の学習（求められる予習・復習の内容）)」、「3. 評価（⑫成績評価の方法、⑬成績評価基準の内容）」、「4. その他（⑭受講生に対するメッセージ、他）」であり、このうち授業概要は『学士課程学修計画ガイドブック』に転載している（別冊資料4）。

さらに、学部3年次からの「後期主ゼミナール」では、「指導教員の専門分野」、「ゼミナールの概要及び指導方法」、「使用するテキスト及び入手方法」、「選考の方法」、「ゼミナールの選択に参考になるような主要な著書・論文」、「教員連絡先及び教員用参考URL」を記入している（資料5-2-③-1）。

学生は、「学務情報システム・学生ポータル MERCAS」により、ウェブサイト上でシラバスを閲覧し、授業やゼミナールの選択を行っている。

なお、本学では学生の国際流動性の強化と教育プログラムの国際通用性の向上を目指すチューニングを教育改革の重要な柱と位置づけていることから、平成26年度にシラバスの改定を行い、科目ごとに履修で獲得する能力=コンピテンスを明示して、学生の履修計画に役立てているほか、育成する人材像の明確化を図っている。

資料5-2-③-1 学務情報システム・学生ポータル MERCAS

<https://mercас.hit-u.ac.jp>

- 別冊資料3

『教員用授業ハンドブック 2014年度版』

- 「シラバス作成・提出」（3-4頁）
- 「シラバス作成の手引き」（5-7頁）

- 別冊資料4

『平成26年度学士課程学修計画ガイドブック』

【分析結果とその根拠理由】

Webシラバスにおいて、担当教員は手引きに基づき、統一された記入項目に授業内容を記載している。また、学生は、シラバスを利用して授業の選択やゼミナールの選択を行っている。

Webシラバスにより、教員は最新の情報を学生へ周知することができるほか、学生もリアルタイムに情報を得ることができ、また過去の年度も含めて任意の科目、教員、キーワード等でシラバスを検索することが可能となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点5-2-④：基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

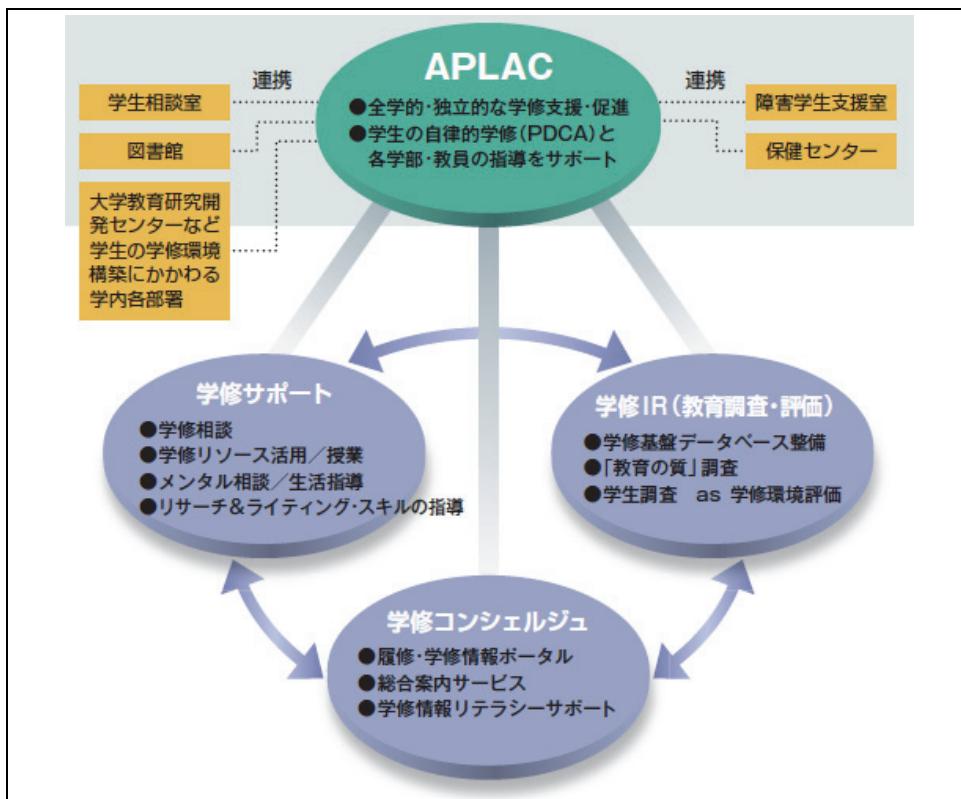
平成24年10月1日に、学生の自律的学修を支援する組織として、アカデミック・プランニング・センター(APLAC)を設置し、教育と学修に関わる調査研究と情報集積、分析を行う「学修IR部門」で、入学時から卒業まで、包括的に学生の学業成果を分析している。また、学生の意欲と必要に応じて様々な学修支援を受けられる「学修サポート部門」が稼働しており、学修カウンセラーを学修サポート部門のもとに置き、学生への支援体制を整えている（資料5-2-④-1、資料5-2-④-2）。

一定のGPA値が卒業要件となった平成22年度からは、教務システム内にEarly Alert機能を搭載し、成績

不振者を早期に把握し、敏速な対応ができる体制となっている。GPA が低い学生については、各学部を代表する教育専門委員（学部教育専門委員会委員）に報告されている。また、3、4年次の学生の場合はゼミナールの担当教員に連絡することにより、個別対応による指導体制を整えている。さらに、成績発表後から APLAC の専門の学修カウンセラーによる個別面談、相談受付を行っている。

加えて、入学時に大学主催で実施する TOEFL-ITP スコアをもとに、1年次の学生を「発展」、「標準」、「基礎強化」に分類し、それぞれのレベルに合わせて授業を実施しており、特に「基礎強化」クラスに割り振られた学生については、文法、語彙、発音の上達を重視し、プレゼンテーションの基礎を学べるような内容の授業を実施している（別添資料 5-2-④-A、別冊資料 2、別冊資料 4）。

資料 5-2-④-1 APLAC の体制図



資料 5-2-④-2 APLAC ウェブサイト

<http://www.hit-u.ac.jp/kyomu/aplac/>

- ・ 別添資料 5-2-④-A
「英語プレイスメント・テストについて」（『平成 26 年度入学手続案内』、18 頁）
- ・ 別冊資料 2
『平成 26 年度学士課程履修ルールブック』
「I_【3】全学共通教育科目の履修手続き及び制限」（76-80 頁）
- ・ 別冊資料 4
『平成 26 年度学士課程学修計画ガイドブック』
「1._(3) 授業概要」（67-143 頁）

【分析結果とその根拠理由】

APLAC の「学修 IR 部門」では、包括的に学生の学業成績について分析を行っている。

また、GPA が低い学生には、教育専門委員やゼミナールの担当教員、APLAC の「学修サポート部門」のもとに置かれた専門の学修カウンセラーがきめ細やかに対応している。

さらに、入学時に実施する TOEFL-ITP スコアをもとにレベル別の授業を行っており、特に「基礎強化」クラスの学生については、文法、語彙、発音を重視した、プレゼンテーションの基礎を学べる授業を実施している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等を組織的に行っていると判断する。

観点 5－2－⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5－2－⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5－3－①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

卒業認定及び学位の授与については、「一橋大学学則」第 32 条に定めており（資料 5-3-①-1）、これを受け、「一橋大学学部履修規則」第 3 条において、卒業の要件を具体的に示している（資料 5-1-①-3）。

また、各学部において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め（資料 5-3-①-2）、各学部のウェブサイト等において公表している（資料 5-3-①-3）。

資料 5-3-①-1 「一橋大学学則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210000200000000/41690210000200000000/416902100002000000

00.html

資料 5-1-③ 「一橋大学学部履修規則」

資料5-3-①-2 各学部のディプロマ・ポリシー

商 学 部	<p>商学部は、1875年に「商法講習所」として開設された一橋大学の伝統を直接に受け継ぐ学部であり、世界で最も長い歴史をもつビジネススクールの1つとして、日本のみならず世界の経済社会の発展を、強い使命感と客観的な分析力、深い思考力で支える高度専門職業人を育成してきました。企業や市場に関連した現象に対して進んで関心を持ち、それを深く観察することを通して解決すべき問題を設定し、社会科学的な思考・理論と現実の現象との往復運動を繰り返しながら問題に対する解を導き、さらにはそれを実行に移すことのできる人材を社会に送り出すことが商学部の担ってきた使命です。</p> <p>こうした人材は、強い実践志向と高い国際性によって裏打ちされていなければなりません。ここでいう実践志向とは、学んだことを単に知識のレベルにとどめるのではなく、直面する問題の解決に向けその知性を総動員できること意味しています。また国際性とは、使用的する言語や文化的背景の相違に制約されることなくその能力を発揮できることを意味しています。これらを兼ね備えた人材の育成こそが、商学部が掲げる目標です。</p>
経 済 学 部	<p>一橋大学経済学部は、経済学とその関連分野における専門的な知見と、豊かな教養に支えられた幅広い視野を持ち、的確な現実感覚と創造性を備え、自ら考える力を持って課題の発見と解決に努め、日本語と英語の両方で優れたコミュニケーション能力を持ち、ビジネス・公共政策・学術研究などの現場で活躍するリーダーとなりうる人材の育成を目指しています。</p> <p>その目標を達成するために、4年間以上在籍して必修（ないし選択必修）のコア科目を含む必要単位を取得し、一定水準以上の成績を認め、後期ゼミナールに2年間以上所属して卒業論文を提出し、論文審査に合格した者に対して、一橋大学学士（経済学）の学位を授与します。</p>
法 学 部	<p>法学部は、一橋大学のリベラルな学風の下で、豊かな人権感覚と社会的公共性に裏打ちされた、法学の専門的素養と国際的洞察力を兼ね備える人材を育成することを目標としています。</p> <p>社会科学の研究総合大学である一橋大学において、法学部は、早くから幅広い教養と社会科学の総合的視野に基づかれた専門人の教育に努めてきました。法学部の専門教育は、法学と国際関係を二つの柱としています。法的な論理的思考力と優れた国際的感覚を同時に涵養することは、法化社会の進展とグローバリゼーションに対応し、将来にわたり日本と世界の自由で平和な政治経済社会の構築・改革に寄与する人材の輩出につながると考えています。</p> <p>法学部では、このような人材を社会に送り出すことを目標として、①国内外を問わず、あらゆる社会において生じる多様な問題に対して幅広い関心を持ち、②歴史や先人の智慧に学びつつ、現代社会に内在するさまざまな利害や意見の対立を多角的かつ論理的に分析する能力を備え、③将来を志向した公正で衡平な解決策を主体的に構想し、④自らの考えを説得力をもって明瞭に伝える能力を習得した者に対して、学士課程の学位を授与します。</p>
社会 学 部	<p>社会学部は、批判的能力や豊かな構想力、問題の分析・解決能力を兼ね備えた人材の育成に努めており、総合性、人間性、国際性などの基礎的能力とともに、応用力ある専門的知識を身につけることを目的としています。</p> <p>課程を修了し、学位を授与されるためには、学生には以下のことが求められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所定の年限以上在籍して、本学部がその研究教育の理念と目的に沿って設定した授業科目を履修し、所定の単位を修得し、さらに学士論文（卒業論文）の審査に合格することが課程修了の要件となります。 2 学士論文の審査では、対象に接近するさまざまな専門的方法を体得し、総合的視野と多元的思考にもとづき、社会問題の文脈と全体像を把握する判断能力を備えていることが合格のめやすとなります。 3 人文・社会科学の基本的な知識を身につけるとともに、人文・社会科学の各分野における学術研究を可能にする高度な知的理解力を身につけていること、そして深い専門性と領域横断的な総合性をあわせ持つことが、課程修了のめやすとなります。

資料5-3-①-3 各学部のディプロマ・ポリシーの公表（ウェブサイト）

- 商学部
(<http://www.cm.hit-u.ac.jp/about/policy1>)
- 経済学部
(http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/introduce/diploma_policy.pdf)
- 法学部
(<http://www.law.hit-u.ac.jp/faculty/>)
- 社会学部
(<http://www.soc.hit-u.ac.jp/overview/fss/diploma.html>)

【分析結果とその根拠理由】

「一橋大学学則」等に基づき、各学部においてディプロマ・ポリシーを定め、各学部のウェブサイトにおいて公表している。

これらのことから、ディプロマ・ポリシーが明確に定められていると判断する。

観点 5－3－②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準については、「一橋大学学部履修規則」第 20 条において「履修科目及び学士論文の成績は、A、B、C、D 及び F の 5 段階とし、A、B、C 及び D を合格とし、F を不合格とする。ただし、演習の成績は、E（合格）及び F（不合格）の 2 段階とする。」と規定している。

また、成績評価方法について、「到達度評価+最上位グレードのガイドライン」を設定しており、担当教員は、A（きわめて優秀 Excellent）、B（優秀 Good）、C（能力や知識が望ましい水準に達している Satisfactory）、D（望ましい水準には不十分だが不合格ではない Poor）、F（不合格 Fail）の 5 段階（ゼミナール及び一部特殊科目は合否判定）で学生の到達度を判定している。さらに、受講生 20 人以上の科目を対象にガイドラインを適用し、A 評価取得者を A、B、C 取得者合計の 3 分の 1 以下とするよう促し、科目間で成績分布に偏りが生じないよう配慮している。

成績評価基準及び成績評価方法は、全学生に配布している『学士課程履修ルールブック』に記載し、周知している（別冊資料 2）。また、各授業のシラバスには、試験、レポート、中間・期末試験、出席等、評価方法の組み合わせや配分を明示することになっており、これらの情報は授業ガイダンスで周知されている。

全学的に定める「到達度評価+最上位グレードのガイドライン」に沿って適切な成績評価が行われているかどうかについては、毎年度、成績分布表を教員、学生に開示することで確認されている（別添資料 5-3-②-A）。また各授業では、学期末試験のみで評価するのではなく、複数の試験、レポートや課題の提出、授業参加度等、授業の特性に応じてできるだけ多面的な評価要素を用いることが奨励され、多くの科目で実行されている。

以上のように、公表されたガイドラインに沿って、個々の教員による明確な単位認定が実施されている。

- 別添資料 5-3-②-A
「科目別成績分布一覧」（2012 年度・2013 年度、抜粋）
- 別冊資料 2
『平成 26 年度学士課程履修ルールブック』
「I_【2】_12._(1) 成績評価と単位の認定」（66-69 頁）

【分析結果とその根拠理由】

現行の評価基準である「到達度評価+最上位グレードのガイドライン」は、本学の教育目的に立脚しつつ学生の意見を尊重した結果として設定されたものとなっている。成績評価基準及び成績評価方法は、全学生に配布している『学士課程履修ルールブック』に記載し、周知している。評価基準施行から現在に至るまで、評価の厳密性が向上し、成績分布のばらつきが緩和される等、効果が確認されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点5－3－③：成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績は学生に返却するだけでなく、科目別の成績分布表を教務課窓口及び附属図書館のカウンターにおいて教員、学生に公開し（別添資料5-3-②-A）、それにより授業ごとの成績評価の厳格性の担保を図っている。

また、成績説明請求制度を設けており、成績について学生が教員に説明を求める機会を与え、学生が更にその説明に対して不満をもつ場合には、教務を担当する委員会に対して追加説明を求める機会を与えていた（別冊資料2①）。

なお、前回認証評価を受審した際、本制度について受けた、「答案やレポートの返却が教員個人の意向に委ねられているなど、成績評価そのもののあり方や関連する実務的問題については、大学としてのきめ細かい点検や工夫が不足している」という指摘に対しては、大学として教育改善を目的とするファカルティ・ディベロップメント（FD）を行うとともに（資料5-3-③-1）、成績評価においては上位評価に集中しないよう、A評価を得た学生数をA、B、Cを与えられた学生総数の3分の1以下とするガイドラインを設定し、周知することで（別冊資料2②）、教員個人の意向に委ねないよう工夫している。また、学生による成績説明請求及び成績説明再請求の制度を機能させ、成績評価に納得できない学生の質問権利を保証することで教員の意向優位を相対化している（別冊資料2①）。

資料5-3-③-1 全学FDの実施状況（平成20年度以降）

期	年度	回	テーマ
国立大学 法人 第1期	平成20年度	第1回	教育プロジェクト成果報告会
		第2回	学士課程教育の改善と学生調査
	平成21年度	第1回	教育プロジェクト成果報告会
		第2回	レポート剽窃問題を考える
国立大学 法人 第2期	平成22年度	第1回	GPA制度本格導入後の成績評価を考える
		第2回	教育プロジェクト成果報告会
	平成23年度	第1回	大学の災害対応を考える
		第2回	大学の国際化と英語教育
	平成24年度	第1回	能動的教育手法への挑戦—heuristicな学習経験のために—
		第2回	男女共同参画と大学教育
	平成25年度	第1回	求められる研究者の倫理とは何か？（法学部・法学研究科との共催）

- ・ 別添資料5-3-②-A
「科目別成績分布一覧」（2012年度・2013年度、抜粋）
- ・ 別冊資料2
『平成26年度学士課程履修ルールブック』
 ① 「I_【2】_12._(3)成績説明請求制度について」（71頁）
 ② 「I_【2】_12._(1)成績評価と単位の認定」（66-69頁）

【分析結果とその根拠理由】

科目別成績分布表の公開、成績説明請求制度等の対応をとっていることから、成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための措置を十分講じていると判断する。

観点 5－3－④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

各学部とも、ディプロマ・ポリシーを定めており、それに沿って、卒業認定基準を「一橋大学学則」第 32 条（資料 5-3-①-1）、「一橋大学学部履修規則」第 3 条において規定している（資料 5-1-①-3）。また、学生に対しては、『学士課程学修計画ガイドブック』（別冊資料 4）、『学士課程履修ルールブック』（別冊資料 2）、ウェブサイト等で周知すると同時に、新入生学部別ガイダンス及び後期課程ガイダンスにおいても周知を図っている。

さらに、卒業認定は、「一橋大学学則」第 32 条の規定に基づき実施しており、学部に 4 年以上在学し、144 単位以上を修得し、別に定める GPA の基準を満たした上、学士論文試験に合格した者について、当該教授会の議を経て学長が卒業を認定している。

資料 5-3-①-1 「一橋大学学則」

資料 5-1-①-3 「一橋大学学部履修規則」

- 別冊資料 4
『平成 26 年度 学士課程学修計画ガイドブック』
- 別冊資料 2
『平成 26 年度 学士課程履修ルールブック』

【分析結果とその根拠理由】

ディプロマ・ポリシーに従って、卒業認定基準を「一橋大学学則」及び「一橋大学学部履修規則」において定め、学生に対しては、印刷媒体及びウェブサイトを通じて周知している。

また、卒業認定は、卒業認定基準を満たした学生に対して教授会の議を経て、学長が認定している。これらのことから、ディプロマ・ポリシーに従って卒業認定基準を組織として策定し、学生に周知しており、その基準に従って卒業認定を適切に実施していると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5－4－①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

「一橋大学研究教育憲章」において「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人の育成」を教育目的として掲げ（資料 1-1-①-1）、この目的を達成するために、各研究科及び専門職大学院においてカリキュラム・ポリシーを定め（資料 5-4-①-1）、各研究科及び専門職大学院のウェブサイト等において公表している（資料 5-4-①-2）。

資料 1-1-①-1 「一橋大学研究教育憲章」

資料 5-4-①-1 各研究科及び専門職大学院のカリキュラム・ポリシー

商 学 研 究 科	<p>【研究者養成コース】（修士課程・博士後期課程）</p> <p>カリキュラムの目的は、広い視野に立って深い学識を養い、専攻分野における研究・教育を培うことにあり、その最終目標は博士号取得に置かれています。その目的の達成に向けて研究者養成コースではコースワークおよびゼミナールを通じて、商学・経営学分野における古典から最先端の研究成果まで幅広い内容を学ぶことができます。コースワークは、商学・経営学の学問領域における初級から上級まで多様なレベルの体系的な講義で構成されています。また少人数のゼミナールでは、専門分野に精通した教員からきめ細やかな指導を受けることができます。</p> <p>こうした指導を通じて、過去の知見や分析のためのツールを体得し、適切な問題を設定して自らの力でその答えを発見し、その新たな知見を説得的に他者に伝え社会に発信して次世代に伝えることのできる、十分な力量を備えた研究者を育てるこことを狙っています。</p> <p>【経営学修士コース】（修士課程）</p> <p>経営学修士コースでは、企業経営に関わる基本的な考え方を幅広く学習するとともに、現実の世界で生じる問題について深く考察するための思考力を養成することに重点を置いています。</p> <p>企業経営に関わる基本的な考え方を幅広く学習するために、本コースでは標準的な内容を網羅する講義科目を体系的に配置しています。これらの講義科目では、企業経営の諸問題を考える上で必要となる基礎的な理論を学ぶとともに、ケース・ディスカッションやデータ分析をはじめとする手法を通じて、現実の世界と理論的な考え方を有機的に関連づけることで、実際の企業経営に応用して展開できる能力を習得していきます。</p> <p>現実の世界で生じる問題の考察に必要とされる思考力を高めるために、本コースでは「読む・書く・考える」というプロセスを集中的に繰り返すことを重視したプログラムを設計しています。その中心となるのが、1年次の「古典講読」と2年次の「ワークショップ」という2つの演習科目です。また、知識の習得よりも思考力の養成に重点を置いた講義科目も配置しています。これらの科目群では、本コース独自の教育方法に基づき、教員によるきめ細かな指導の下で、表面的な理解では到達できない深い水準で、企業経営の諸問題を洞察する能力を培うことができます。</p>
經 濟 學 研 究 科	<p>【修士課程（専修コース）】</p> <p>一橋大学大学院経済学研究科修士専修コースは、経済学とその関連分野における最先端の理論と高度な統計・計量分析スキルを修得し、的確な現実感覚と課題発見・解決能力を十分に備え、国際社会で活躍できる専門職業人の育成を目指しています。その目標を達成するために、以下の方針に従ってカリキュラムを編成しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 中級・上級コア科目を修士課程1年次の選択必修にするなど、コースワークを充実させます。また、修士課程2年次に演習（ゼミナール）を必修とし、コースワークの成績をゼミナール履修要件に含めます。 2) ゼミナールとワークショップでの集中的な修士論文作成指導により、少人数・双方向的な教育と他分野の教員を含む複数の教員からの指導を可能にし、学生が世界の先端的な研究に触れる機会を提供します。 3) 公共政策、統計・ファイナンス、地域研究の実証研究・政策分析の実践的プログラム「専門職業人養成プログラム」を通じて、シンクタンク等の実務家との密接な連携により、現場感覚を持つ専門的職業人を育成します。 4) 5年一貫教育システムにより、本学経済学部出身者が修士課程を1年間で修了することを可能にします。 5) 授業科目の英語開講を推進し、外国人教員による学術英語スキル科目及び世界の第一線の研究者による英語でのセミナーとレクチャー・シリーズを提供します。 <p>【修士課程（研究者養成コース）・博士後期課程】</p> <p>一橋大学大学院経済学研究科（修士課程研究者養成コースと博士後期課程）は、一貫して、経済学とその関連分野における最先端の理論と高度な統計・計量分析スキルを修得し、研究の先端を切り拓き、世界の第一線で活躍できる研究者、および官庁や民間の研究機関、国際機関等で調査・研究業務に従事し、現実社会の諸課題の解明と解決に貢献でき</p>

経 済 学 研 究 科	<p>る研究者を育成することを目指しています。その目標を達成するために、博士後期課程では、修士課程のカリキュラムを踏まえて、以下の方針に従ってカリキュラムを編成しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 博士後期課程に進学するためには、修士課程在籍中に所定の進学資格試験に合格しなければなりません。 2) 指導教員の他に、学内のワークショップや論文指導委員会を通じて、複数の教員が学生の論文指導を行います。また、学内外のワークショップあるいは学会等での研究報告を義務づけます。 3) 世界の第一線の研究者による英語でのセミナーとレクチャー・シリーズを数多く提供します。 4) 外国人教員による学術スキル英語科目、国際会議報告のための海外渡航の助成を通じて、学生の英語による研究活動を支援します。
法 学 研 究 科	<p>一橋大学大学院法学研究科に設置されている法学・国際関係専攻は、修士課程と博士後期課程からなり、そのカリキュラムは、一般的な教養並びに専門的教養を基礎に、社会科学としての法学・国際関係の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うことによって広く文化の向上発展に寄与できる力や、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識・卓越した能力を培うことを念頭に置いています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修士課程 修士課程の学生は、修士論文の作成を目的として、指導教員による演習（ゼミナール）と研究指導を中心に、2年間に及ぶ一貫した知的トレーニングを受けることができます。また、先端的な内容を含む法学研究科提供科目の履修に加えて、知的基盤を拡充したい学生は、一定の範囲で法学部提供科目や他研究科提供科目も履修できるようになっています。 2 博士後期課程 博士後期課程には、研究者養成コースと応用研究コースがあります。研究者養成コースは、将来、大学等で研究・教育に従事することを希望する学生を対象に、独立の研究者として高度な基礎理論をふまえて先進的な研究を遂行できる能力を修得することを目的としています。応用研究コースは、将来、研究機関、国際機関、企業等で高度な専門能力を備えた職業人として活躍することを希望する学生を対象に、実務的視点を重視した高度な応用的研究を遂行できる能力を修得することを目的としています。 どちらのコースに所属する学生も、博士論文の作成を目的として、指導教員による演習と研究指導を中心に、3年間（法科大学院の課程を修了した者は原則として2年間）に及ぶ一貫した知的トレーニングを受けることができます。なお、応用研究コースについては、現職の社会人に開かれたコースであることに鑑み、演習と研究指導を柔軟な形で行なうことができるよう配慮しています。 3 EU研究共同プログラム 本研究科には、2013年度から、本学大学院生が副専攻に選ぶことができる研究科横断プログラムとして「EU研究共同プログラム」が開設されることになりました。この副専攻プログラムは、すべての研究科の修士課程・博士後期課程並びに専門職学位課程に在籍する学生に開かれており、プログラムを終了した者には修了証が授与されます。 必修科目の「EUワークショップ」では、法学研究科、商学研究科、経済学研究科及び社会学研究科からなる4人の教員が共同でゼミ形式の指導を行います。また、外国人講師による、必修科目の「EU Research Skills I・II」と選択必修科目「European Studies I～III」等を通じて、EU・ヨーロッパに関することを学ぶと同時に発信できる能力を身につけられるようなプログラムを組んでいます。 さらに、EU研究共同プログラムが、法学研究科におかれていることから、法学研究科の学生は必要な修得単位数が他の研究科の学生に比べ少なく設定されています。このメリットを享受して、大学院でプラスアルファの能力を身につけ、その後の研究や仕事に活かしてほしいと思います。
社 会 学 研 究 科	<p>社会学研究科は、「多彩に広がる社会科学の諸分野において、大きく変化する現代社会の課題に対し多様な視点から知的に対応する、創造力豊かな扱い手を育てる」という理念にそって、修士・博士課程を通じて学生が身につけるべき能力（教育目標）として総合性・専門性・人間性・国際性の4点を定め、その教育目標を実現するために、次の方針のもとに教育課程を編成し、実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修士課程では、各分野で先端的な学術研究を担う研究能力と、各分野をリードする高度な専門的職業人としての優れた能力を身につけます。 2 このために、修士課程では、少人数の演習（ゼミナール）を基盤に、それぞれの指導教員のもとで学修・研究を進め、修士論文研究を完成させます。 3 博士後期課程では、専門的教育研究者として自立できる能力と学識あるいは指導的な役割を果たす高度な専門的職業人としての能力と学識を身につけます。 4 このために、博士後期課程では、少人数の演習（ゼミナール）および論文指導委員会を基盤に、博士論文の完成にむけて計画的に研究を進め、学位論文計画書を提出し、博士学位論文を完成させます。 5 本研究科は、大学院教育を学生自身が主体の「キャリアデザインの場」として捉え、学生のキャリア支援を目的とする「研究科共通科目」として、「研究基礎科目」、「高度職業人養成科目」「先端社会科学」の各科目を設置しています。修士課程・博士後期課程の学生は、これらの科目を履修することで、専門的教育研究者・高度な専門的職業人としての技能や専門的能力を身につけます。
言 語 社 会	<p>言語社会研究科は、言語・文化・芸術等の研究・教育を通して、人文学諸分野における高度専門職業人ならびに研究者を養成し、社会に貢献することを目標に掲げています。この目標を実現するために、本研究科は「人文総合（第一部門）」と「日本語教育学位取得プログラム（第二部門）」の二部門体制をとっています。修士課程ではそれぞれの部門で入学試験を行い、その後の教育も部門の枠組みに沿って行なわれますが、両部門とも同一の「言語社会専攻」に属します。</p> <p>カリキュラムの点で、第一部門と第二部門に共通するのは、両者とも演習（ゼミナール）と講義が二つの大きな柱になつ</p>

研究科 国際企業戦略研究科 / ICS	<p>ていることです。学生のみなさんは、指導教員が開講するゼミナールに所属し、それを土台に据えた上で、自分の研究テーマに即した授業科目を選択していきます。ゼミナールは、少人数教育のもとでの教員と学生との双方向的な研究・教育の場であり、学位論文執筆に至るまでの研究能力の育成を図ることができます。</p> <p>具体的なカリキュラムの内容は、第一部門と第二部門でかなりちがっています。</p> <p>第一部門「人文総合」では、「社会言語系」「思想・哲学・歴史系」「欧米文化系」「アジア文化系」「芸術系」の5系統の科目群を提供しています。この五つの系は、学生の所属を示すものではなく、内容に即した授業科目のまとまりを示したものです。問題意識や研究目的に応じて、関心のある特定の系の科目を集中して履修することも、いくつかの系の科目を横断的に組み合わせて履修することもできます。また、各学問分野の基礎的な考え方や方法論を学ぶための「基礎講義」を設置しており、研究レベルでの語学力育成を目指した「文献演習」とともに、「人文基礎」というカテゴリーを作っています。そのほかに、学芸員資格取得を目的とした学芸員科目、インターンシップを行う就業体験実習などの実習系科目が設置されています。なお、「アジア文化系」科目には、東京学芸大学との連携講座を設置しており、講座を担当する東京学芸大学教員の指導を仰ぐこともできます。</p> <p>第二部門「日本語教育学位取得プログラム」は、一橋大学という社会科学の研究総合大学という環境を背景として、これまでにない新たな角度から日本語教育学、日本語学、日本文化学の専門家を養成することを目標としています。第二部門の大きな特色は、一橋大学大学院言語社会研究科、一橋大学国際教育センター、人間文化研究機構国立国語研究所が協力連携して運営に当たる「連携講座」であるということです。第二部門の授業科目は、この三つの機関の特色、ならびに教員の専門領域により、「日本語教育学系」、「日本語学系」、「比較文化学系」に分かれており、それぞれのテーマに即した研究を進めることができます。なお、第二部門修士課程修了者に対しては、修士学位に加え、履修上の一定の条件を満たせば、高度の専門性を修得した証として、「日本語教育学位取得プログラム修了証」が授与されます。</p> <p>なお、両部門とも、修士課程において、働きながら学ぶ学生のための長期履修制度を実施しています。</p> <p>【経営法務専攻】 [修士課程]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本専攻においては、国内法務に関する最先端の講義を行うとともに、単に理論の習得にとどまらず、実践的な経営法務を身につけられるように、実務家による講義も多く取り入れている。 多様な層の学生が参加することに鑑み、各科目について基礎的な科目と発展的な科目を組み合わせている。 企業経営のグローバル化に対応して、国際法務に関連する科目を導入している。 修了要件は、2年以上在学し、講義科目22単位以上、演習8単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科が行う修士学位論文の審査及び最終試験に合格することである。経営法務コースの学生は、講義科目22単位以上のうち、8単位以上を経営法務コースの講義科目のうちから修得しなければならない。知財戦略講座プログラムの学生は、講義科目22単位以上のうち、8単位以上を知財戦略講座プログラムの講義科目の知財選択科目のうちから修得しなければならない。 <p>[博士課程]</p> <ul style="list-style-type: none"> 博士課程は、演習12単位が必修であり、基本的には指導教官による博士論文の作成指導が授業の中心をなす。博士課程在学生が修士課程開設科目を履修することは認められており、これらの科目を履修することにより、経営法務や知的財産に関する知識を広めることができる。 <p>【国際経営戦略コース】 [MBA プログラム] (専門職学位課程)</p> <p>○ カリキュラム、教育方法、指導体制</p> <p>一橋ICSでは、先述した「Best of Two Worlds」の考え方に基づき、14の必修科目、34の選択科目、そして、ファンデーション・サークル、ストラテジー・シミュレーション・サークル、ナレッジ・サークルなど集中講義型の特別科目から成るカリキュラムを提供しています。</p> <p>カリキュラム・デザインについては、学生に大きな自由度を与えています。たとえば、入試応募段階において、2年制プログラムと1年制プログラムを選択することができます。いずれの学生も、1年次は必須科目と選択科目と一緒に学びます。2年制プログラムの学生は、2年次に、ダブル・ディグリー・プログラム、交換留学プログラム、インターンシップ・プログラムなどの機会があります。ダブル・ディグリー・プログラムは、BEST Alliance 協定校である北京大学およびソウル国立大学の選択肢があります。交換留学の提携校は、上記2校に加え、米国UCLA、英国LBS、仏国HEC、スペインESADE、香港CUHKなど世界トップスクール12校から選択することができます。</p> <p>一橋ICSの教育方法としては、ケース・メソッド（企業事例に基づくディスカッション形式の授業）を中心とし、レクチャー（講義）やシミュレーション、ロール・プレイング、企業訪問、フィールド・スタディなど多岐にわたる教授法をそれぞれの科目に合うように組み合わせて実施しています。いずれの科目も、双方向、参加型の教育を行う点が共通しています。</p> <p>また、ゼミ制度を導入しており、1年次の第一学期に学生それぞれが所属するゼミ教員を決定します。教員1人に対して学生は3~4人が割り当てられます。少人数のゼミ制度により、教員と学生や学生同士の緊密な関係性を構築することができ、きめ細かな学習指導や、卒業後の関係維持に役立ちます。</p> <p>○ 使用言語・言語教育</p> <p>一橋ICSの授業はすべて英語で行われます。また、普段の学生同士の会話においても、同じ言語を理解しない者が話の輪に加わる場合には、必ず使用する言語を英語に切り替えることを徹底しています。そのため、非英語圏出身の学生にも自らコミュニケーションに積極的に加わり、ディスカッションをリードする能力を磨き、グローバルに通用</p>
-------------------------------	---

国 際 企 業 戦 略 研 究 科 ／ I C S	<p>する英語を鍛える機会が日常的に提供されます。</p> <p>さらに、卒業後に日本企業や日本に関係する企業に就職を希望する学生が多数いることから、平成 24 年度より千代田キャンパスにおいて日本語教育プログラムを提供しています。受講者の日本語の習熟度に合わせて、初級、中級、上級の 3 つのレベルでクラスを編成し、最終的には日本語でビジネス会話ができるレベルを目指して学習を支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 履修科目・卒業要件 <p>一橋 ICS の卒業に必要な単位は 66 単位以上です（二年制は 70 単位以上）。ゼミの単位（4 単位）に加えて、講義科目 62 単位以上（うち必修科目 34 単位ならびに特別科目 6 単位）を修得する必要があります。</p> <p>各科目的成績はフォースト・カープによる相対評価であり、上位 30% は A、下位 10% は C あるいは F、その中間 60% は B という成績が付けられます。科目ごとに、授業への参加や小テスト、期末試験などの成績への配分は異なりますが、授業開始時に評価基準を明らかにすることにより公平性、公正性を確保しています。卒業要件のひとつに、卒業単位数 66 単位のうち、40 単位以上において A か B か Pass の成績を修めることができます。</p> <p>また、2 年制プログラムの学生は、2 年次にダブル・ディグリー・プログラム、交換留学プログラム、インターンシップ・プログラムなどを、2 年次のゼミ単位の一部として履修することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修了後の就職支援 <p>一橋 ICS では、学生に対するきめ細かな就職支援を行っており、キャリアに関する専門のスタッフ（キャリア・サービス）を配置しています。キャリア・サービスでは、各学生の就職希望に関するヒアリングを行い、企業の情報提供セッションやインターンシップなどの場を作ることによって、双方のマッチングを図っています。</p> <p>なお、外国人留学生のうち、その約半数は卒業後に日本で就職し、半数は母国および海外で就職しています。日本で就職した卒業生のうち、約半数は日本企業に、半数は外資企業で働いています。</p> <p>[DBA プログラム] (博士後期課程)</p> <p>一橋 ICS の DBA プログラムでは、学生一人ひとりの主体性を尊重しています。学生は、教員の監督の下、3 年間で研究プロジェクトを企画・遂行し、博士論文へと発展させ、完成させることが求められます。さらに、博士論文を土台にした学術誌への論文投稿や、書籍出版を目指すことが期待されます。</p> <p>学生は、入学 1 年目には、研究方法論（リサーチ・メソドロジー）や研究デザイン論（リサーチ・ポジショニング）のコースを履修しなければなりません。また、指導教員とコースの担当教員の承認があれば、MBA コースを聴講することもできます。</p> <p>具体的に博士論文プロジェクトを進めるにあたっては、以下のようないくつかのステップを踏まなくてはいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 年目の 3 月末までに、リサーチセミナーで研究発表を行い、 指導教員他 2 人の計 3 人の教員から成る論文審査委員会に承認を受け、 論文完成時に、同委員会による口頭試験（Thesis Defense）に合格する必要があります。 <p>学生には、指導教員をはじめ一橋 ICS の教員の研究助手（RA）や、教育助手（TA）を務めたり、共同研究を行ったりする機会もあります。</p> <p>【金融戦略・経営財務コース】(専門職学位課程・博士後期課程)</p> <p>本コースでは、金融に関わる実務上の問題の解決に必要となる方法論を学び、現代ファイナンスに必要な基礎知識と実務への応用方法を体系的に習得することを目指します。具体的には、「基礎科目」および「専門科目」の履修と、修士論文（専門職学位論文）の作成がその柱となります。</p> <p>まず「基礎科目」では、ファイナンスに必要な基礎知識 — foundation — を幅広く習得します。ファイナンス理論、会計、コーポレート・ファイナンス、統計・データ分析、コンピュテーションナル・ファイナンスに関する科目がそのためには提供されています。基礎科目を修得することで、ファイナンス全体に関する入門から中級レベルまでの知識を体系的に学習できます。次に「専門科目」では、基礎科目で得た知識を土台に、M&A や経営、資産運用、リスク管理、プライシング、統計・計量分析等に関わる様々なトピックを一分野によっては博士課程レベルまで一深く掘り下げます。経営者等活躍する実務家による講義もここに含まれます。専門科目は、個別の分野の話題について、学問および実務の両面で扱われる最先端の議論まで学びます。</p> <p>全ての学生には、専門職学位論文（修士論文）の提出が求められます。修士論文は、一人ひとりの学生が個別プロジェクトと位置づけられます。基礎および専門科目で修得した方法論を応用し、学問的成果と現実の問題を効果的に融合することによって、自ら選んだ実務上の問題に対して解答を導くことが目標となります。これを実現するために、在学期間を通じて全学生が少人数のゼミナールに参加します。ゼミナール・システムは一橋大学の伝統であり、全員が少人数のゼミナールに所属して本格的な論文作成に取り組むことは、社会人大学院の中でも際立った本校の特徴となっています。指導教員のもと、問題の設定、先行研究の調査、方法論の選択、分析の実行、指導教員や他学生との議論等を通じ、時間をかけて鍛錬を重ね修士論文を仕上げることで、学んだ知識を実際に使いこなし意思決定に用いる力を醸成します。</p> <p>法 科 大 学 院</p> <p>一橋大学法科大学院は、(1) ビジネス法務に精通した法曹、(2) 国際的な視野をもった法曹、(3) 人権感覚に富んだ法曹という、3 つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを目指しています。この教育目標を達成するため、学生が法学の基礎的な理解を確実に習得したうえで、それを現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力を持ち、本学の目指す特色ある法曹として育つよう、以下のようなカリキュラムを用意しています。</p> <p>法学未修者を対象とする 1 年次は、憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の 5 科目を配置し、その後の学習の基礎・土台を確固とする方針をとっています。これに、法学を始めて学ぶ人に法情報へのアクセスの方法や判例・文献の読み方から指導する「導入ゼミ」、近視眼的な法学習を相対化する「比較法制度論」などを加えて、基礎知識の定着と法的な</p>
法 科 大 学 院	<p>する英語を鍛える機会が日常的に提供されます。</p> <p>さらに、卒業後に日本企業や日本に関係する企業に就職を希望する学生が多数いることから、平成 24 年度より千代田キャンパスにおいて日本語教育プログラムを提供しています。受講者の日本語の習熟度に合わせて、初級、中級、上級の 3 つのレベルでクラスを編成し、最終的には日本語でビジネス会話ができるレベルを目指して学習を支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 履修科目・卒業要件 <p>一橋 ICS の卒業に必要な単位は 66 単位以上です（二年制は 70 単位以上）。ゼミの単位（4 単位）に加えて、講義科目 62 単位以上（うち必修科目 34 単位ならびに特別科目 6 単位）を修得する必要があります。</p> <p>各科目的成績はフォースト・カープによる相対評価であり、上位 30% は A、下位 10% は C あるいは F、その中間 60% は B という成績が付けられます。科目ごとに、授業への参加や小テスト、期末試験などの成績への配分は異なりますが、授業開始時に評価基準を明らかにすることにより公平性、公正性を確保しています。卒業要件のひとつに、卒業単位数 66 単位のうち、40 単位以上において A か B か Pass の成績を修めることができます。</p> <p>また、2 年制プログラムの学生は、2 年次にダブル・ディグリー・プログラム、交換留学プログラム、インターンシップ・プログラムなどを、2 年次のゼミ単位の一部として履修することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修了後の就職支援 <p>一橋 ICS では、学生に対するきめ細かな就職支援を行っており、キャリアに関する専門のスタッフ（キャリア・サービス）を配置しています。キャリア・サービスでは、各学生の就職希望に関するヒアリングを行い、企業の情報提供セッションやインターンシップなどの場を作ることによって、双方のマッチングを図っています。</p> <p>なお、外国人留学生のうち、その約半数は卒業後に日本で就職し、半数は母国および海外で就職しています。日本で就職した卒業生のうち、約半数は日本企業に、半数は外資企業で働いています。</p> <p>[DBA プログラム] (博士後期課程)</p> <p>一橋 ICS の DBA プログラムでは、学生一人ひとりの主体性を尊重しています。学生は、教員の監督の下、3 年間で研究プロジェクトを企画・遂行し、博士論文へと発展させ、完成させることが求められます。さらに、博士論文を土台にした学術誌への論文投稿や、書籍出版を目指すことが期待されます。</p> <p>学生は、入学 1 年目には、研究方法論（リサーチ・メソドロジー）や研究デザイン論（リサーチ・ポジショニング）のコースを履修しなければなりません。また、指導教員とコースの担当教員の承認があれば、MBA コースを聴講することもできます。</p> <p>具体的に博士論文プロジェクトを進めるにあたっては、以下のようないくつかのステップを踏まなくてはいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 年目の 3 月末までに、リサーチセミナーで研究発表を行い、 指導教員他 2 人の計 3 人の教員から成る論文審査委員会に承認を受け、 論文完成時に、同委員会による口頭試験（Thesis Defense）に合格する必要があります。 <p>学生には、指導教員をはじめ一橋 ICS の教員の研究助手（RA）や、教育助手（TA）を務めたり、共同研究を行ったりする機会もあります。</p> <p>【金融戦略・経営財務コース】(専門職学位課程・博士後期課程)</p> <p>本コースでは、金融に関わる実務上の問題の解決に必要となる方法論を学び、現代ファイナンスに必要な基礎知識と実務への応用方法を体系的に習得することを目指します。具体的には、「基礎科目」および「専門科目」の履修と、修士論文（専門職学位論文）の作成がその柱となります。</p> <p>まず「基礎科目」では、ファイナンスに必要な基礎知識 — foundation — を幅広く習得します。ファイナンス理論、会計、コーポレート・ファイナンス、統計・データ分析、コンピュテーションナル・ファイナンスに関する科目がそのためには提供されています。基礎科目を修得することで、ファイナンス全体に関する入門から中級レベルまでの知識を体系的に学習できます。次に「専門科目」では、基礎科目で得た知識を土台に、M&A や経営、資産運用、リスク管理、プライシング、統計・計量分析等に関わる様々なトピックを一分野によっては博士課程レベルまで一深く掘り下げます。経営者等活躍する実務家による講義もここに含まれます。専門科目は、個別の分野の話題について、学問および実務の両面で扱われる最先端の議論まで学びます。</p> <p>全ての学生には、専門職学位論文（修士論文）の提出が求められます。修士論文は、一人ひとりの学生が個別プロジェクトと位置づけられます。基礎および専門科目で修得した方法論を応用し、学問的成果と現実の問題を効果的に融合することによって、自ら選んだ実務上の問題に対して解答を導くことが目標となります。これを実現するために、在学期間を通じて全学生が少人数のゼミナールに参加します。ゼミナール・システムは一橋大学の伝統であり、全員が少人数のゼミナールに所属して本格的な論文作成に取り組むことは、社会人大学院の中でも際立った本校の特徴となっています。指導教員のもと、問題の設定、先行研究の調査、方法論の選択、分析の実行、指導教員や他学生との議論等を通じ、時間をかけて鍛錬を重ね修士論文を仕上げることで、学んだ知識を実際に使いこなし意思決定に用いる力を醸成します。</p> <p>法 科 大 学 院</p> <p>一橋大学法科大学院は、(1) ビジネス法務に精通した法曹、(2) 国際的な視野をもった法曹、(3) 人権感覚に富んだ法曹という、3 つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを目指しています。この教育目標を達成するため、学生が法学の基礎的な理解を確実に習得したうえで、それを現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力を持ち、本学の目指す特色ある法曹として育つよう、以下のようなカリキュラムを用意しています。</p> <p>法学未修者を対象とする 1 年次は、憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の 5 科目を配置し、その後の学習の基礎・土台を確固とする方針をとっています。これに、法学を始めて学ぶ人に法情報へのアクセスの方法や判例・文献の読み方から指導する「導入ゼミ」、近視眼的な法学習を相対化する「比較法制度論」などを加えて、基礎知識の定着と法的な</p>

法科大学院	<p>考え方・法的な議論のあり方を体得させることを目標とします。</p> <p>次に、2年次以降には、1年次配当の5科目については実務法曹としての活動を念頭に知識の確認をしたうえで、問題志向の課題についてソクラテス・メソッドやケース・メソッドなどを用いて、それを現実の問題を解決するために使えるだけの応用力の養成を目指します。このほか、行政法・商法などの科目については、1年次に固めた基本科目の上に、効率的かつ立体的に学習するほか、多彩な選択科目群を提供して、指導的法曹としての活動の基盤形成に資するようにします。</p> <p>また、こうした基盤をもとに2年次以降は、法律実務科目も多く学んでいくことになります。2年次のエクスターインシップは、法曹への意識を高め、学習への動機づけとなり、3年次に民事・刑事両方の模擬裁判を実施することは、実務的意義はもちろん、基礎知識の定着という意味でもきわめて有効であると考えています。そのうえで2年次後期以降、「民事裁判基礎」、「法曹倫理」、「民事法務基礎」、「刑事実務概論」、「模擬裁判（民事・刑事）」など実務科目を学び実務的な能力を身に付けてもらうようにします。</p> <p>さらに、3年次には、多角的・実践的視点のみならず、きわめて少人数で特定テーマについて掘り下げる研究を行う「発展ゼミ」や、研究者志望をもつ者にリサーチペーパー執筆を伴う基本的研究指導を行う「法学研究基礎」を置くことにより、法学教育に厚みを与え、学生の多様なニーズに応えます。</p> <p>学生の多様な関心を育て、実務を行う上で役に立つ広範囲な知識を身につけられるように、幅広い科目を提供します。このうち、本法科大学院の特色としての教育理念との関連で特徴ある例を挙げれば、次のようなコースや科目があります。</p> <p>一橋大学国際企業戦略研究科の協力を得て、ビジネスロー・コースを3年次に設けています。このコースは、特に企業・ビジネス法務に関心の強い学生を対象に設けられたもので、実践ビジネスローなど、高度な専門知識の習得を目的にしたもので、週に1日、千代田キャンパスで最新のビジネス現場を踏まえた実践的なカリキュラムによる授業が行われます。</p> <p>「比較法制度論」、「外国法文献読解」など国際的視野を養う科目を設けます。また、母国の弁護士資格を持つオーストラリア人や、日本商社のイギリス現地法人で法務関係や経営を経験した人材を専任教員に登用しており、こうした教員の行う授業を通じて国際社会が求めるリーガルマインドや実務的な法のあり方を学びます。また、法学研究科が招く外国人客員教授から教育上の協力・参加を得ます。</p> <p>「発展ゼミ」の中に人権実践に関するリーガルクリニック（人権クリニック）を設け、21世紀社会における人権とは何かを、実社会や実務と現行法の関連の中で学んで行きます。</p>
国際・公共政策大学院	<p>1 国際・公共政策大学院全体</p> <p>国際・公共政策大学院では、専門的知識・分析能力を養成する学術的カリキュラムと政策の現場を対象とした実践的カリキュラムを提供します。前者では、各分野の高度な専門教育に加えて、他分野の知見も修得するための共通科目・横断科目を開講します。国際化の進展に向けて英語科目も提供していきます。実践的カリキュラムにはコンサルティング・プロジェクトやインターンシップ等を含み、学生が政策立案・形成の現場に出て、その実践を学ぶとともに政策の伝達能力を身に付けてもらいます。実務家によるワークショップ科目や少人数教育（ゼミ）などを通じて学生に両カリキュラムの関連を示します。もって、学術的知見と政策の実際を繋げていきます。</p> <p>2 各プログラムのカリキュラム・ポリシー</p> <p>【公共法政プログラム】</p> <p>本プログラムは、憲法・行政法・行政学等の基礎科目を置き、基礎的専門知識を修得させた後、コア科目・ワークショップ等を通じて、政策の分析・評価、政策提言を行う上で必要な資料の収集分析、データ・論理の組み立て等に関する教育を行います。その上で、政策課題を学ぶ科目的履修、法律学と経済学、国内制度と国際政治との交錯を学ぶ横断的科目等の履修により、政策課題を複眼的な視点から分析する能力を養成するとともに、インターンシップ等を通じて、実践的な問題解決能力、政策提言能力を養成します。さらに、最終学期でのワークショップ等において、政策分析・提言を行うペーパーの作成を求めて、修得した知識・能力を実証することを求め、併せて、プレゼンテーション・コミュニケーション能力の養成を行います。</p> <p>【グローバル・ガバナンスプログラム】</p> <p>本プログラムにおいては、国際政治学基礎論をはじめとする基礎科目において、国際関係に関する基本的な理論と歴史に関する知識を学び、国際関係の政治学的分析方法を習得したのち、先端的な研究成果をとりいれた応用科目の履修を通じて、専門性を高めます。事例研究科目においては、制度運営の実態とその評価を学び、多角的で実践的な視点を身につけます。あわせて、インターンシップ・プログラムにおいて、官公庁やNGO/NPOなどで研修を受けて、実践力を養います。さらには、ワークショップ科目では、実際にグローバル・ガバナンスの課題について現状分析し、これを説得力のある文章にするトレーニング、自らの政策分析を発表するためのプレゼンテーションの技法、およびディベートのトレーニングを徹底的に行います。政策提言についても、これを実現するための交渉や諸活動の重要性について、実務家教員などとの議論を通じて学習します。</p> <p>【公共経済プログラム】</p> <p>本プログラムは基礎科目としてミクロ、マクロ、計量経済学等経済学の基礎的知識を習得した後、コア・応用科目で各学生の問題意識・研究課題に沿った科目を取ってもらいます。また、公共政策セミナーなど事例科目として政策の現場への実践を扱う科目的履修が求められます。2年課程カリキュラムの軸はコンサルティング・プロジェクトであり、委託機関から与えられた政策課題に対して学生が具体的に提言を取りまとめ、報告します。1年課程の学生（社会人学生）は修士論文の作成にあたります。また、学生は少人数のゼミに所属し、指導教員のもと、学生同士の議論を通じ、様々な政策問題への理解を深めます。</p> <p>【アジア公共政策プログラム】</p>

	本プログラムでは基礎となるマクロ経済学、ミクロ経済学、公共経済学、計量経済学を習得した後、経済理論の具体的な政策面への応用を取り扱う選択科目の履修が要求されます。さらに、時々の重要な政策テーマに関するワークショップや特別講義も提供されます。また、修士論文の提出が必須であり、修士論文においては、特定の政策課題を探り上げ、理論、実証を踏まえた分析を行い、政策提言に結びつけることが期待されています。また、在学中の2年間に学生は少人数のゼミに所属し、指導教員のもと、学生同士の議論を通じ、様々な政策問題への理解を深めます。
--	---

資料 5-4-①-2 各研究科及び専門職大学院のカリキュラム・ポリシーの公表（ウェブサイト）

〔大学院課程〕

- ・ 商学研究科研究者養成コース
(<http://www.cm.hit-u.ac.jp/about/policy3>)
- ・ 商学研究科経営学修士コース
(<http://www.cm.hit-u.ac.jp/about/policy2>)
- ・ 経済学研究科
(http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/introduce/curriculum_policy.pdf)
- ・ 法学研究科
(<http://www.law.hit-u.ac.jp/graduate/diploma>)
- ・ 社会学研究科
(<http://www.soc.hit-u.ac.jp/overview/gs/carriculum.html>)
- ・ 言語社会研究科
(<http://gensha.hit-u.ac.jp/education/policyc.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科経営法務専攻
(<http://www.ics.hit-u.ac.jp/jp/bl/policy/index.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科国際経営戦略コース DBA プログラム
(<http://www.ibs.ics.hit-u.ac.jp/jp/dba/policy.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科金融戦略・経営財務コース
(<http://www.fs.ics.hit-u.ac.jp/information/policy.html>)

〔専門職学位課程〕

- ・ 法科大学院
(<http://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/policy.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科国際経営戦略コース MBA プログラム
(<http://www.ibs.ics.hit-u.ac.jp/jp/mba/policy.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科金融戦略・経営財務コース
(<http://www.fs.ics.hit-u.ac.jp/information/policy.html>)
- ・ 国際・公共政策大学院
(http://www.ipp.hit-u.ac.jp/about/about_3policy.html)

【分析結果とその根拠理由】

「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人の育成」という教育目的を達成するために、各研究科及び専門職大学院においてカリキュラム・ポリシーを定め、各研究科及び専門職大学院のウェブサイト等において公表している。

これらのことから、カリキュラム・ポリシーが明確に定められていると判断する。

観点5－4－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院課程では、商学、経済学、法学、社会学、言語社会、国際企業戦略の6研究科を設置しており、以下の趣旨に基づき、基礎的科目から発展的科目へと無理なく学べるよう教育課程を編成している（資料2-1-③-1）。

- (1) 商学研究科は、経営学修士コースと研究者養成コースから構成されている。経営学修士コースのカリキュラムは講義科目（コア科目と選択科目）と演習からなっている。コア科目は実務家として不可欠な基本的知識を身に付けることを狙いとしている。選択科目は変化する企業環境に対応する時代に即した知識や高度な技能の習得を目指している。演習は1年次に古典講読が必修であり、2年次にはテーマごとに分かれたワークショップのいずれかに所属することになっている。研究者養成コースの修士課程では、幅広く科目を履修して専門分野の基本を身に付け、演習で研究指導を受けながら修士論文を作成している。博士後期課程では、主として演習の履修を通じて、自ら立てた問題について考え方を抜き、発表し、研究指導を受けるという作業を繰り返し、最終的に博士号を取得することを目指している。
- (2) 経済学研究科には研究者養成コースと専修コースの2コースがあり、経済理論・経済統計、応用経済、経済史・地域経済、比較経済・地域開発の4専攻を設けている。学生はいずれかの専攻に所属し、研究関心に沿って経済学の基本を教授するコア科目、各専門に関する講義やワークショップ、更に指導教員のもとでの演習を履修していく。授業科目は学部一大学院一貫カリキュラムとなっており、基礎から専門まで体系的に構成されている。専修コースには、公共政策、統計・ファイナンス、地域研究の3分野からなる「専門職業人養成プログラム」を設けている。各プログラムは独自に追加的な履修要件を課しており、インディペンデント・スタディ、ワークショップ等によって専門教育を実施している（資料5-4-②-1）。
- (3) 法学研究科の修士課程の学生は、指導教員の演習・研究指導12単位のほか、2年間にわたり30単位の履修が求められている。博士後期課程研究者養成コース、同応用研究コースについては、各担当教員の演習・研究指導を中心として能力の養成が行われるほか、必要に応じて講義・演習科目を履修する選択肢が与えられている。その中で指導教員による3年間にわたる演習・研究指導16単位を含め計20単位の履修が求められている。
- (4) 社会学研究科は総合社会科学専攻と地球社会研究専攻から構成されている。総合社会科学専攻は6つの研究分野に分かれ、特定の研究分野を中心に履修できるよう科目を編成している。各研究分野では、講義と演習を開設しており、学生の希望と目標に応じた履修が可能となっている。講義科目は、学部との共修科目や共通科目等の基礎科目、一般的の講義科目、後に触れる「先端課題研究」等の発展科目から構成されている。地球社会研究専攻では、基幹講義群と実践講義群に講義が大別され、理論的学修だけでなく、問題に応じた実践的学修も可能となっている。後者では、外国人研究者によるプロジェクト演習、現場での研究を単位として認めるリサーチ演習、さらにインターンシップ制度が単位化され、演習も開講されている。両専攻に共通する特色あるプログラムとして「先端課題研究」があり、複数の教員によって実施される研究プロジェクトに参加しながら、実践的研究能力を身に付けることができる（資料5-4-②-2）。
- (5) 言語社会研究科では、社会言語系、思想・哲学・歴史系、言語文化論系（欧米文化系、アジア文化系）、

芸術系、日本語学・日本語教育学・比較文化学系の5系統の授業科目を提供している。修士課程では、外国語能力強化のための専門文献演習、専門日本語表現技法（外国人留学生のみ）、そして少人数教育を行う場としての演習を必修としている。選択の授業科目は第1部門で5つ、第2部門で3つの科目系に分類し、いくつかの科目系に基礎講義を置くことで、体系的な履修を進めるためのガイドを提供している。

(6) 国際企業戦略研究科の経営法務コースは、修士課程では経営法務と知財戦略の2つのプログラムに分かれている。前者は経営法務に関する基本プログラムであり、企業の活動や経営において起こりうる諸問題に対応する多様な科目を配置している。後者は知的財産法を中心に学ぶプログラムであり、それに関する講義科目を開設している。両プログラムとも、平成26年度より、国際的な視野を広げるグローバルビジネスロー科目を大幅に拡充している。博士後期課程では、個別的な論文指導が中心となるが、修士課程の開設科目を聴講することも可能となっている。

専門職学位課程は、専攻分野における高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、社会に貢献することを目的としている。

(7) 法科大学院では、専門職大学院設置基準に基づき、法律基礎科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を配置している。これに加え、独自の教育理念として、①ビジネス法務に通じた法曹、②国際的な視野を持った法曹、③人権感覚に富んだ法曹の育成を掲げ、それらを反映させたカリキュラムを展開している。

(8) 国際企業戦略研究科の国際経営戦略コース及び金融戦略・経営財務コースでは、教育課程を、教育の目的とMBAの学位に相応しく次のように編成している。国際経営戦略コースでは、経営戦略、知識マネジメントを中心とした内容とし、欧米のビジネススクールと競う形を整えている。グローバルに通用するプロフェッショナル・マネジャーを育成するために、競争戦略、知識理論等の必須科目と、サービス・マネジメント、ネゴシエーション等、多様な選択科目を置いている。金融戦略・経営財務コースは、計量的方法を重視した科目体系を持ち、計量ファイナンスから経営財務の問題まで金融の先端的問題を扱えるように整備している。基礎科目と専門科目を通して理論と分析方法を学び、演習で各学生のテーマを追求し、修士論文を作成している。

(9) 国際・公共政策大学院は、①先端研究に基づく高度専門教育、②横断的分析による複合的視点の育成、③政策分析における多角性と実践性の重視、④アジア・太平洋における拠点の構築と世界への発信力の養成という4つの基本理念を掲げ、その実現のために、国際・行政コース（公共法政、グローバル・ガバナンスの2プログラム）及び公共経済コース（公共経済、アジア公共政策の2プログラム）を置いている。基礎科目、コア科目、応用科目、事例研究、ワークショップの各科目群を設け、専門性を養成するための段階的な教育を実施している。

資料2-1-③-1 大学院課程、専門職学位課程の構成

資料5-4-②-1 『一橋大学大学院経済学研究科履修ガイド（平成26年）』

<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/information/date/guide-h2604.pdf>

資料5-1-③-7 学部・修士5年一貫教育プログラム

資料5-4-②-2 『2014年度社会学研究科履修ガイド』

http://www.soc.hit-u.ac.jp/guide/gs_guide2014.pdf

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程では、各研究科が掲げる教育目的に基づき、教育課程を体系的に編成している。いずれの研究科でも、基礎的科目から発展的科目へと無理なく学べるようカリキュラムを組み立てている。また、幅広い科目を提供しており、学修者の資質に応じて知識を習得でき、時代変化に伴う最先端知識を習得できるよう努めている。

専門職学位課程のうち、法科大学院では、専門職大学院設置基準に沿った科目を配置するだけでなく、独自の教育理念である3つの柱に沿って特色ある科目を配置している。

国際企業戦略研究科では、国際経営戦略コース、金融戦略・経営財務コースのそれぞれで、欧米のビジネススクールと競う教育課程を編成している。

国際・公共政策大学院では4つの基本理念を掲げ、その実現のためのコースとプログラムを置いており、専門性を養成するための段階的教育を実施している。

これらのことから、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程を体系的に編成しており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点5－4－③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した取組として、複数の研究科及び専門職大学院が、寄附講義の開設、外国語による授業の開講、インターンシップの充実、先端的な研究成果の授業内容への反映などを行っている。その他、各研究科及び専門職大学院において、教育課程に応じた個別の取組を実施している。

- (1) 商学研究科では、経営学修士コースにおいて、みずほ証券、国際協力銀行、JR東日本・JTBからの寄附講義を通じて実務的観点から高度な専門知識を提供しているほか、上場企業の現役経営者（単独）による、経営人材育成のための集中講義を夏学期と冬学期にそれぞれ開講している。また、英語による授業を研究者養成コースで5科目、経営学修士コースで4科目提供している。
- (2) 経済学研究科では、英語による授業の開講、英語を母国語とする教員の雇用により、学生及び社会のグローバル化への要請に応えている。
- (3) 法学研究科では、文献講読、判例研究、対話型授業、事例研究など、科目の内容と学生のニーズに応じた多様な授業形態をとっている。また、外国人教員による外国語の授業も開講し、国際的な要請にも応える教育を行っている。
- (4) 社会学研究科では、「先端課題研究」という授業科目において、現代社会で生起している具体的な問題をテーマに設定し、1テーマごとに3年間の研究期間を設け、研究分野を超えた教員（5～10人程度）と大学院生が共同研究を行っている（別冊資料1①）。研究と授業が有機的に結びつき、最先端の研究成果がそのまま授業内容に反映されている。平成18年度に採択された「魅力ある大学院教育イニシアティブ・社会科学の先端的研究者養成プログラム」の事業実施後は、その内容が全学のキャリア支援室大学院部門

に継承され、大学院生のキャリア形成に資する科目を開講している。また、平成 25 年度からは、国文学研究資料館との連携により「アーキビスト資格」（日本アーカイブズ学会認定）取得を可能にする大学院科目を設置している。

(5) 言語社会研究科では、平成 16 年度より、インターンシップを単位化するために「就業体験実習」を授業科目として設置している（資料 5-4-③-1）。また学芸員資格取得科目及び英語専修免許取得科目を設置し、より高度な職業能力の涵養を行っている（別冊資料 1②）。さらに海外の教育機関（上海財経大学国際文化交流学院、復旦大学中文系）との間に部局間学生交流協定を締結して、授業料相互不徴収の形での学生相互派遣制度を設けている（別添資料 5-4-③-A）。第二部門においては、海外の大学で日本語教育補助者としての経験を積ませるために、学生を実習に送り出している。研究対象国の言語（英語、中国語）による講義、演習を実施しており、随時各国からの研究者を招聘して、学生に研究の先端に接触する機会を提供している。修士課程にあっては、他研究科科目の履修を 8 単位まで修了要件に算入できるように規定している。

(6) 国際企業戦略研究科の経営法務コースでは、過去に何度も、いくつかの著名な弁護士事務所の協力により、ビジネス法の実務に関する寄附講義を開設しており、直近では、平成 24 年度に大江橋法律事務所による「リーガルリスクマネジメント」を開設した。平成 25 年度には開設されなかったが、平成 26 年度は秋学期について具体的な計画が進行中である。また、外国語（英語）の授業として、平成 25 年度に、「Introduction to American Business Law」、「Introduction to Japanese Business Law」、「International Contract Drafting」、「Comparative Legal Studies on Corporate Governance」の 4 科目を開設した。平成 26 年度には、更に「Japanese Securities Law」、「Dispute Resolution」、「International Entertainment Law」、「Directed Research」、「Legal Practice in Japan」の 5 科目を新たに開設している。

国際経営戦略コース（専門職学位課程及び博士後期課程）では、成長著しい新興市場でのフィールドワークを行うフィールドスタディ（フィールド型授業）、企業の社会的な責任を NPO との共同活動を通じて学ぶグローバル・シチズンシップなど、最先端の授業を提供している。

金融戦略・経営財務コース（専門職学位課程及び博士後期課程）では、KPMG・FAS による寄附講義「M&A と事業再生の実践」を 2 年度にわたり実施し、実務における最前線の知識を提供している。また、経営実務との接合を重視し、ほぼ各回で上場企業の経営者が講演する授業を開講している。世界レベルで先端的な研究者による講演会も、年に 1～2 回開催している。

(7) 法科大学院では、社会的な要請の具体化として、外国語による授業（英米法）の開講、エクスターによる単位の認定（別添資料 5-4-③-B）、「発展ゼミ」による社会的話題や時期に応じた法分野のトピックへの対応を行っている。

(8) 国際・公共政策大学院では、公共法政・グローバル・ガバナンスプログラムにおいて、学外における実地研修（インターンシップ）を実施するだけでなく、その経験を大学院における学習にフィードバックさせることを目的として「インターンシップ・プログラム」を設置している。公共経済プログラムでは、必修科目として「コンサルティング・プロジェクト」を設けている。これは、世界各地の公共政策大学院において標準的に取り入れられている教育プログラムであるが、日本の公共政策大学院では本プログラムのみで実施されている。また、事例研究科目として、実務家によるリレー講義を数多く実施しており、大和総研、監査法人トーマツ、財務省、国土交通省、警察庁、文部科学省などからスピーカーを招いている。この他、文部科学省「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業のグローバル COE プログラムには、「日本企業のイノベーション」、「社会科学の高度統計・実証分析拠点構築」が採択され、「日本企業のイノベーション」では、博士号取得後の共同研究のための海外大学への派遣や海外からの postdoctoral fellow の招聘

をはじめとする施策を積極的に推進した結果、大学院生による国際学会での発表は平成20年度にはゼロであったのに対して、平成24年度には27件へと急増している。また、海外研究者との相互交流の活発化ともあいまって、大学院生が海外学会での発表や海外研究者との共同研究を積極的に行う強い風土が醸成されている。「社会科学の高度統計・実証分析拠点構築」では、優れたデータ・アーカイブを核として、オン・ザ・ジョブ教育(OJT)を重視する教育を実施している。大学院生、若手研究者を対象とした51回の分野横断的なリサーチ・ワークショップ、23回の若手集中セミナー、29回の世界第一線の研究者によるレクチャーシリーズの開催や、研究分野、キャリアパスに対応したモデルカリキュラムによる履修指導、国際的な学術会議における研究発表や、フィールドスタディなどの活動を希望する若手研究者33人の旅費支援等を行っている。さらには、英語を準母語とする講師を雇用し、英語論文法に関する授業を開講している。これらの支援により博士後期課程の大学院生とポスドククラスの若手研究者が執筆(共著を含む)した英文ディスカッションペーパー(DP)は52本に達し、DP以外に10本以上の英文論文が学術誌に掲載されている。この他、COE研究員2人が出版した和文単著2冊が、民間財団の学術賞を受賞し、またCOEフェロー3人の学会報告が主催者により表彰されている。さらに、本事業に参加した大学院生、若手研究者のうち、COEフェロー17人(うち海外の大学・研究機関2人)、RA5人、COE研究員13人(うち海外の大学・研究機関2人)が大学・研究機関に就職している。

また、国際企業戦略研究科の経営法務コースは、文部科学省の推進する博士課程教育リーディングプログラムの一環として、国際社会でリーダーシップを發揮する人材を養成する目的で東京工業大学に設置された「グローバルリーダー教育院(AGL)」との共同プログラムを、平成24年度に開設している。本プログラムは社会科学系に強みを有する本学と、科学技術分野に強みを有する東京工業大学による他に例のない共同プログラムで、「文理共鳴トップリーダー」育成を目指すものである。平成25年度は本学の大学院生が計11人、同プログラムに参加し、東京工業大学の大学院生と切磋琢磨しつつ、実社会でリーダーとして活躍するために必要な能力を実践的に学んでいる。AGLには人文社会系と科学技術系の各々2つずつ、「道場」と称する修学の場が設けられているが、国際企業戦略研究科では、人文社会系道場の一つを運営している。海外研修やグループワークを含む実践的な道場教育、海外等でのオフキャンパス教育を通じて、高度に専門化し広い視野を獲得することが困難となりがちな大学院生が、自己のそれぞれの専門に磨きをかけつつ、文理の垣根を越えて互いに協力、連携することによって大きな成果をあげつつある。本共同プログラムは、社会科学系に特化した本学の大学院生の視野を広げ、文理共鳴能力をもったリーダーとして育成していくもので、既存の大学院教育を補完するものとなっている(資料5-4-③-2)。

資料5-4-③-1 大学院言語社会研究科ウェブサイト「就業体験実習」

<http://gensha.hit-u.ac.jp/education/career.html>

資料5-4-③-2 松木道場グローバルリーダー教育院ウェブサイト「プログラム」

<http://www.ics.hit-u.ac.jp/jp/b1/global/program/index.html>

• 別添資料5-4-③-A

上海財経大学国際文化交流学院及び復旦大学中国語言文学系との協定書

• 別添資料5-4-③-B

「I_4 夏期特別研修(エクステーンシップ)」(『2014年度一橋大学法科大学院学生便覧』、26-28頁)

・ 別冊資料 1

『平成 26 年度一橋大学大学院学生便覧』

- ① 「IV_1._8 先端課題研究及びリサーチ・ワークショップ」(98 頁)
- ② 「V_4. 学芸員の資格について」(145-146 頁)

【分析結果とその根拠理由】

複数の研究科及び専門職大学院において取り組んでいるものとしては、寄附講義の開設、外国語による授業の開講、インターンシップの充実、先端的な研究成果の授業内容への反映などがある。その他、各研究科及び専門職大学院において、教育課程に応じた個別の取組が進んでいる。

また、国際企業戦略研究科の経営法務コースは、文部科学省の推進する博士課程教育リーディングプログラムの一環として、国際社会でリーダーシップを発揮する人材を養成する目的で東京工業大学に設置された「グローバルリーダー教育院（AGL）」との共同プログラムを、平成 24 年度に開設している。AGL との共同プログラムは、社会科学系に特化した本学の大学院生の視野を広げ、文理共鳴能力をもったリーダーとして育成していくもので、既存の大学院教育を補完するものとして有効に機能している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5－5－①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学の伝統であるゼミナールでは、少人数での輪読やセミナー形式の授業を行っている。いずれの科目でも報告者は十分な準備が必要であり、課題を深く学ぶとともに発表方法について学んでいる。他の参加者も質疑への積極的な参加が求められ、議論の仕方を学んでいる。

また、講義科目では、次のような工夫を行っている。

(1) 商学研究科では、経営学修士コースにおいて、2 年間にわたり、講義と演習（1 年次「古典講読」、2 年次「ワークショップ」）を二本柱とする指導体制をとっている。演習はもとより、講義科目についても、40 人程度を超える場合にはクラスを分割する（並行講義とする）ことによって少人数教育を徹底している。ほぼ全ての講義科目で、教員による講義の他に、対話・討論や事例研究が多用され、またグループプロジェクトを組み込む科目も少なくない。これらの指導を通じて、問題の立て方、分析方法はもとより、レポート作成、発表の方法など実践的な高い技量をも修得することができる。

研究者養成コースにおいても、演習はもとより、講義においても少人数教育を徹底しており、輪読や対話・討論を通じて、複数の教員との密な相互作用のなかで、研究者としての能力を総合的に高める指導を行っている。

なお、商学研究科専用のデータベース室があり、パソコンが必要台数設置され、充実したデータベース、ソフトが利用可能となっている。

(2) 経済学研究科では、ワークショップの開講、海外短期調査を含むフィールド型授業など、多様な授業を行っている。

(3) 法学研究科では、文献講読、判例研究、対話型授業、事例研究など、科目の内容と学生のニーズに応じ

た多様な授業形態をとっている。また、論文の作成と論文指導については詳しいタイムテーブルを作成して、学生に明確な目標を示している。

- (4) 社会学研究科の授業は、おおむね少人数授業で、その多くが対話・討論型の授業方法を取り入れている。地球社会研究専攻では、「リサーチ演習Ⅰ」、「リサーチ演習Ⅱ」という科目を設け、指導教員の指導のもとで、休学せずに一定期間大学を離れてフィールドワークを行った成果を単位として認定している。
- (5) 言語社会研究科における演習は1セメスターを単位としており、学生は自らの研究のニーズや関心の広がりに応じて、複数の演習を履修し、異なる教員の指導を受けることが可能となっている。また演習を支える外国語運用能力を涵養する文献演習の履修も必修化しており（外国人留学生にあっては「専門日本語表現技法」）、必要な基礎知識の修得に資する「基礎講義」を各系に置くなど、少人数授業を特色としながら、周辺からこれを支えるカリキュラムの充実を図っている。
- (6) 国際企業戦略研究科では、少人数授業、対話・討論型授業、事例研究型授業、フィールド型授業、シミュレーションなどを行っている。
経営法務コースの講義は最大でも20人程度の小規模クラスであり、対話や討論を通じた双方向型の授業を行っている。
国際経営戦略コース（専門職学位課程及び博士後期課程）では、本学の伝統であるゼミナールを通じた少人数授業、対話・討論型授業、ケースを使った事例研究型授業、フィールド型授業、シミュレーションなど多様な授業メソッドを活用することによって、高い教育効果の達成を目指している。
- 金融戦略・経営財務コース（専門職学位課程及び博士後期課程）では、学生は、講義科目と並行して学期中に少人数からなる演習を履修し、基礎知識や研究スキルを修得し、修士論文作成の指導を受けている。また、修士論文の中間成果を発表する機会を設け、多くの教員からのフィードバックを得てより充実した内容となるべく工夫を行っている。
- (7) 法科大学院では、法律基本科目で基本的に45人規模の少人数教育を行っており、1年次科目では、25人～30人規模での教育を行っている。「発展ゼミ」等、少人数の講義・演習を多数開講しており、その全てで、対話型の授業を実施している。多くの講義や演習では、パワーポイントを用いるなど電子機器を活用している（例えば、「刑事訴訟法」、「刑事法演習」、「公法演習」）。「英米法」、「法律英語」では、法曹や裁判を素材とした映画等を活用して英語力、法曹英語の訓練をしている。さらに、「模擬裁判」、「人権クリニック」等、法科大学院に特有な講義を行っており、法律事務所等でのエクスターンシップも行っている。
- 文部科学省の「専門職大学院等高度専門職業人養成教育推進プログラム」による「継続的法曹倫理教育の開発」プロジェクト（平成19年度～平成20年度）により、法科大学院における法曹倫理教育と弁護士になった後の生涯教育の連携が確認されており、その成果は書籍に掲載されている。
- (8) 国際・公共政策大学院では、ほとんどの科目について、十数人あるいはそれ以下の規模での教育を行っており、授業中の双方向のやり取りが十分に可能な人数となっている。授業の施設、設備についても、学生の人数に比べて、十分なスペースを確保している。また、授業の進行に応じ、WebClass（本学ウェブサイト上に授業科目ごとに設定された、担当教員と当該科目履修学生がアクセスできる掲示板）等を利用して、学生との密接なコンタクトを保つようしている。

【分析結果とその根拠理由】

授業形態の組合せ・バランスについては、本学の伝統であるゼミナールにおいて、少人数での輪読やセミナー形式の授業を行うなど、各研究科及び専門職大学院の教育目的に照らし、適切な編成を行っており、また、そ

それぞれの教育内容に応じて様々な学習指導を実施している。

これらのことから、教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法を採用していると判断する。

観点 5－5－②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保しており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保している。大学院新入生に対しては、新入生全体ガイダンスと新入生研究科別ガイダンスを開催し（別添資料 5-5-②-A）、組織的な履修指導を行っている（別冊資料 1）。

大学院課程の授業は、おむね少人数で実施しており、学生は、授業時における発表やディスカッションの準備をする必要があるとともに、課題も多く課されている。

商学研究科の経営学修士コースでは、ほとんどの授業科目でレポート提出を定期的に要求している。また研究者養成コースの授業は、講義形式ではなく、論文の講読、受講生による発表とディスカッションを中心であり、少人数であることもあいまって、受講生は毎回の授業準備に相当の時間をかけている。このような、学生に要求される予習、復習の内容や、その他の実習の内容と形態については、授業シラバスに記載している（資料 5-2-③-1）。

専門職学位課程では、履修登録の上限設定を行っており（資料 5-5-②-1）、その単位数に応じた教育内容を設定している。

法科大学院では、演習等の法律基本科目では、受講者が講義時間の 2 倍を充てることを前提とした分量の予復習を課している。予習、復習の成果と水準は、講義中の質問と応答を通して確認されている。かつ、レポート、中間試験も、時期が重なって学習が非効率にならないよう、あらかじめ科目間で調整している（別添資料 5-5-②-B）。

国際企業戦略研究科の国際経営戦略コースでは、資料とケースを事前に学生に読ませ、授業で議論を行う準備をさせている。授業時間外の学習の工夫として、4、5人のグループが早朝や授業終了後の夕方から、その日ないし翌日以降の授業準備を自主的に行うスタディグループの活用を推進している。金融戦略・経営財務コースでは、多くの科目で、データ端末設備、PC、電子ジャーナルを含む図書室の資料を使用する宿題を課し、採点とコメントを付けて返却することで、学習のガイドとしている。

国際・公共政策大学院では、ほとんどの授業で学生に毎週課題を課し、授業外学習は履修上必須となっている。そのため、履修できる科目数は実質的に制限されている。

資料 5-2-③-1 学務情報システム・学生ポータル MERCAS

資料 5-5-②-1 専門職学位課程における履修登録の上限設定

- ・ 「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」第 4 条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009800000000/41690210009800000000/41690210009800000000.html)

- ・ 「一橋大学大学院国際企業戦略研究科細則」第15条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010700000000/41690210010700000000/41690210010700000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則」第11条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41990210002100000000/41990210002100000000/41990210002100000000.html)

- ・ 別添資料5-5-②-A
 - ・ 「平成26年度法学研究科新入生ガイダンス」
 - ・ 「平成26年度国際・公共政策大学院新入生ガイダンス進行予定」
- ・ 別添資料5-5-②-B
 - ・ 「I_3_(2) 中間試験・レポート等の課題の調整の方法について」(『2014年度一橋大学法科大学院学生便覧』、24頁)
- ・ 別冊資料1
 - ・ 『平成26年度一橋大学大学院学生便覧』
 - ・ 『平成26年度一橋大学学年暦』

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程の授業は、おおむね少人数で実施しており、課題も多く課している。

専門職学位課程では、履修登録の上限設定を行っており、その単位数に応じた教育内容を設定している。これらのことから、単位の実質化への配慮を行っていると判断する。

観点5－5－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスの内容的充実を図るために、ウェブサイト上でシラバスを入力することのできるWebシラバスシステム（学務情報システム・学生ポータルMERCAS）を稼動させている（資料5-2-③-1）。また、担当教員には「シラバス入力の手引」を配付し、シラバス作成の指針を示している（別冊資料3）。記入項目は、①「学部・学生の指定」、②「質問等の連絡先・オフィスアワー」、「1. 授業概要（③授業科目の目的、④授業科目の到達目標、⑤授業の方法、⑥他の授業科目との関連、⑦教育課程の中での位置づけ）」、「2. 授業の内容・計画（⑧授業の内容、⑨計画（回数、日付、テーマ等）、⑩テキスト・文献、⑪授業時間外の学習（求められる予習・復習の内容））」、「3. 評価（⑫成績評価の方法、⑬成績評価基準の内容）」、「4. その他（⑭受講生に対するメッセージ、他）」である。

学生は、「学務情報システム・学生ポータル MERCAS」により、ウェブサイト上でシラバスを閲覧し、授業選択を行っている。

また、社会学研究科では、詳細な『履修ガイド』を作成しており、各研究分野の紹介や履修モデルの提示を行っている（資料5-4-②-2）。

国際企業戦略研究科では、『学生便覧・講義要綱』及び研究科のインターネットにシラバスを掲載し、学生への周知を行っている（別添資料5-5-③-A）。

国際・公共政策大学院のアジア公共政策プログラムでは、シラバスを『学生便覧』に掲載することによって、学生へ周知している（別添資料 5-5-③-B）。

資料 5-2-③-1 学務情報システム・学生ポータル MERCAS

資料 5-4-②-2 『2014 年度社会学研究科履修ガイド』

- 別添資料 5-5-③-A
 - シラバス例（『平成 26 年度一橋大学大学院国際企業戦略研究科学生便覧・講義要綱（経営法務コース）』、64 頁）
 - シラバス例（『平成 26 年度一橋大学大学院国際企業戦略研究科学生便覧・講義要綱（金融戦略・経営財務コース）』、66-67 頁）
 - シラバス例（国際企業戦略研究科イントラネットより抜粋）
- 別添資料 5-5-③-B
シラバス例（『STUDENT HANDBOOK Asian Public Policy Program 2013/2014 Program School of International and Public Policy HITOTSUBASHI UNIVERSITY』、18-19 頁）
- 別冊資料 3
『教員用授業ハンドブック 2014 年度版』
 - 「シラバス作成・提出」（3-4 頁）
 - 「シラバス作成の手引き」（5-7 頁）

【分析結果とその根拠理由】

Web シラバスにおいて、担当教員は手引きに基づき、統一された記入項目に授業内容を記載している。また、各授業科目のシラバスが、各研究科及び専門職大学院のウェブサイトや「学務情報システム・学生ポータル MERCAS」上で公開され、学生は、シラバスをもとに授業選択や学修計画の立案を適切に行っている。

Web シラバスにより、教員は最新の情報を学生へ周知することができるほか、学生もリアルタイムに情報を得ることができ、また過去の年度も含めて任意の科目、教員、キーワード等でシラバスを検索することが可能となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5-5-④：夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

大学院においては、企業等に在職のまま入学を希望する社会人等に対して、入学後も社会人等が学びやすいように、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置を実施している。

夜間において授業を実施している国際企業戦略研究科金融戦略専攻では、社会人学生に配慮し、千代田キャンパスにおいて、1 時限目を 18 時 20 分～19 時 50 分、2 時限目を 20 時 00 分～21 時 30 分に設定している（別

添資料 5-5-④-A)。

別添資料 5-5-④-A

「2014年度金融戦略・経営財務コース時間割表」(『平成26年度一橋大学大学院国際企業戦略研究科学生便覧・講義要綱(金融戦略・経営財務コース)』、62-63頁)

【分析結果とその根拠理由】

夜間に授業を実施している国際企業戦略研究科金融戦略専攻では、立地、授業時間帯等、社会人学生の特性に対する適切な配慮を行っている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等を行っており、適切な指導を行っていると判断する。

観点5-5-⑤：通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スケーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-5-⑥：専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

博士論文指導では、学位取得のプロセスを明示し、早い段階から学位を意識させることによって取得を促進している。また、一部の研究科では、論文指導委員会等を設置し、大学院生に対して共同で指導する体制を整備している。

(1) 商学研究科の研究者養成コースの博士後期課程では、2年次以上の在学生に対し、演習指導教員を含む2人から成る論文指導委員会を設置して、共同で指導する体制を整備している。学生は博士論文提出1年前までに学位論文計画書（プロポーザル）を同委員会に提出し、その審査に合格した者が論文執筆段階に進み、引き続き同委員会の教員を中心とした指導を受けることとなっている（別冊資料1①）。

経営学修士コースでは、2年次に必修の演習（ワークショップ）に属し、担当教員の指導のもと特定の課題について研究の成果（ワークショップレポート）を執筆している。その間、9月と12月の計2回、2つの演習が合同で所属学生のワークショップレポート進捗状況の報告会を開き、全員が複数教員による指導を受ける体制をとっている（別冊資料1②）。

(2) 経済学研究科では、内規として博士学位論文指導委員会の設置、複数教員による指導体制等の内容を含む「博士学位論文（課程博士）の執筆・提出のプロセスについて」を定め、周知を図っている（別添資料5-5-⑥-A）。また、これらを図示、要約した「課程博士論文の提出と審査プロセス」を作成しており（資料5-4-②-1）、ガイダンスにおいて説明するとともに、その概要はウェブサイト上でも周知している（資料5-5-⑥-1）。

- (3) 法学研究科では、大学院の研究会形式の授業や部門ごとの論文中間報告会を通じて、指導教員を中心に、関連する科目の教員や大学院生も参加する研究指導を全員に対して行っている。また、学位論文の作成については、それぞれ詳細な進行モデルを提供している（別冊資料 1③）。さらに、学外における研究発表によって研究水準を高めることも奨励している。
- (4) 社会学研究科では、全ての学生に対して共同で指導する体制をとっている。総合社会科学専攻においては、修士課程 2 年次に「リサーチ・ワークショップ」を必修科目として設け、各研究分野に所属する全教員が参加して、修士論文の指導を行っており（別冊資料 1④）、地球社会研究専攻においても、専攻の全教員による集団的論文指導を行っている。
- また、博士後期課程では、学生全員に対して、1 年次から指導教員を含む 2 人の教員による論文指導委員会を設けて、学位論文執筆に向けての系統的な指導を行っている。同委員会では、2 年次以降に学位論文計画書を提出するよう指導し、早い段階から執筆を動機づけ、計画的な論文作成を促している（資料 5-5-⑥-2）。
- (5) 言語社会研究科では、研究指導、論文指導は、主たる指導教員の演習を中心に行われるが、セメスター制をとる言語社会研究科の演習は複数の履修が可能であり、学生は研究テーマの広がりや多様性に応じて、複数の教員の指導を受けることが可能となっている。修士課程においては、「修士論文構想発表会」という、論文の構想や成果を発表する機会を設けており、複数の、専門分野を異にする教員や学生からのコメントや助言を得ることができるようになっている（別添資料 5-5-⑥-B）。博士論文に関しては、複数の教員の指導のもと、博士後期課程進学、編入学から、執筆報告書を年に一度提出しつつ、執筆計画書（プロポーザル）提出、論文題目届け、博士学位提出に至るまでのロードマップを具体的に示している（資料 5-5-⑥-3）。
- (6) 国際企業戦略研究科では、複数教員による指導体制、中間発表会の開催、他大学や産業界との連携等により、指導を行っている。

資料 5-4-②-1 「課程博士論文の提出と審査プロセス」（『一橋大学大学院経済学研究科履修ガイド（平成 26 年）』、15 頁）

資料 5-5-⑥-1 大学院経済学研究科・経済学部ウェブサイト「博士学位論文について」

<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/information/graduate/thesis.html>

資料 5-5-⑥-2 大学院社会学研究科・社会学部ウェブサイト「社会学研究科博士後期課程在学者の学位論文提出方法等について」

<http://www.soc.hit-u.ac.jp/info/student/?id=274>

資料 5-5-⑥-3 大学院言語社会研究科ウェブサイト「博士学位申請論文執筆プロセス」

http://gensha.hit-u.ac.jp/students/thesis/d_process.pdf

- 別添資料 5-5-⑥-A
「博士学位論文（課程博士）の執筆・提出のプロセスについて」

- ・ 別添資料 5-5-⑥-B
「一橋大学大学院言語社会研究科（第一部門）2013年度修士論文構想発表会プログラム」
- ・ 別冊資料 1
『平成26年度一橋大学大学院学生便覧』
 - ① 「I_1. 商学研究科授業要綱」(7-8頁)
 - ② 「I_1. 商学研究科授業要綱」(5-7頁)
 - ③ 「III_<論文の作成と論文指導について>」(88-89頁)
 - ④ 「IV_1._8 先端課題研究及びリサーチ・ワークショップ」(98頁)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、適切な学位論文指導体制を整備しており、博士論文指導では、学位取得のプロセスを明示し、早い段階から学位を意識させることによって取得を促進している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制を整備しており、適切な計画に基づいて指導を行っていると判断する。

観点 5－6－①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

大学院課程及び専門職学位課程の修了要件及び学位の授与については、「一橋大学学則」第66条から第72条に定めており（資料 5-3-①-1）、さらに各研究科及び専門職大学院の規則において、具体的な修了要件を示している（資料 5-6-①-1）。

また、各研究科及び専門職大学院においてディプロマ・ポリシーを定め（資料 5-6-①-2）、各研究科及び専門職大学院のウェブサイト等において公表している（資料 5-6-①-3）。

資料 5-3-①-1 「一橋大学学則」

資料 5-6-①-1 各研究科及び専門職大学院の修了要件

〔大学院課程〕

- ・ 「一橋大学大学院商学研究科規則」第3条、第4条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009200000000/41690210009200000000/4169021000920000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院経済学研究科規則」第3条、第4条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009400000000/41690210009400000000/4169021000940000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院法学研究科規則」第3条、第4条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009600000000/41690210009600000000/4169021000960000000.html)

- ・ 「一橋大学大学院社会学研究科規則」第3条、第4条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010200000000/41690210010200000000/4169021001020000000.html)
 - ・ 「一橋大学大学院言語社会研究科規則」第5条、第6条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010400000000/41690210010400000000/4169021001040000000.html)
 - ・ 「一橋大学大学院国際企業戦略研究科規則」第5条、第7条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010600000000/41690210010600000000/4169021001060000000.html)
- 〔専門職学位課程〕
- ・ 「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」第6条～第9条、第12条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009800000000/41690210009800000000/4169021000980000000.html)
 - ・ 「一橋大学大学院国際企業戦略研究科規則」第6条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010600000000/41690210010600000000/4169021001060000000.html)
 - ・ 「一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則」第6条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41790210002500000000/41790210002500000000/4179021000250000000.html)

資料5-6-①-2 各研究科及び専門職大学院のディプロマ・ポリシー

商 学 研 究 科	<p>【研究者養成コース】(修士課程・博士後期課程)</p> <p>一橋大学の前身である東京高等商業学校・東京商科大学は、産業界で活躍する人材のみならず、商学・経営学分野の優れた研究者・教育者を養成する教育機関でもありました。その伝統は1953年に発足した大学院商学研究科によって、現在に至るまで受け継がれています。</p> <p>商学研究科研究者養成コースの目的は、経営、マーケティング、会計、金融ならびにそれらに関連する分野を専門とする大学教員や、公的研究機関・民間シンクタンク等で研究員となる人材を養成することにあります。本コースの課程を修了した人は、学界においてそれぞれの専門領域の「知の発展」をグローバルに主導するとともに、研究から得られる知見に基づいて産業界や金融界が直面する実践的な課題の解決にも有効な示唆を与えることのできる研究者として、社会に貢献することが期待されます。</p> <p>【経営学修士コース】(修士課程)</p> <p>1875年に「商法講習所」として開設された一橋大学は、その前身である東京高等商業学校・東京商科大学の時代から、客観的な分析力と深い思考力を備えた高度専門職業人を数多く送り出してきました。</p> <p>商学研究科経営学修士コースは、その伝統を受け継いで、企業経営に関わる高度な専門知識と分析能力を備え、企業経営の中核として指導的役割を果たすことのできる人材の育成を目的としています。本コースにおける集中的な学習を通じて理論・実務にわたる幅広い知識と深い洞察力を身につけることによって、修了後は、優れた企業・事業のあり方を構想できる経営管理者として、また高度な専門知識や分析を駆使して貢献できる専門職として、国内外で活躍していくことが期待されます。</p>
經 濟 學 研 究 科	<p>【修士課程（専修コース）】</p> <p>21世紀に入り、私たちは経済・社会の大きな変化に直面し、解決すべきさまざまな課題を抱えています。こうした現代的課題の解決には、理論と実証に基づく現状の正しい理解と評価から導かれる政策提言・制度設計が求められます。経済学は課題の解決に向けた考え方とそのための分析道具・科学的手法を提供します。</p> <p>一橋大学大学院経済学研究科は、修士専修コースにおいて、経済学とその関連分野における最先端の理論と統計・計量分析スキルに基づく高度な専門性を持ち、的確な現実感覚と課題発見・解決能力を十分に備え、国際社会で活躍できる職業人の育成を目指しています。特に、専門職業人養成プログラムにおいては、主に「公共政策」「統計・ファイナンス」「地域研究」の分野について高度な知識と能力を備えた専門職業人を育成します。</p> <p>上記の目標に応じて、修士課程に原則として2年間以上（5年一貫コースの学生は1年間以上）在籍し、演習（ゼミナール）に1年間以上所属し、中級ないし上級コア科目を含む所定の単位を取得し、修士論文を提出して論文審査・口</p>

経 済 学 研 究 科	<p>頭試験に合格した者に、一橋大学修士（経済学）の学位を授与します。</p> <p>【修士課程（研究者養成コース）・博士後期課程】</p> <p>21世紀に入り、私たちは経済・社会の大きな変化に直面し、解決すべきさまざまな課題を抱えています。こうした現代的課題の解決には、理論と実証に基づく現状の正しい理解と評価から導かれる政策提言・制度設計が求められます。経済学は課題の解決に向けた考え方とそのための分析道具・科学的手法を提供します。私たちの社会経済システムの再構築のために、経済学の考え方と手法は不可欠です。研究者には、それぞれの専門分野で研究の先端を切り開き、理論・実証とその手法において新たな知見を生み出すことが求められます。</p> <p>一橋大学大学院経済学研究科は、修士課程（研究者養成コース）と博士後期課程を通じて、経済学とその関連分野における最先端の理論と高度な統計・計量分析スキルに基づいて専門分野の研究の先端を切り拓き、世界の第一線で活躍できる研究者、および官庁や民間の研究機関、国際機関等で調査・研究業務に従事し、現実社会の諸課題の解明と解決に貢献できる研究者の育成を目指しています。</p> <p>この目標に応じて、まず修士課程に原則として2年間以上（5年一貫コースの学生は1年間以上）在籍し、演習（ゼミナー）に1年間以上所属し、中級ないし上級コア科目を含む所定の単位を取得し、修士論文を提出して論文審査・口頭試験に合格した者に、経済学修士の学位を授与します。博士後期課程に進学するためには、さらに所定の進学資格試験に合格する必要があります。また、博士後期課程に原則として3年間以上在籍し、演習（ゼミナー）に参加し、主たる指導教員を含む論文指導委員会の指導を受け、優れた博士学位論文を提出し、その口述試験と最終試験に合格した者に、一橋大学博士（経済学）の学位を授与します。</p>
法 学 研 究 科	<p>1 修士課程</p> <p>課程修了の要件は、2年以上在学し、30単位以上（演習8単位以上、研究指導4単位以上を含む）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することです。</p> <p>修士論文においては、それまでに蓄積してきた先行研究を丁寧に調べ、それらを十分に咀嚼した上で、独自の視点から批判的な検討を行うことが求められます。</p> <p>2 博士後期課程</p> <p>課程修了の要件は、3年（法科大学院の課程を修了した者にあっては2年）以上在学し、20単位（法科大学院を修了した者にあっては14単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することです。</p> <p>研究者養成コースの博士論文においては、大学等で研究・教育に従事することができ、独立の研究者として高度な基礎理論をふまえた先進的な研究を遂行できる能力を備えていると評価できるものであることが求められます。</p> <p>応用研究コースの博士論文においては、研究機関、国際機関、企業等で高度な専門能力を備えた職業人として活躍することが期待でき、実務的視点を重視した高度な応用的研究を遂行できる能力を修得していると評価できるものであることが求められます。</p> <p>3 EU研究共同プログラム</p> <p>この副専攻プログラム修了の要件は、修士課程の学生の場合、「EUワークショップ」4単位、「EU Research Skills I・II」2科目8単位および選択必修科目のうち2科目4単位、計16単位を修得することです。博士後期課程の学生の場合は、「EUワークショップ」6単位、「EU Research Skills I・II」2科目12単位、計18単位を修得し、学位論文について「EUワークショップ」担当教員の立会のもとで公開プレゼンテーションを行うことです。</p> <p>EU研究共同プログラムは、法学研究科と商学研究科、経済学研究科、社会学研究科が共同で2013年4月に開設しました。この副専攻プログラムにおいては、各自が専門分野の研究を進めることと同時に、社会科学的な分析スキルの向上に努め、分野横断的にヨーロッパ研究の視野を広げ、またそれらを英語で発信するスキルを修得していくことが求められます。</p>
社会 学 研 究 科	<p>社会学研究科は、「多彩に広がる社会科学の諸分野において、大きく変化する現代社会の課題に対し多様な視点から知的に対応する、創造力豊かな担い手を育てる」という理念を実現するため、修士・博士課程を通じて学生が身につけるべき能力（教育目標）として、次の4点を定めています。</p> <p>1 総合性 社会・文化・歴史・自然に関する豊かな教養にもとづき、複眼的視野から問題を発見・思考していく力を備えること</p> <p>2 専門性 専門的知識と深い思索に裏打ちされた論理的思考と分析能力に基づいて問題の分析・解決にあたる力を備えること</p> <p>3 人間性 民主主義と人権の意識、それを支える高い倫理性を身につけ、対話から価値を創造するコミュニケーション能力を備えること</p> <p>4 國際性 多文化・多言語世界の現実と歴史を学び、地球市民としての自覚と教養を備えること</p> <p>その課程を修了して学位が授与されるためには、学生には以下のことが求められます。</p> <p>(1) 修士課程にあっては、所定の年限以上在籍して、本研究科がその研究教育の理念と目的に沿って設定した授業科目を履修し、所定の単位を修得し、さらに修士学位論文の審査および最終試験に合格することが課程修了の要件となります。</p> <p>(2) 修士課程にあっては、専門性と総合性をあわせ持ち、社会の実践的課題の解決をめざして各分野で先端的な学術研究を担う研究能力と、各分野をリードする高度な専門的職業人としての優れた能力を身につけることが、課程修了の目安となります。</p> <p>(3) 博士後期課程にあっては、所定の年限以上在籍して、本研究科がその研究教育の理念と目的に沿って設定した授業科目を履修し、所定の単位を修得し、さらに博士学位論文の審査および最終試験に合格することが課程修了の要件となり</p>

	<p>ます。</p> <p>(4) 博士後期課程にあっては、専門性と総合性をあわせ持ち、社会の実践的課題の解決をめざして各分野で先端的な学術研究を担い後進を育成する研究者・教育者として自立して活動する優れた能力と学識、あるいは各分野をリードする高度な専門的職業人としての優れた能力と学識を身につけていることが、課程修了の目安となります。</p>
言語 社会 研究 科	<p>言語社会研究科は、言語・文化・芸術等の研究・教育を通して、人文学諸分野における高度専門職業人ならびに研究者を養成し、社会に貢献することを目標に掲げています。この目標を実現するために、本研究科は「人文総合（第一部門）」と「日本語教育学位取得プログラム（第二部門）」の二部門体制をとっています。</p> <p>修士課程（第一部門・人文総合）では、所定の期間在籍して所定の単位を取得し、かつ修士学位申請論文の最終審査に合格した者に修士学位号を授与します。学位の名称は「修士（学術）」です。修士論文は、言語、思想、哲学、文学、芸術など人文学全般に関する幅広い教養と当該分野についての専門的知見を有することを証明するものです。</p> <p>修士課程（第二部門・日本語教育学位取得プログラム）では、所定の期間在籍して所定の単位を取得し、かつ修士学位申請論文の最終審査に合格した者に修士学位号を授与します。学位の名称は「修士（学術）」です。修士論文は、日本語教育学、日本語学、比較文化学のうちいづれかの分野をあつかい、日本語学・日本語教育に関する幅広い知識と当該分野についての専門的知見を有することを証明するものです。</p> <p>博士課程では、第一部門・第二部門とも、深い専門的知識と高度の研究能力を有し、それぞれの専門分野において独自の学問的貢献をなしうる人材の育成を目指しています。指導教員のもとで研究指導を受け、所定の期間在籍して所定の単位を取得し、かつ博士学位申請論文の最終審査に合格した者に博士学位号を授与します。学位の名称は「博士（学術）」です。博士学位は、当該分野において独立した研究者として研究に従事する能力を証明するものです。</p>
国 際 企 業 戦 略 研 究 科 ／ I C S	<p>【経営法務コース】</p> <p>〔修士課程〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本専攻において授与される経営法修士号に相応しい、経営法の諸分野に関する基礎的能力を習得していること。 ・ 経営法に関する理論と実践の架橋や新しい理論的な研究を目指した修士論文を作成すること。 <p>〔博士課程〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営法務専攻の博士課程での研究にもとづき、経営法に関する理論と実務の架橋を実現するような論文や新しい理論的な進展をもたらす論文で、経営法博士号にふさわしい学術的な価値を有するものを作成すること。 <p>【国際経営戦略コース】</p> <p>〔MBA プログラム〕（専門職学位課程）</p> <p>一橋大学大学院国際企業戦略研究科（一橋 ICS）は、2000 年に国立大学初の専門職大学院の一つとして設立されました。</p> <p>国際経営戦略コースのミッション（使命）は、教育面においては、日本、アジア、そして世界を率いる、新しい世代のビジネスリーダーを育成することにあり、研究面においては、日本発の知識を創造し、研究成果を世界に発信することにあります。そのために、世界の優れた教育方法を取り入れた世界標準の MBA プログラム、DBA プログラムを通じて、アジアおよび世界における日本の役割に焦点をあてた教育プログラムを提供しています。また、知の先駆者として研究成果を世界に発信し、学術および実業の両方に対して、影響力が大きく先端性が高い実用的な知の提供を行っています。</p> <p>我々のビジョン（目標）およびバリュー（価値基準）は、「Best of Two Worlds（二律背反の両立）」です。すなわち、西洋と東洋、実践と理論、新しい経済と古い経済、持てる者と持たざる者、など、「二律背反の両立」を通じて、ミッションの実現を目指します。現実の社会において唯一絶対の正解というものはないことを認識し、矛盾に向かい、対立を統合し、不確定性を受け入れることを通じてイノベーションを起こすことが重要であると考えます。</p> <p>本コースでは、全ての授業を英語で行っています。学生は全員が 3 年以上の実務経験を有し、さまざまなバックグラウンドを持つ社会人経験者が世界中から集まっています。その約 8 割を、外国人留学生が占めています。所属教員は、実務経験を有する者、海外の主要大学で学位を取得した者、教鞭を取った経験を持つ者を多数擁しています。学生と教員の比率は 3 : 1 で、全学生は、一橋大学の伝統である少人数制のゼミに参加し、他のビジネススクールでは経験できない丁寧な指導を受けることが出来ます。</p> <p>〔DBA プログラム〕（博士後期課程）</p> <p>一橋大学大学院国際企業戦略研究科（一橋 ICS）は、2000 年に国立大学初の専門職大学院の一つとして設立されました。</p> <p>国際経営戦略コースのミッション（使命）は、教育面においては、日本、アジア、そして世界を率いる、新しい世代のビジネスリーダーを育成することにあり、研究面においては、日本発の知識を創造し、研究成果を世界に発信することにあります。そのために、世界の優れた教育方法を取り入れた世界標準の MBA プログラム、DBA プログラムを通じて、アジアおよび世界における日本の役割に焦点をあてた教育プログラムを提供しています。また、知の先駆者として研究成果を世界に発信し、学術および実業の両方に対して、影響力が大きく先端性が高い実用的な知の提供を行っています。DBA プログラムでは、特にグローバル化を目指す日本国内のビジネススクールとアジアのビジネススクールの教員育成をビジョンの柱としています。</p> <p>私たちが大切にしている価値基準は、「Best of Two Worlds（二律背反の両立）」です。すなわち、西洋と東洋、実践と理論、新しい経済と古い経済、持てる者と持たざる者、など、「二律背反の両立」を通じて、ミッションの実現を目指します。現実の社会において唯一絶対の正解というものはないことを認識し、矛盾に向かい、対立を統合し、不確定性を受け入れることを通じてイノベーションを起こすことが重要であると考えます。</p> <p>一橋 ICS では、全ての授業を英語で行っています。DBA の学生は原則として 2 年以上の実務経験と MBA またはこれと同</p>

国際企業戦略研究科	<p>等の資格を有し、さまざまなバックグランドを持つ者が世界中から集まっています。教員は、実務経験を有する者、海外の主要大学で学位を取得した者、教鞭を取った経験を持つ者を多数擁しています。各学生に論文指導教員がつくほか、論文のテーマに即した複数の教官による論文審査委員会が組成され、学生の主体性を尊重しながらも、責任をもって親身に指導します。</p> <p>【金融戦略・経営財務コース】(専門職学位課程・博士後期課程)</p> <p>金融技術の発展、業務の自由化や経済の国際化、BIS 規制等の制度導入によって、資産運用やリスク管理、資金調達、価値評価や M&A といった金融活動は高度化を続けてきました。世界的な金融危機やエマージング・マーケットの興隆を通じて、ファイナンスの知識を体系的に習得し、金融技術を戦略的に使いこなす能力を持った人材がこれまで以上に求められています。</p> <p>金融戦略・経営財務コースは、現代の金融業務に必要な知識を備え、問題を的確に把握し、最先端の学問と実務の成果を利用して、直面する実際の問題に自らの判断で対応できる高度な能力を持った専門的職業人の育成を目的とするプログラムです。金融に関わる幅広い問題を定性的・概念的に深く理解し、実際のデータを使って定量的に分析し、それらを経営上の判断に生かすことができる高度金融人材の育成を目指しています。</p> <p>このような目的のため、本コースでは、基礎から専門にわたる多くの科目を幅広く修得し、その知識を生かして自ら選んだ実務上の問題に答えを出す専門職学位論文（修士論文）を書き上げることで、高度金融人材に必要な知識を習得しそれを生かす能力を身につけたことを示した学生に学位が授与されます。</p>
法科大学院	<p>一橋大学法科大学院は、一橋大学研究教育憲章が掲げる、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経営人を育成する。」との教育理念を受けて、社会の各分野において、法に関する指導的役割を担うことのできる人材、幅広い教養を備えた公共的志操の高い法律家の育成を目指しています。これは、現在の日本社会が抱える法的課題を、法律家として、積極的に引き受け、それに対する解決策を、現状を十分に踏まえつつも、法の理念である正義の観点から、現状を評価し、場合によっては現状を打破する方向での革新的な構想を現実的な形で提案しうる人材の育成を目指しているということです。これを一般的な目標としながら、さらに具体化した目標として、(1) ビジネス法務に精通し、(2) 広い国際的視野を持ち、(3) 豊かな人権感覚を有する法律家の育成を目指しています。</p> <p>一橋大学法科大学院は、上記目標を達成するために必要なカリキュラムを組んでおり、そのカリキュラムに基づいて、各学年次において、進級に際して、定められた必要単位数を取得するとともに、必修科目について設定された GPA 基準を充たすことを厳格に求めており、こうした年次要件を最終的に充足した者に対して、法務博士の学位を授与することにしています。法科大学院に直接接続する目標は司法試験の合格であることはもちろんですが、一橋大学法科大学院修了者は当然にその水準を満たし、さらに各人の働く分野において指導的役割を果たせるだけの創造的な実践能力を有し、社会に貢献しようとする高い志をもつ人材であることが求められます。</p>
国際・公共政策大学院	<p>1 国際・公共政策大学院全体</p> <p>わが国は少子高齢化、財政悪化など多くの課題に直面しています。財政・金融政策を含めた公共政策の再設計、これを執行するための行政法等の法体系、および、その担い手としての国と地方の関係の見直しが求められています。これらはアジアの新興諸国に共通する課題でもあります。この他、国際的には地域紛争・テロ、地球環境といった問題があります。これら国内外の政策課題はグローバル化する経済において密接に関わり合っています。国際・公共政策大学院はこうした21世紀型の新たな政治・経済状況に対応できるよう政策形成・分析の現場を担う高度な専門知識と複数分野に渡る横断的視点を有した人材の養成を狙いとします。公共政策の専門知識は政府・自治体など公的部門に留まらず、民間企業・シンクタンク、NGOなど民間部門で求められています。理論と分析手法を現実の政策に応用する能力をもって、国際的に活躍できる人材を幅広い部門に輩出することを目的とします。</p> <p>2 各プログラムのディプロマ・ポリシー</p> <p>【公共法政プログラム】</p> <p>公共法政プログラムは、公法学、政治学を軸に政策の分析、評価および政策提言を担う専門職業人の養成を狙いとします。政策の企画・立案・執行等にあたる人材の養成を目標とするのみならず、民間NGO、シンクタンク等において広く「公共性」を担う人材を養成するための教育・訓練を行います。そのため、法律・政治学等の専門知識と合わせて、理論や分析の手法を現実の課題に応用する能力を学生に修得させることを重視します。最終的には、高い政策目標を掲げるのみならず、政策を実現する上で有効な手段を開発し、利害関係者の調整や国民的合意を獲得しながら、目標を達成できる実践的な能力と資質を修得させることをプログラムの目的としています。</p> <p>【グローバル・ガバナンスプログラム】</p> <p>グローバル・ガバナンスプログラムは、国際関係論、国際法、国際関係史を軸に政策の分析、評価および政策提言を担う専門職業人の養成を狙いとされています。世界政治は、現在、国境を越えた活動を行うアクターが増大し、新たな秩序形成と紛争のダイナミズムがあらわれています。今後、このような変容に対応した新しい発想をもった人々が、紛争解決、国際安全保障、人間の安全保障、そして国際的な地域協力などに、より積極的な関与をすすめていくことが必要とされています。グローバル・ガバナンスプログラムは、この変動する世界を舞台に、地球的な公共性を身につけて活躍する真のglobalistの育成を目的としています。</p> <p>【公共経済プログラム】</p> <p>公共経済プログラムにおいては、経済学を軸に公共政策の分析、評価、および政策提言を担う専門職業人の養成を狙いとします。公共部門に留まらず、「新しい公共」の視点から民間部門でも公益のための政策を考えられる人材を育成します。そのため、学生には経済学の専門知識と合わせて、その理論・分析ツールを現実の政策課題に応用する能力を修</p>

	<p>得してもらいます。単なる既存の制度解説や世俗的・情緒的な主張に代えて、実態（エビデンス）と論理（ロジック）に基づく知見を持ち、経済合理性にかなう政策を企画・立案する実践的能力を身につけることを目的としています。</p> <p>【アジア公共政策プログラム】</p> <p>アジア公共政策プログラムにおいては、アジア各国の経済官庁、中央銀行の職員を念頭に、公共的な使命感と強い倫理観を持った、能力の高い政策のプロフェッショナルの育成を目指します。そのため、学生が経済学の理論を深く理解するとともに、経済理論を現実の政策課題に適用する能力を修得することを通じ、より効果的かつ現実に即した公共政策を企画・立案し、実施する実践的能力を身につけることを目的としています。</p>
--	---

資料 5-6-①-3 各研究科及び専門職大学院のディプロマ・ポリシーの公表（ウェブサイト）

〔大学院課程〕

- ・ 商学研究科研究者養成コース
(<http://www.cm.hit-u.ac.jp/about/policy3>)
- ・ 商学研究科経営学修士コース
(<http://www.cm.hit-u.ac.jp/about/policy2>)
- ・ 経済学研究科
(http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/introduce/diploma_policy.pdf)
- ・ 法学研究科
(<http://www.law.hit-u.ac.jp/graduate/curriculum>)
- ・ 社会学研究科
(<http://www.soc.hit-u.ac.jp/overview/gs/diploma.html>)
- ・ 言語社会研究科
(<http://gensha.hit-u.ac.jp/about/policyd.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科経営法務専攻
(<http://www.ics.hit-u.ac.jp/jp/bl/policy/index.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科国際経営戦略コース DBA プログラム
(<http://www.ibs.ics.hit-u.ac.jp/jp/dba/policy.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科金融戦略・経営財務コース
(<http://www.fs.ics.hit-u.ac.jp/information/policy.html>)

〔専門職学位課程〕

- ・ 法科大学院
(<http://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/>)
- ・ 国際企業戦略研究科国際経営戦略コース MBA プログラム
(<http://www.ibs.ics.hit-u.ac.jp/jp/mba/policy.html>)
- ・ 国際企業戦略研究科金融戦略・経営財務コース
(<http://www.fs.ics.hit-u.ac.jp/information/policy.html>)
- ・ 国際・公共政策大学院
(http://www.ipp.hit-u.ac.jp/about/about_3policy.html)

【分析結果とその根拠理由】

「一橋大学学則」等に基づき、各研究科及び専門職大学院においてディプロマ・ポリシーを定め、各研究科及び専門職大学院のウェブサイト等において公表している。

これらのことから、ディプロマ・ポリシーが明確に定められていると判断する。

観点5－6－②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

「一橋大学学則」第60条により、成績評価基準を学生に事前に明示することを定めており（資料5-3-①-1）、各研究科及び専門職大学院の規則において、成績評価基準について規定している（資料5-6-②-1）。また、学士課程に準じたフォーマットに従って、全研究科及び専門職大学院の授業科目について成績評価基準、成績評価方法をシラバスに記載し、学生に周知している（資料5-2-③-1）。

また、大学院課程では、各研究科の成績評価基準に従って厳格に成績評価を実施し、それを踏まえて単位認定を行っている。

専門職学位課程では、次のとおり成績評価基準、単位認定基準を明確に定めている。

法科大学院では、講義科目と少人数のゼミナールに分けて統一的な基準を定めている。期末試験のほか、提出課題、平常点、出席をバランスよく加味してA、B、C、D、Fの5段階評価による総合評価を行っている。教授会の申し合わせとして、Aの数がおおむねA、B、Cの合計の3分の1以下になるとする修了認定基準を策定しているほか、科目ごとの詳しい成績基準も、シラバスに明示している。規則や申し合わせは、『法科大学院学生便覧』に掲載し、入試説明会や入学ガイダンスでも説明を行っている（別添資料5-6-②-A）。

国際企業戦略研究科では、成績評価基準をシラバスに記載し、『学生便覧・講義要綱』及び研究科のインターネットにより学生への周知を行い（別添資料5-5-③-A）、その基準に従って成績評価、単位認定を実施している。

国際・公共政策大学院では、成績評価の方法をシラバスに明記している。また、受講生が10人を超える科目については、A評価の数を、A、B、C評価の合計の3分の1以下とすることを目安にする旨、「一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則」第13条に定めている。なお、アジア公共政策プログラムでは、シラバスを『学生便覧』に掲載することによって学生へ周知している（別添資料5-5-③-B）。成績評価基準については、学期はじめに非常勤講師を含む全教員に配付するとともに、学期末の成績評価に際しても国際・公共政策教育部長の名でその点に対する注意を促すなどして、その統一的な運用を図っている。

資料5-3-①-1 「一橋大学学則」

資料5-6-②-1 各研究科及び専門職大学院の成績評価基準

〔大学院課程〕

- ・ 「一橋大学大学院商学研究科細則」第10条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009300000000/41690210009300000000/41690210009300000000.html)
- ・ 「一橋大学大学院経済学研究科細則」第12条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009500000000/41690210009500000000/41690210009500000000.html)

- ・ 「一橋大学大学院法学研究科細則」第 10 条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009700000000/41690210009700000000/4169021000970000000.html)
 - ・ 「一橋大学大学院社会学研究科細則」第 7 条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010300000000/41690210010300000000/4169021001030000000.html)
 - ・ 「一橋大学大学院言語社会研究科細則」第 7 条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010500000000/41690210010500000000/4169021001050000000.html)
 - ・ 「一橋大学大学院国際企業戦略研究科細則」第 16 条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010700000000/41690210010700000000/4169021001070000000.html)
- 〔専門職学位課程〕
- ・ 「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」第 20 条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009800000000/41690210009800000000/4169021000980000000.html)
 - ・ 「一橋大学大学院国際企業戦略研究科細則」第 16 条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010700000000/41690210010700000000/4169021001070000000.html)
 - ・ 「一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則」第 11 条
(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41790210002500000000/41790210002500000000/4179021000250000000.html)

資料 5-2-③-1 学務情報システム・学生ポータル MERCAS

- ・ 別添資料 5-6-②-A
『2014 年度一橋大学法科大学院学生便覧』(表紙・目次抜粋)
- ・ 別添資料 5-5-③-A
 - ・ シラバス例 (『平成 26 年度一橋大学大学院国際企業戦略研究科学生便覧・講義要綱(経営法務コース)』、64 頁)
 - ・ シラバス例 (『平成 26 年度一橋大学大学院国際企業戦略研究科学生便覧・講義要綱(金融戦略・経営財務コース)』、66-67 頁)
 - ・ シラバス例 (国際企業戦略研究科インターネットより抜粋)
- ・ 別添資料 5-5-③-B
シラバス例 (『STUDENT HANDBOOK Asian Public Policy Program 2013/2014 Program School of International and Public Policy HITOTSUBASHI UNIVERSITY』、18-19 頁)

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程では、成績評価は、組織的な基準によって実施している。

専門職学位課程では、全ての専門職大学院で、教育の目的に応じた適切な成績評価基準を組織的に定めてお

り、規則、シラバス、ガイダンス等を通じて学生に周知し、成績評価、単位認定を実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点5－6－③： 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の客觀性、厳格性を担保するため、全研究科及び専門職大学院の授業科目について成績評価基準をシラバスに記載し、学生に周知している（資料5-2-③-1、別添資料5-5-③-A、別添資料5-5-③-B）。

また、修士論文、博士論文等の評価については、複数の教員が関わることで正確さが維持されている。

資料5-2-③-1 学務情報システム・学生ポータルMERCAS

- 別添資料5-5-③-A
 - シラバス例（『平成26年度一橋大学大学院国際企業戦略研究科学生便覧・講義要綱（経営法務コース）』、64頁）
 - シラバス例（『平成26年度一橋大学大学院国際企業戦略研究科学生便覧・講義要綱（金融戦略・経営財務コース）』、66-67頁）
 - シラバス例（国際企業戦略研究科イントラネットより抜粋）
- 別添資料5-5-③-B
 - シラバス例（『STUDENT HANDBOOK Asian Public Policy Program 2013/2014 Program School of International and Public Policy HITOTSUBASHI UNIVERSITY』、18-19頁）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の客觀性、厳格性を担保するため、成績評価基準をシラバスに記載し、学生に周知している。

また、修士論文、博士論文等の評価については、複数の教員が関わることで正確さが維持されている。

これらのことから、成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置を講じていると判断する。

観点5－6－④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

専門職学位課程を除く大学院課程においては、ディプロマ・ポリシーに従って、学位論文に係る評価基準を策定し、印刷媒体やウェブサイト等を通じて学生に周知している。また、修了認定は、複数の審査員からなる論文審査委員会により適切に実施している（資料5-6-④-1）。

- (1) 商学研究科では、ディプロマ・ポリシーに従って、修士論文と博士論文に係る「商学研究科学位評価基準」を定め、商学研究科ウェブサイトで学生に周知している（資料 5-6-④-2）。また、学位論文の審査は、教授会で選出された複数の審査員が論文審査と口頭試問（博士論文の口頭試問は公開）を行い、その結果を教授会に報告の上、教授会において（博士論文については投票によって）可否を決定している。
- (2) 経済学研究科では、ディプロマ・ポリシーに従って学位評価基準を策定し、経済学研究科ウェブサイトで学生に周知している（資料 5-6-④-3）。また、学位論文の審査体制については、『学生便覧』や経済学研究科の関係内規で適切に策定し、周知を行っている。審査についても、経済学研究科の関連する内規により、適切に実施している。
- (3) 法学研究科では、ディプロマ・ポリシーに従って学位論文の評価基準を策定し、『学生便覧』に記載することにより周知を行っている（別冊資料 1）。また、学位論文の審査結果は研究科委員会で報告し、承認を受けている。
- (4) 社会学研究科では、修士課程、博士後期課程のディプロマ・ポリシーに従って学位論文審査の基準を策定し、修士論文の評価基準を社会学研究科ウェブサイトに掲載するとともに（資料 5-6-④-4）、博士論文の評価基準を「社会学研究科博士後期課程在学者の学位論文提出方法等について」に明記し、社会学研究科ウェブサイト等において公開し、学生に周知を図っている（資料 5-5-⑥-2）。また、博士論文の審査は、研究科委員会において選出された 4 人の審査委員が、論文審査を行った後、公開による口頭試問を行い、その結果を研究科委員会に報告している。また、研究科委員会では、投票によって可否を決定している。さらに、博士論文の審査報告は、機関リポジトリで公表するとともに、社会学研究科ウェブサイトにおいても公開している（資料 5-6-④-5）。
- (5) 言語社会研究科では、ディプロマ・ポリシーに従って、学位論文評価基準を策定し、公表している（資料 5-6-④-6）。また、学位論文の評価に際しては、執筆経過報告書、執筆計画書（プロポーザル）の形式、内容についての規定を踏まえて、複数の教員が審査に関わる形で客観的な評価を行っている。この形式、プロセスは言語社会研究科ウェブサイト、『学生便覧』などで公表しており、学生にも周知している（資料 5-5-⑥-3）。
- (6) 国際企業戦略研究科の経営法務コース及び金融戦略・経営財務コースでは、ディプロマ・ポリシーに従って学位評価基準を策定し、ウェブサイトで学生に周知している（資料 5-6-④-7）。また、学位論文の審査については、修士課程は 2 人、博士後期課程は 3 人の研究科委員会で承認された審査員が論文審査を行い、研究科委員会で審査結果を報告し、承認を得ている。
- 専門職学位課程においては、ディプロマ・ポリシーに従って、修了認定基準（修了要件）を策定し、印刷媒体やウェブサイト等を通じて学生に周知している（資料 5-6-①-1）。また、修了認定は、それぞれ以下のとおり実施している。
- (7) 法科大学院の修了認定は、法学未修者、既修者別に、専門職大学院設置基準及び「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」に定められた内容に沿って厳格に実施している。
- (8) 国際企業戦略研究科の国際経営戦略コースでは、修了要件である修了認定基準を定義、公開しており、それに従って学位判定を行っている。修了認定基準は、インターネットにアップロードしている ICS Academic Policy に詳細に記しており、学生は自由に閲覧、ダウンロードすることができるようになっている。金融戦略・経営財務コースでは、修了基準を定義し、ウェブサイトで公開しており、それに従って学位判定を行っている（資料 5-6-④-8）。
- (9) 国際・公共政策大学院では、課程修了の認定について、カリキュラム委員会で審議し、教授会で承認している。

資料 5-6-④-1 「一橋大学学位規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210007200000000/41690210007200000000/41690210007200000000.html

資料 5-6-④-2 大学院商学研究科・商学部ウェブサイト「商学研究科学位評価基準」

http://www.cm.hit-u.ac.jp/student/thesis_kijun

資料 5-6-④-3 大学院経済学研究科・経済学部ウェブサイト「学位評価基準」

<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/introduce/degree.html>

資料 5-6-④-4 大学院社会学研究科・社会学部ウェブサイト「平成 26 年度 修士課程修了予定の皆さんへ」

<http://www.soc.hit-u.ac.jp/info/student/index.cgi?id=304>

資料 5-5-⑥-2 大学院社会学研究科・社会学部ウェブサイト「社会学研究科博士後期課程在学者の学位論文提出方法等について」

資料 5-6-④-5 大学院社会学研究科・社会学部ウェブサイト「社会学研究科アーカイブ」

<http://www.soc.hit-u.ac.jp/research/archives/>

資料 5-6-④-6 大学院言語社会研究科ウェブサイト「学位論文評価基準」

<http://gensha.hit-u.ac.jp/about/theses.html>

資料 5-5-⑥-3 大学院言語社会研究科ウェブサイト「博士学位申請論文執筆プロセス」

資料 5-6-④-7 国際企業戦略研究科における学位論文に係る評価基準の公表（ウェブサイト）

- 国際企業戦略研究科経営法務専攻
(<http://www.ics.hit-u.ac.jp/jp/bl/outline/requirement.html>)
- 国際企業戦略研究科金融戦略・経営財務コース
(<http://www.fs.ics.hit-u.ac.jp/information/criteria.html>)

資料 5-6-①-1 各研究科及び専門職大学院の修了要件

資料 5-6-④-8 大学院国際企業戦略研究科金融戦略・経営財務コースウェブサイト「修了要件の概要」

http://www.fs.ics.hit-u.ac.jp/mba_course/

別冊資料 1

『平成 26 年度一橋大学大学院学生便覧』

「III_<論文の作成と論文指導について>」(88-89 頁)

【分析結果とその根拠理由】

専門職学位課程を除く大学院課程においては、ディプロマ・ポリシー及び「一橋大学学位規則」に従って、研究科ごとに学位論文に係る評価基準を組織として策定し、印刷媒体やウェブサイト等を通じて学生に適切に周知している。また、修了認定は、複数の審査員からなる論文審査委員会により適切に実施している。

専門職学位課程においては、ディプロマ・ポリシーに従ってそれぞれ修了認定基準（修了要件）を策定し、学生に周知しており、基準に従って、修了認定を組織的に行っている。

これらのことから、ディプロマ・ポリシーに従って、学位論文に係る評価基準、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制のもとで、修了認定が適切に実施されていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- グローバル化時代の社会的要請に応えるべく、平成 30 年度以降の入学者について短期海外語学留学必修化を目指し、平成 25 年度にその準備と試行を開始した。同年度には 100 人の学生モニターをアメリカ、イギリス及びオーストラリアの大学等教育機関に派遣し、教育プログラム、評価方法、課外活動、宿舎、事前事後の TOEFL-ITP による教育成果測定、事前事後における学生モニター全員の自己評価、保護者の事後評価、教員の視察報告等についてデータ蓄積を開始し、その分析を平成 26 年度夏季試行 200 人に結びつけている。
- 学士課程において、毎年度、科目別の成績分布表を教員、学生に開示し、それにより授業ごとの成績評価の厳格性の担保を図っている。また、前年度の成績分布表を教務課窓口に設置し、成績評価について学生が自ら確認し問合せができるように対応している。
- 文部科学省「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業のグローバル COE プログラムとして、「日本企業のイノベーション」、「社会科学の高度統計・実証分析拠点構築」が採択され、その成果がプログラム終了後にも表れている。
- 国際企業戦略研究科の経営法務コースで、文部科学省の推進する博士課程教育リーディングプログラムの一環として、国際社会でリーダーシップを発揮する人材を養成する目的で東京工業大学に設置された「グローバルリーダー教育院 (AGL)」との共同プログラムを平成 24 年度に開設している。これは、社会科学系に強みを有する本学と、科学技術分野に強みを有する東京工業大学による他に例のない共同プログラムで、「文理共鳴トップリーダー」育成を目指し、実社会でリーダーとして活躍するために必要な能力を実践的に学べるようにするものであり、既存の大学院教育を補完するものとして有効に機能している。

【改善を要する点】

該当なし

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学士課程における平成25年度の学年別の単位修得状況については、資料6-1-①-1のとおり、84.4%と、約8割の学生が履修科目的単位を修得している。また本学は、平成22年度入学の学生から、卒業要件に修得単位数のみならずGPA要件も課すことにしており、平成25年度の学年別の累積平均GPAは資料6-1-①-2のとおりとなっている。さらに、各学部では所属学生のGPAを重要な指標として教育効果を常に測っている。

学士課程入学者の3年次への進級状況と卒業状況については、資料6-1-①-3と資料6-1-①-4のとおりとなっている。本学は、2年次から3年次への進級要件を68単位、そして卒業要件を144単位としているが（資料5-1-①-3）、95%以上が入学後2年間で順調に3年次に進級し、約95%の学生が6年以内に卒業している。

また、平成25年度の退学者は26人であり、平成25年度の学生数が4,448人であることを考えると、退学率はかなり低いと考えられる。

学士課程については、アカデミック・プランニング・センター(APLAC)に設置されている「学修IR部門」が単位修得、成績、進級、卒業（進路）を、定量・定性両面で総合的に分析しており、特にGPAの卒業要件値適用後は、学生の学習成果が確実に向上去んでいることを確認している（資料6-1-①-5、別添資料6-1-①-A、別添資料6-1-①-B）。部局レベルでは、外部評価、自己点検評価、研究科単位の授業アンケートを実施し、独自の方針に基づき、教育の現状に対する検証を行っている。

大学院課程入学者の修了状況については、修士課程が資料6-1-①-6、博士後期課程が資料6-1-①-7のとおりとなっている。各研究科ではらつきがあるものの、修士課程については3年以内に平均で8割を超える学生が修了している。大学院課程では、学位取得率だけでなく、各研究科で独自の指標により研究の成果を検証している。特に、法科大学院では司法試験合格率、経済学研究科では査読付論文数や国内外での研究発表数等を指標にしている（資料6-1-①-8）。法科大学院の司法試験合格率はこれまで常に上位を保っており、平成25年度には、123人受験したうち67人が合格している（資料6-1-①-9）。

資料6-1-①-1 学士課程学生の学年別単位修得状況（平成25年度）

	履修学年				計
	1	2	3	4	
単位修得者（AからE）	18,164	19,223	15,373	9,795	62,565
%	93.2	88.1	82.9	68.9	84.4
不合格者（F）	950	1,805	1,883	2,913	7,551
%	4.9	8.3	10.1	20.5	10.2
未受験者（-）	376	792	1,294	1,509	3,971
%	1.9	3.6	7	10.6	5.4
計	19,490	21,830	18,550	14,217	74,087
%	100	100	100	100	100

資料 6-1-①-2 学士課程学生の学年別累積平均 GPA (平成 25 年度)

年度	学年			
	1	2	3	4
25	2.91	2.65	2.54	2.22

資料 6-1-①-3 学士課程入学者の 3 年次への進級状況 (平成 23 年度入学者)

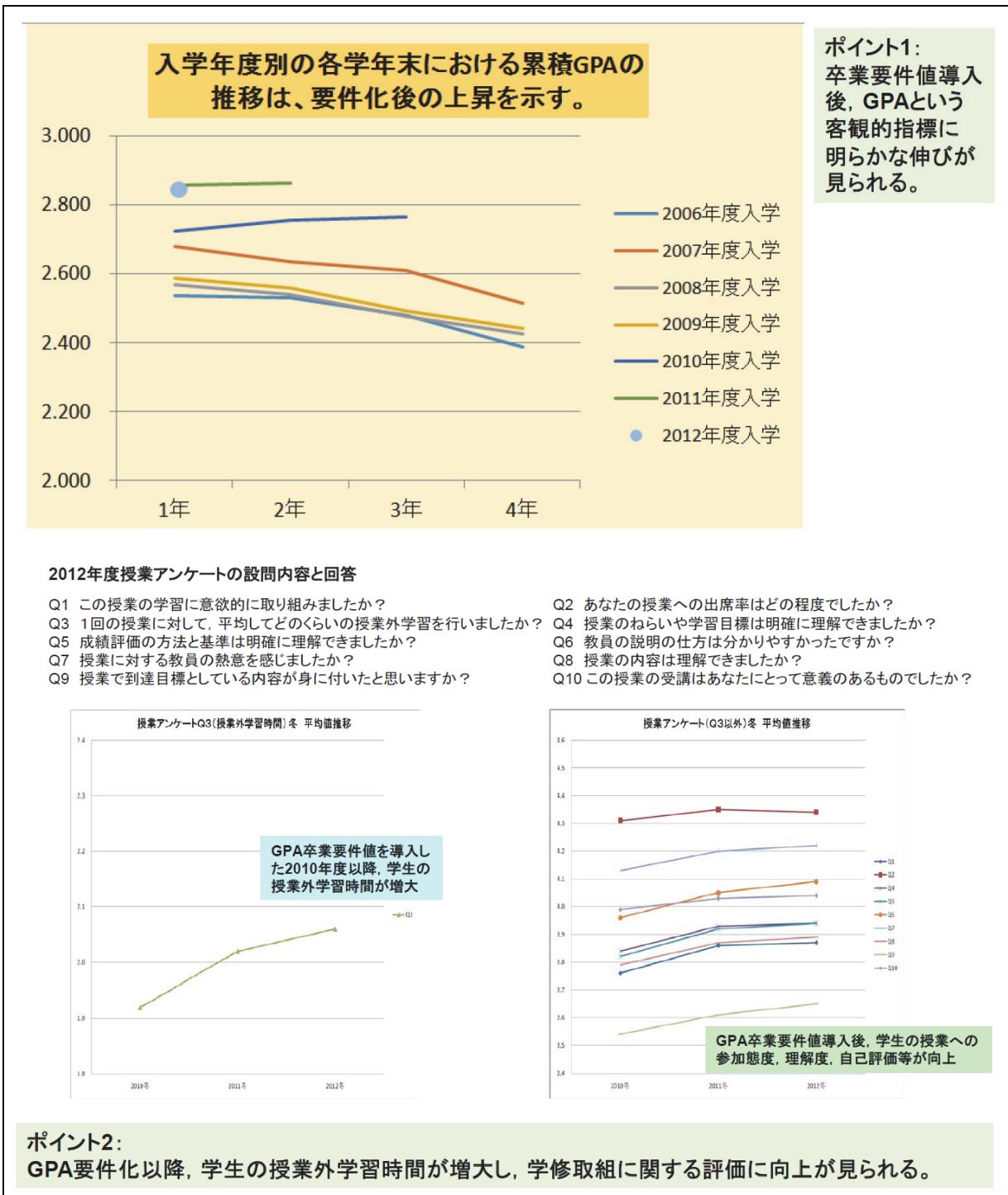
	平成 23 年度 入学者数	平成 25 年度 進級者	2 年間での 進級率 (%)	平成 26 年度 進級者	3 年以内の 進級率 (%)
商学部	300	282	94.0	9	97.0
経済学部	291	276	94.8	9	97.9
法学部	181	175	96.6	5	99.4
社会学部	244	237	97.1	1	97.5
計	1016	970	95.4	24	97.8

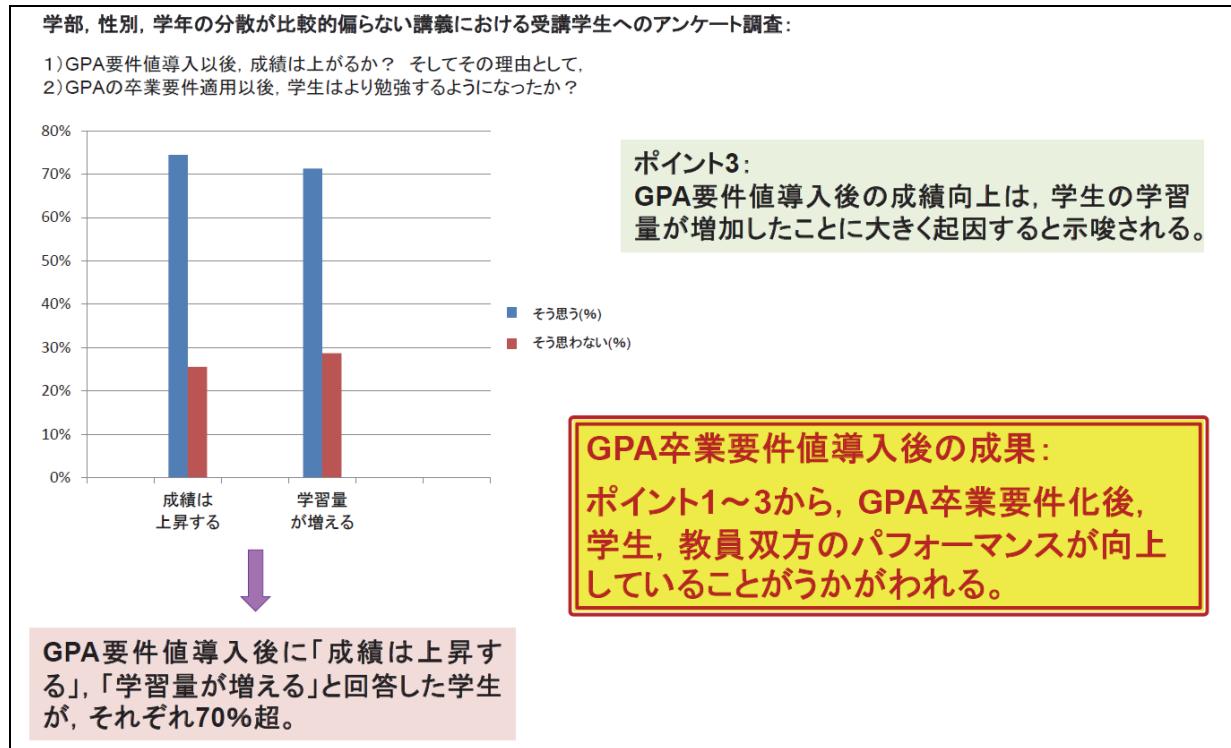
資料 6-1-①-4 学士課程学生の卒業状況

年 度	標準修業年限内の卒業率 (%)					標準修業年限×1.5 年内の卒業率 (%)				
	商学部	経済学部	法学部	社会学部	計	商学部	経済学部	法学部	社会学部	計
21	71.2	73.5	72.6	68.8	71.5	96.0	93.8	98.4	96.0	95.8
22	74.6	69.4	68.1	67.3	70.2	96.7	96.1	98.3	95.9	96.6
23	70.2	67.6	69.0	69.6	69.1	97.4	95.8	95.3	94.4	95.8
24	74.7	67.1	64.6	67.6	69.0	98.7	96.1	99.5	94.8	97.1
25	76.4	71.6	68.4	70.7	72.2	99.3	98.9	97.7	99.2	98.9

資料 5-1-③ 「一橋大学学部履修規則」

資料 6-1-①-5 GPA 制度導入による学生の学修成果の向上





資料 6-1-①-6 修士課程学生の修了状況

年 度	標準修業年限内の卒業率 (%)							標準修業年限×1.5年内の卒業率 (%)						
	商学 研究科	経済学 研究科	法学 研究科	社会学 研究科	言語 社会 研究科	国際企 業戦略 研究科	計	商学 研究科	経済学 研究科	法学 研究科	社会学 研究科	言語 社会 研究科	国際企 業戦略 研究科	計
21	89.6	78.9	85.7	70.0	69.8	96.4	81.7	93.7	98.2	93.8	90.0	77.1	96.4	91.5
22	93.2	92.8	83.3	71.8	64.4	76.0	80.3	92.7	97.1	100.0	84.4	81.4	96.4	92.0
23	90.3	89.2	66.7	60.0	54.0	78.2	73.1	95.8	96.9	83.3	70.6	80.0	80.0	84.4
24	89.6	83.5	93.8	67.5	65.9	89.2	81.6	96.5	98.5	77.8	92.5	80.0	79.2	87.4
25	89.9	88.9	83.3	61.8	65.2	66.7	80.0	95.2	98.4	100.0	88.4	88.6	87.5	93.0

資料 6-1-①-7 博士後期課程学生の修了状況

年 度	標準修業年限内の卒業率 (%)							標準修業年限×1.5年内の卒業率 (%)						
	商学 研究科	経済学 研究科	法学 研究科	社会学 研究科	言語 社会 研究科	国際企 業戦略 研究科	計	商学 研究科	経済学 研究科	法学 研究科	社会学 研究科	言語 社会 研究科	国際企 業戦略 研究科	計
21	40.0	4.5	6.3	10.0	4.3	11.8	12.8	75.0	22.7	42.9	22.5	0.0	33.3	32.7
22	73.1	6.7	23.1	10.0	10.0	18.2	23.5	64.3	20.0	12.5	23.3	8.7	23.8	25.4
23	56.3	9.1	31.3	0.0	0.0	5.6	17.1	80.0	27.3	46.2	2.7	15.0	38.1	34.9
24	52.4	41.6	42.9	8.8	5.6	7.1	26.4	92.3	50.0	43.8	14.7	13.0	4.8	36.4
25	47.4	23.5	25.0	3.0	5.9	14.3	19.9	68.6	29.4	71.4	13.5	11.1	8.7	33.8

資料 6-1-①-8 大学院経済学研究科・経済学部ウェブサイト「大学院生の研究活動 - 研究実績 - 」

<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~koho/jpn/active/graduate/result/study.html#10>

資料 6-1-①-9 新司法試験の合格率（合格者数／受験者数）〔平成 18 年（第 1 回）～平成 25 年（第 8 回）〕

平成25年司法試験(第8回新司法試験)結果					平成24年司法試験(第7回新司法試験)結果				
	法科大学院名	受験者数	合格者数	合格率		法科大学院名	受験者数	合格者数	合格率
1	慶應義塾大法科大学院	354	201	56.8%	1	一橋大法科大学院	135	77	57.0%
2	東京大法科大学院	357	197	55.2%	2	京都大法科大学院	280	152	54.3%
3	一橋大法科大学院	123	67	54.5%	3	慶應義塾大法科大学院	347	186	53.6%
4	京都大法科大学院	246	129	52.4%	4	東京大法科大学院	379	194	51.2%
5	愛知大法科大学院	28	12	42.9%	5	神戸大法科大学院	131	60	45.8%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
74校	総 計	7653	2049	26.8%	74校	総 計	8302	2044	24.6%

(注) 予備試験合格者を除く。

平成23年司法試験(第6回新司法試験)結果					平成22年司法試験(第5回新司法試験)結果				
	法科大学院名	受験者数	合格者数	合格率		法科大学院名	受験者数	合格者数	合格率
1	一橋大法科大学院	142	82	57.7%	1	慶應義塾大法科大学院	355	179	50.4%
2	京都大法科大学院	315	172	54.6%	2	一橋大法科大学院	138	69	50.0%
3	東京大法科大学院	416	210	50.5%	3	東京大法科大学院	411	201	48.9%
4	慶應義塾大法科大学院	342	164	48.0%	4	京都大法科大学院	277	135	48.7%
5	神戸大法科大学院	148	69	46.6%	5	千葉大法科大学院	69	30	43.5%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
74校	総 計	8765	2063	23.5%	74校	総 計	8163	2074	25.4%

平成21年司法試験(第4回新司法試験)結果					平成20年司法試験(第3回新司法試験)結果				
	法科大学院名	受験者数	合格者数	合格率		法科大学院名	受験者数	合格者数	合格率
1	一橋大法科大学院	132	83	62.9%	1	一橋大法科大学院	127	78	61.4%
2	東京大法科大学院	389	216	55.5%	2	慶應義塾大法科大学院	292	165	56.5%
3	京都大法科大学院	288	145	50.3%	3	中央大法科大学院	352	196	55.7%
4	神戸大法科大学院	149	73	49.0%	4	神戸大法科大学院	128	70	54.7%
5	愛知大法科大学院	41	20	48.8%	5	東京大法科大学院	366	200	54.6%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
74校	総 計	7392	2043	27.6%	74校	総 計	6261	2065	33.0%

平成19年司法試験(第2回新司法試験)結果					平成18年司法試験(第1回新司法試験)結果 ※受験者10人以上の法科大学院				
	法科大学院名	受験者数	合格者数	合格率		法科大学院名	受験者数	合格者数	合格率
1	千葉大法科大学院	62	40	64.5%	1	一橋大学法科大学院	53	44	83.0%
2	京都大法科大学院	211	135	64.0%	2	愛知大学法科大学院	18	13	72.2%
3	慶應義塾大法科大学院	271	173	63.8%	3	東京大学法科大学院	170	120	70.6%
4	一橋大法科大学院	96	61	63.5%	4	大阪市立大学法科大学院	26	18	69.2%
5	名古屋大法科大学院	65	41	63.1%	5	北海道大学法科大学院	38	26	68.4%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
68校	総 計	4,607	1,851	40.2%	58校	総 計	2091	1009	48.3%

- 別添資料 6-1-①-A
GPA 制度導入による学生の学修成果の向上について
- 別添資料 6-1-①-B
「2013 年度夏学期学生成績概況報告」

【分析結果とその根拠理由】

学士課程については、単位修得状況や 3 年次への進級率、退学率、6 年以内の卒業率、そして良好な GPA から、学習効果が上がっていると判断する。

また、大学院課程についても、修士課程の 3 年以内での高い修了率や、法科大学院の司法試験合格率が常に上位であることなどから、学習効果が上がっていると判断する。

観点 6－1－②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

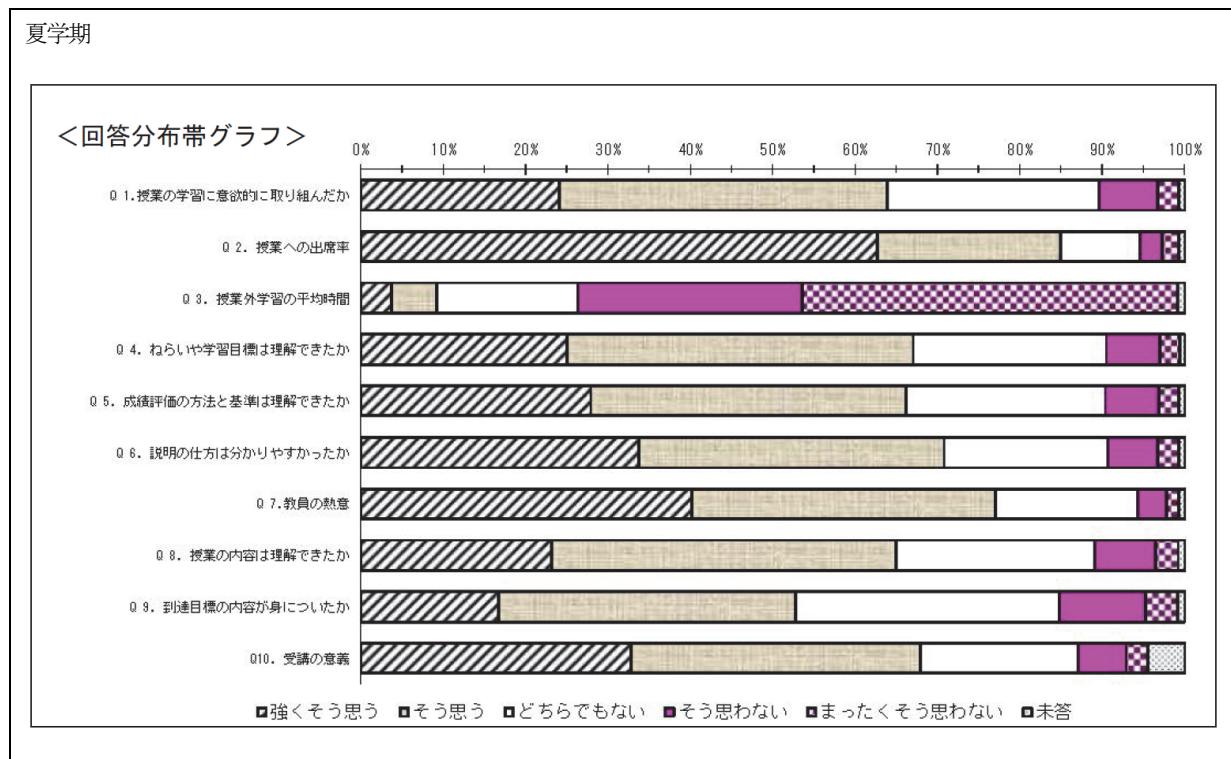
学士課程については、平成 15 年度以降「授業と学習に関するアンケート」を受講生 20 人以上のクラスを対象に毎学期全学一斉に実施している（別冊資料 3）。平成 25 年度夏学期・冬学期の授業評価アンケートにおける「授業の内容は理解できたか」、「到達目標の内容が身についたか」という 2 つの問い合わせに対しては、それぞれ 71.9% と 56.9% の学生が「強くそう思う」もしくは「そう思う」と答えている（資料 6-1-②-1）。

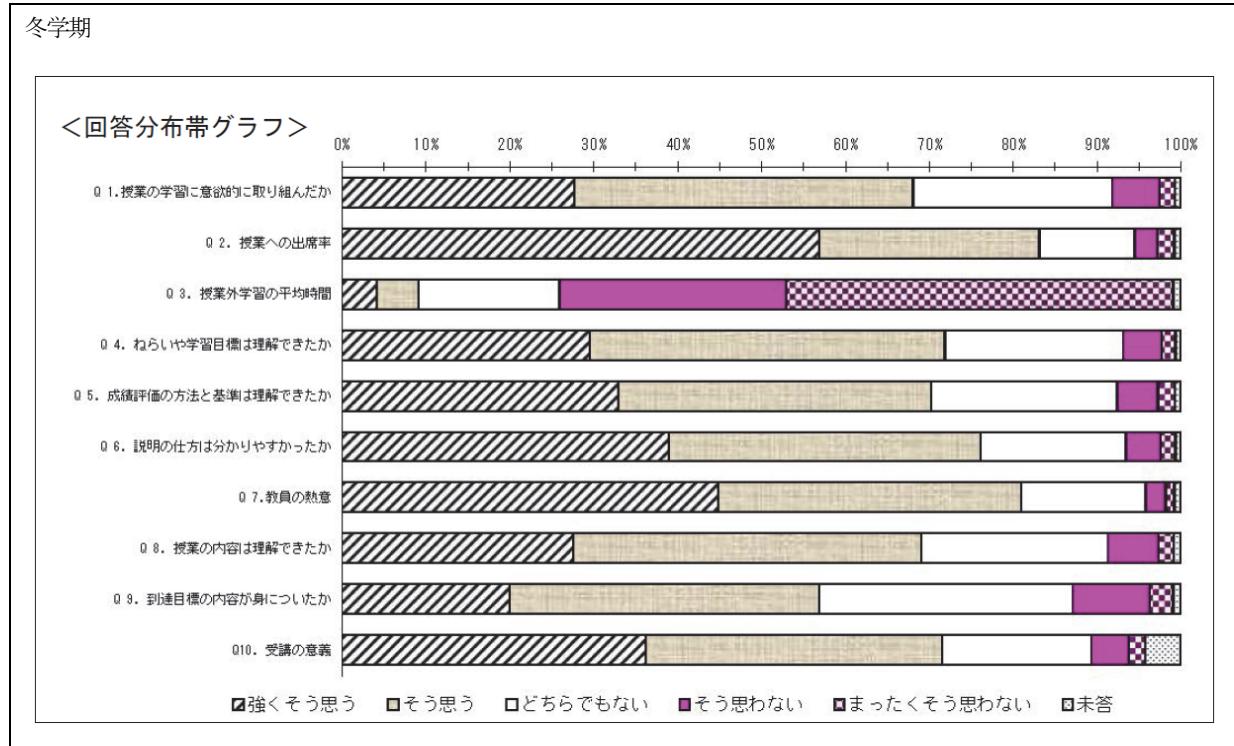
また、平成 24 年度の学生生活調査結果『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』における、「ゼミの内容は興味深いか」という問い合わせに対して、学部生の回答者の 90.1% が「あてはまる」もしくは「どちらか」というとあてはまる」と答えている。また、「ゼミでの発表や準備は難しいと思う」との問い合わせに対し、学部生の回答者の 77.6% が「あてはまる」もしくは「どちらか」というとあてはまる」と答えている。

大学院課程では、各研究科及び専門職大学院において授業アンケートや学生懇談会を行っている。

また、上記の学生生活調査結果によると、「授業内容が難しいと思うことがある」との問い合わせに対して、大学院生の回答者の 68.9% が「あてはまる」もしくは「どちらか」というとあてはまる」と答えている一方で、「履修登録した授業には必ず出席している」との問い合わせに対して、大学院生の回答者の 95.7% が「あてはまる」もしくは「どちらか」というとあてはまる」と答えている（資料 6-1-②-2）。

資料 6-1-②-1 平成 25 年度「授業と学習に関するアンケート」分析結果の抜粋





資料 6-1-②-2 「IV 授業やゼミについて（学部生）」、「V 授業やゼミについて（大学院生）」（『平成 24 年度よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』、6-15 頁）

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/pdf/24houkokusho.pdf>

別冊資料3

『教員用授業ハンドブック 2014 年度版』

「2013 年度冬学期 『授業と学習に関するアンケート』 の実施要領」(51-53 頁)

【分析結果とその根拠理由】

学士課程については、「授業と学習に関するアンケート」において、特に平成 22 年の GPA 本格導入以降、授業外学習時間、授業内容の理解度、受講の意義、学習への意欲を含む、全質問項目の顕著な上昇がみられている。また、学生生活調査の結果から、学部生は少人数ゼミナール教育をチャレンジングとみなして興味を持って臨んでいることがわかり、本学が力を入れているゼミナール教育の成果が上がっていると判断する。

大学院課程については、各研究科及び専門職大学院で授業アンケートや学生懇談会を実施しており、学生からの意見聴取の結果等の確認を行っている。また、学生生活調査の「授業やゼミ」の項目に対する回答から、大学院生が新しい知識を身につけるべく、ゼミナールや講義に対して積極的に臨んでいる様子がうかがわれる。

これらのことから、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、本学の学習成果は上がっていると判断する。

観点 6-2-①：就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 25 年度の学士課程卒業生 982 人のうち、就職者は 798 人 (81.3%)、大学院進学者は 112 人 (11.4%) となっており、就職率は資料 6-2-①-1 のとおりとなっている。資料 6-2-①-2 は、卒業生の主な就職先を学部別に示したものであり、本学の学生の多くが、金融・商社・製造業を中心に大企業に就職している。

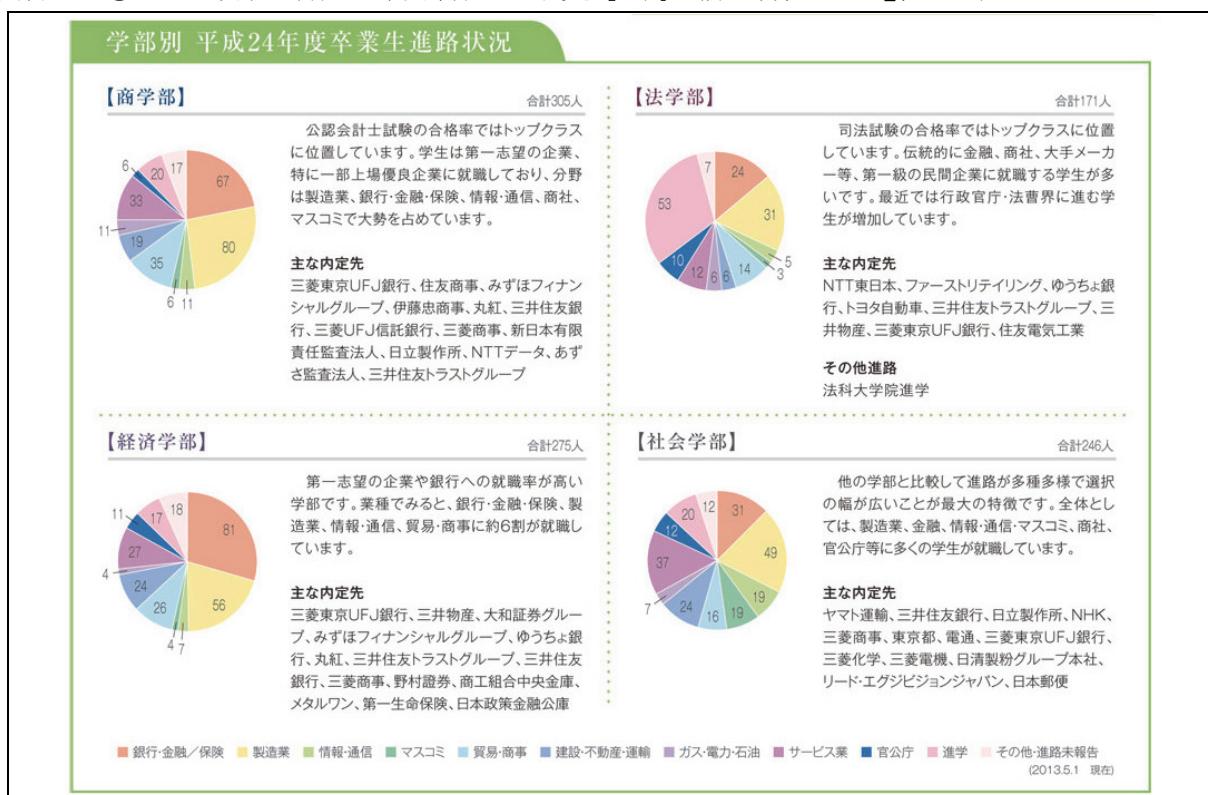
平成 25 年度の修士課程修了者 312 人のうち、就職者は 181 人 (58.0%) で進学者は 65 人 (20.8%) となっており、資料 6-2-①-3、資料 6-2-①-4 にあるように、各研究科の特性を反映し、進学率、就職率は研究科ごとに異なっている。また、博士後期課程修了者は、大学の教員として就職する者が多い（資料 6-2-①-5）。

専門職学位課程の修了者の就職率は 90.0% にのぼっている（資料 6-2-①-6）。また、法科大学院は毎年高い司法試験合格率を維持している（資料 6-1-①-9）。

資料 6-2-①-1 学士課程学生の就職率 (%)

年 度	就職率 (%)					就職希望者の就職率 (%)				
	商学部	経済学部	法学部	社会学部	計	商学部	経済学部	法学部	社会学部	計
22	81.9	83.5	60.6	80.9	78.4	85.1	89.7	64.1	83.0	82.3
23	88.8	86.0	66.7	85.5	83.0	92.2	89.9	69.8	88.8	86.5
24	87.9	87.3	64.9	87.0	83.6	91.8	88.7	67.3	89.4	86.2
25	82.4	84.6	70.7	83.7	81.3	95.9	96.4	94.6	97.6	96.3

資料 6-2-①-2 「学部別平成 24 年度卒業生進路状況」（『一橋大学案内 2014』、43 頁）



資料 6-2-①-3 修士課程学生の進学率 (%)

年度	商学研究科	経済学研究科	法学研究科	社会学研究科	言語社会研究科	国際企業戦略研究科	計
22	6.3	18.8	33.3	30.8	36.8	18.2	19.7
23	8.2	21.5	50.0	24.6	47.5	10.5	20.7
24	15.5	13.4	58.8	38.2	40.4	18.5	25.7
25	6.6	14.3	37.5	31.9	42.6	9.1	20.8

資料 6-2-①-4 修士課程学生の就職率 (%)

年度	商学研究科	経済学研究科	法学研究科	社会学研究科	言語社会研究科	国際企業戦略研究科	計
22	75.0	63.8	66.7	55.1	36.8	81.8	63.7
23	68.2	61.5	33.3	46.2	37.5	89.5	58.7
24	75.9	65.7	41.2	44.7	42.6	81.5	61.4
25	73.6	60.3	56.3	39.1	40.4	90.9	58.0

資料 6-2-①-5 博士後期課程修了者の修了後の状況（平成 25 年度修了者）

	修了者数	就職者数	就職率 (%)	主な職業		
				教員（大学）	管理的職業従事者	事務従事者
商学研究科	12	12	100	10	1	1
経済学研究科	17	5	29.4	2	0	1
法学研究科	10	5	50.0	4	1	0
社会学研究科	34	16	47.0	6	1	1
言語社会研究科	14	3	21.4	2	0	1
国際企業戦略研究科	4	4	100	1	2	1
計	91	45	48.5	25	5	5

資料 6-2-①-6 専門職学位課程学生の就職率 (%)

年度	国際企業戦略研究科	国際・公共政策大学院	計
22	98.8	91.8	95.5
23	100.0	93.3	97.3
24	100.0	93.6	97.2
25	91.1	83.3	90.0

資料 6-1-①-9 新司法試験の合格率（合格者数／受験者数）〔平成 18 年（第 1 回）～平成 25 年（第 8 回）〕

【分析結果とその根拠理由】

学士課程卒業生は、金融、商社、製造業を中心に日本を代表する大企業に就職する傾向が強く、就職率も高水準を維持し上昇傾向さえ見せている。これは、本学の少人数教育による高い学習成果の結果であり、学習成果が社会から高い評価を得ていることを表している。

大学院課程については、博士後期課程修了者の多くが大学の教員として就職している。

なお、毎年司法試験合格率がトップ水準にある法科大学院における学習効果は特筆すべき点である。

これらのことから、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6－2－②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

企業や卒業生を対象としたアンケート及びキャリア支援室による就職状況の調査等を通して、卒業生に関する意見聴取を行い、学習の効果検証を行っている。平成 24 年度には、第 1 期中期目標期間に引き続き、卒業生と卒業者採用実績のある企業を対象にアンケート調査を実施し、その分析結果を平成 25 年 3 月に『国立大学法人一橋大学における社会から見た大学教育に関する自己点検・評価報告書』として公表している。本学についての総合評価は、卒業生の 28% が「とても満足」、62% が「まあ満足」と回答し、計 90% の卒業生が満足しているという結果になっている。また、本学で学んだことで「人間的な成長がえられたと思うか」という問いに対しても、「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計は 92% に達している。評価項目ごとの満足度をみると、教員については、「とても満足」と「まあ満足」の合計が 82.1%、授業・教育システムについては、「とても満足」と「まあ満足」の合計が 75.9% となっている。また、本学卒業生に対する企業側の評価としては、「論理的思考力がある」、「社会的常識を身につけている」、「協調性・バランス感覚がある」といった項目に対するイメージが強いとの結果が出ている。一方、「外国語の運用能力を身につけている」という項目に関しては、他の項目に比べて若干低い評価を得ている（資料 6-2-②-1）。これを受け、現在グローバル人材育成推進事業、海外短期語学留学制度をはじめとする「全員留学」への試みを始めており、これらの事業を通じた改善を図っている。

また、学士課程、修士課程ともに、インターンシップ受入企業からフィードバックを受けている（別添資料 6-2-②-A）。

さらに、雑誌社が実施したアンケートの結果、就職に強い大学の総合ランキングにおいて、本学が総合 1 位となった（別添資料 6-2-②-B）。

資料 6-2-②-1 『国立大学法人一橋大学における社会から見た大学教育に関する自己点検・評価報告書』

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/evaluation/pdf/2013shakai-kyouiku.pdf>

- 別添資料 6-2-②-A
「一橋大学授業科目インターンシップ評定書」（例）
- 別添資料 6-2-②-B
雑誌社の実施したアンケート結果（26-27 頁）

【分析結果とその根拠理由】

本学が企業や卒業生を対象に実施したアンケートやインターンシップ受入企業からのフィードバックなどから、本学の教育に対して卒業生から高い評価を得ていると同時に、社会からも本学の卒業生に対して継続的に高い評価を得ていることがわかる。

また、学外の調査においても、本学の就職力に関する評価は極めて高く、学習の成果が評価されているといえる。

これらのことから、卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、本学の学習成果が上がっていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 平成 22 年度入学の学生から、卒業要件に修得単位数のみならず GPA 要件も課しており、さらに各学部では、所属学生の GPA を重要な指標として教育効果を常に測っている。
- 卒業後の状況は、就職・進学面でとても良好かつ安定的である。
- 卒業生による本学についての総合評価は際だって高い。
- 毎年司法試験合格率がトップ水準にある法科大学院における学習効果は特筆すべき点である。

【改善を要する点】

- 企業を対象としたアンケートから、「外国語の運用能力を身につけている」という項目に関して、本学の卒業生は他の項目に比べて若干低い評価を得ていることがわかった。これを受け、現在グローバル人材育成推進事業、海外短期語学留学制度をはじめとする「全員留学」への試みを始めており、これらの事業を通じた改善を図っている。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学には、主として教育研究が行われる国立キャンパス（西キャンパス、東キャンパス）、千代田キャンパスと、国際学生宿舎や課外活動施設がメインの小平国際キャンパスがある（別添資料 7-1-①-A）。

校地、校舎の状況については、校地面積が 436,646 m²、建物面積が 183,687 m²となっており、校地面積、校舎面積とも大学設置基準を上回っている。

国立キャンパスにある各建物の教室配置数については資料 7-1-①-1 のとおりとなっている。なお、200 人以上の学生を収容できる大教室の大半は、入学定員が 500 人程度の時代に建設されており、入学者数が毎年約 1,000 人に拡大した現在では大教室不足が深刻である。

また、学部、大学院教育が行われる講義室には空調を完備している。さらに、一部の講義室では、教員が情報端末や AV 機器等を使用して授業を行ったり、学生がパソコン等を利用して受講したりすることが可能となっている。これらのはか、IT 機器を常設した AV 教室や LL 教室なども設置している。

国立キャンパスでは資料 7-1-①-2 のとおり、授業及び課外活動を実施するための体育施設があり、小平国際キャンパスには課外活動用の体育施設がある。国立キャンパスにある体育館は、午前は講義に、午後は課外活動をメインにほぼ終日利用されている。

千代田キャンパスは、国際企業戦略研究科の拠点として、学術総合センターの 5 階から 9 階までを有している。教員研究室や会議室、2 つの階段教室、スクール形式の教室、コンピュータ教室、コンピュータ自習室、学生ラウンジ、セミナー室、オープンなミーティングスペース、図書室を有し、中でも 2 つの階段教室は、DVD 等の各種メディアに対応し、インターネット接続が可能であり、同時通訳のイヤホン・システムにも容易に対応することができる。また、コンピュータ教室、コンピュータ自習室、学生ラウンジ等の施設は、学生の自主的な学習を有機的に支援している。

小平国際キャンパスには、多様な国際交流と社会連携の進展などの目的から、学際的、先端的な共同研究プロジェクトを遂行する拠点である「国際共同研究センター」をはじめ、研究保存図書館、国際学生宿舎、ゲストハウスなどを配置している。

これらの 3 キャンパスにある、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備は、それぞれ有効に活用されている。

耐震化については、耐震性の低い建物から計画的に耐震改修工事を行っており、平成 25 年度には、第 2 研究館と保健センターの工事を実施している。これにより、耐震改修の基準を満たさないのは附属図書館時計台棟だけとなったが、平成 25 年度の政府補正予算により、施設整備事業に採択され、耐震改修及び機能改修工事を実施することとしている。

バリアフリー化については、施設の新築・改修に際して、障害のある学生等の利用を踏まえた施設整備を実施しており、現在、障害学生向けに各建物にスロープ、自動ドア、エレベーター、身体障害者用トイレを設けるほか、西キャンパス本館及び東 1 号館に休憩室を設けている。

安全・防犯面では、危機管理室における検討を踏まえ、防犯カメラの設置、門扉の開閉時間の見直しを行った。また、国際学生宿舎がある小平国際キャンパスにおいては、防犯のため、夜間には門扉を閉じている。老朽化が著しかった守衛所については、災害時の重要な拠点施設になることから、全面的な改修工事を実施するとともに、自家発電機を整備し停電時でも機能するように改善した。

他にも、安全・防犯面では、次のような取組を実施している。

- ① 防災倉庫を新築し、災害時に必要な備品類を備蓄するようにした。
- ② 陸上競技場は、国立市の広域避難場所の指定を受けており、夜間に市民が避難することを踏まえ、太陽光発電式の外灯を整備した。
- ③ 本学は、井戸水を使用しているため、停電しても給水できるよう、自家発電装置を整備した。
- ④ 各建物への放送設備が無かった国立キャンパスについては、災害時の情報提供の観点から、一斉放送設備を整備した。

資料7-1-①-1 建物ごとの収容人員別の教室配置数

キャンパス	建 物	10~49人	50~99人	100人以上	計
西キャンパス	西本館	0 室	10 室	6 室	16 室
	第1講義棟	19	0	4	23
	第2講義棟	18	2	2	22
	情報教育棟	3	1	0	4
東キャンパス	東本館	1	0	1	2
	東1号館	18	11	16	45
	東2号館	4	2	2	8
	マーキュリータワー	0	8	1	9
計		63	34	32	129

資料7-1-①-2 国立キャンパス、小平国際キャンパスの課外活動施設

国立キャンパス	体育館、武道場、陸上競技場、野球場、テニスコート、バレーボールコート、弓道場、ボクシング部室、空手道場、ホッケー場、ハンドボールコート
小平国際キャンパス	体育館、武道場、プール、サッカー場、アメフト場、如水スポーツプラザ、洋弓場

別添資料7-1-①-A

「建物配置図」、「交通案内」(『一橋大学概要2014』、74-79頁)

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動を展開する上で必要な校舎、図書館、体育館や運動場などの体育施設は十分整備されており、授業や研究、そして課外活動に有効に活用されている。

なお、200人以上の学生を収容できる大教室の大半は、入学定員が500人程度の時代に建設されており、入学者数が毎年約1,000人に拡大した現在では大教室不足が深刻である。そのため、その整備が必要である。

また、施設や設備の耐震化やバリアフリー化を順調に進めており、安全・防犯面についても、守衛所の整備や防犯カメラの設置を進めている。キャンパスが広域避難場所に指定されていることもあり、災害時の対応につい

ても適切に準備を進めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に利用されており、また施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、十分な配慮を行っていると判断する。

観点 7－1－②： 教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

情報ネットワークは、情報基盤センターにより一元的に管理されている。情報ネットワークを支えるハードウェアは、情報基盤センターと学内全室の情報コンセントに接続された端末パソコン群及び通信ケーブル網で構成されている。附属図書館や講義室にはオープンな無線／有線の LAN を順次整備しており、利用者は情報基盤センターのアカウント認証システムを経由して利用できるようになっている。そのため、学生や教員は各教室及び研究室等の情報コンセント又は無線 LAN (1284Wireless) を通して、本ネットワークに容易に接続ができるようになっている。

国立西キャンパスには合計 205 台のパソコンを備えたパソコン教室 5 室を持つ情報教育棟があり、パソコンを用いた授業等に利用されている。平成 25 年度には、夏学期には週に 26 コマ、冬学期には 24 コマの授業がこのパソコン教室で行われている。また、自習専用に 1 室 (パソコン 40 台) を確保し、授業で使用されないときには自習用に開放され、1 日平均の利用者数は約 160 人となっている。

いずれの教室でも、学生は授業時間外でも、情報基盤センターの認証システムを通してパソコンを自由に利用し、語学学習、情報処理学習、メールやインターネットの利用を行うことができるようになっている。利用時間は、授業開講期間は 8 時 40 分～20 時 00 分、休講期間は 8 時 40 分～17 時 00 分までとなっている。

また、情報基盤センターでは、e-Learning システムとして WebClass を運用している。WebClass により、授業で使用される教材をウェブサイト上に掲載したり、ウェブサイト上で授業との補完的学習が行えるようになっている。WebClass は、学内のみならず学外のネットワークからも利用できるシステムとなっており、これを利用している授業は、平成 25 年度で 3,316 授業 (コース)、利用者数は 6,045 人となっている (別添資料 7-1-②-A)。

さらに、平成 26 年 1 月には、学生の学修成果を蓄積できるポートフォリオシステムを導入し、レポートの提出、テスト・アンケートの回答、資料の閲覧を可能とした。その結果、学生が授業の予習・復習に活用するだけでなく、大学が蓄積した経験・知識を常時確認できるようになり、学生の自律的学修の支援が強化された。また、留学の申請手続、留学報告等に加え、就職活動支援や課外活動支援等でも利用可能となり、幅広い学生支援が可能となっている。

この他、附属図書館では、学生の学修環境を整えるために学生にノート PC、iPad の貸出を行っている。

なお、情報セキュリティ管理の取組として、CIO (最高情報責任者) が CISO (最高情報セキュリティ責任者) を兼ねており、情報セキュリティ委員会を設置している。

別添資料 7-1-②-A

『一橋大学情報環境利用案内 2014』

【分析結果とその根拠理由】

国立西キャンパスの情報教育棟に学生が利用可能な十分な数のパソコンを整備しており、利用者も多い。学内

のネットワーク環境の整備も進んでいる。また、e-learning を可能とするシステムも整備され、積極的に授業などで利用されている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点7－1－③：図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館は、商法講習所の開設以来139年という歴史の中で、社会科学を中心とした約194万冊の図書や約16,800タイトルの雑誌、60にも及ぶ貴重なコレクションを蓄積している（別添資料7-1-③-A）。

購入図書は、各研究科教員及び全学共通教育委員で構成される附属図書館委員会で、専門分野のバランスに配慮して選定されている。また、学習用図書については、「学習用図書の指定等に関する取扱要領」に基づき指定している。加えて、「一橋大学附属図書館学生用図書購入リクエスト制度実施要領」に基づき、学生からのリクエストにも対応しているほか、シラバスに新たに掲載された図書を迅速に購入する体制もとっている（別添資料7-1-③-B）。

購入雑誌は、附属図書館及び各研究科に配分された予算に従い、研究教育に必要な学術雑誌を系統的に購入し整備している。

また、研究教育に必要な資料を集中化させる中央図書館制度をとり、蔵書の大半である110万冊の図書と全ての雑誌を開架配置している。これにより、教員と学生の情報アクセス格差を限りなく小さくするとともに、資源の共有と資料費の有効活用を可能とし、利用者の研究教育・学習が効率的に行われる基盤を形成している。

附属図書館本館は、授業期間中は22時00分までの夜間開館が行われ、土曜日、日曜日、祝日も17時00分まで開館している。休業期間中は、平成25年度までは平日のみ、かつ17時00分までの開館としていたが、平成26年度は試みとして平日19時00分までの夜間開館を行い、土曜日、日曜日、祝日も、授業期間中と同様に17時00分まで開館している（別添資料7-1-③-C）。平成25年度の年間開館日数は313日、延べ入館者数は約36万人、館外貸出冊数は約15万冊であり、入館者数、館外貸出冊数とともに、増加傾向にある（資料7-1-③-D）。

さらに、公開展示室での資料の展示や、貴重資料の電子化によるインターネット公開により、所蔵コレクションの効果的な紹介を行い、学内関係者はもとより学外者へも資料を公開し、社会に貢献している。

また、附属図書館は、国立9大学に分野別に設置された外国雑誌センター館の一つとして、社会科学系の外国学術雑誌を収集、整理し、全国的な共同利用に供しているとともに、世界の約500機関（日本は19大学）に設置されたEU情報センターの一つとして、EU公式出版物を所蔵し提供している。

加えて、「四大学連合」構成大学をはじめとした国内の大学・研究機関の図書館との協定や、中国科学院図書館との交流協定を締結し、他大学・研究機関との図書館の相互利用も行っている。

千代田キャンパスにおいては、国際企業戦略研究科図書室を設置しており、同図書室には図書11,000冊、雑誌275タイトルを揃え、千代田キャンパス所属教員・大学院生を中心とした利用者に提供している。購入資料は、シラバスで指定された教科書、参考書のほか、図書館委員を中心とした所属教員によって、大学院の研究に必要なものが選定されている。同図書室の開室時間は平日10時00分～22時00分としているが、千代田キャンパス所属教員・大学院生は、職員証、学生証をカードキーとして時間外でも入室可能で、大学院の研究利用に供している。国立キャンパスの附属図書館と千代田キャンパスの図書室においては、相互に資料取寄せサービスを行つ

ており、他キャンパスの教員・学生の便宜を図っている。

『国立大学法人一橋大学における社会から見た大学教育に関する自己点検・評価報告書』には、若い世代の卒業生で「図書館が役に立った」という回答が大きく増加したことが報告されている（資料 6-2-②-1）。また、雑誌社が実施したアンケートの結果では、大学図書館部門において本学が常に上位となっており、2015 年版では総合 1 位を獲得した（2014 年版総合 4 位、2013 年版総合 3 位、2012 年版総合 5 位）。この指標は、全国国公立 725 大学を対象に、学生 1 人あたりの蔵書冊数、受入冊数、貸出数、図書館費について指数化したものである。さらに、同アンケート結果の機関リポジトリダウンロード件数でも全国で 8 位となり、学術成果発信に貢献していることがわかる（資料 7-1-③-E）。

資料 6-2-②-1 「4_(1) 全学的教育事項に対する卒業生からの評価」（『国立大学法人一橋大学における社会から見た大学教育に関する自己点検・評価報告書』、4 頁）

- 別添資料 7-1-③-A
「附属図書館所蔵資料統計」
- 別添資料 7-1-③-B
 - 「学習用図書の指定等に関する取扱要領」
 - 「一橋大学附属図書館学生用図書購入リクエスト制度実施要領」
- 別添資料 7-1-③-C
「一橋大学附属図書館利用案内」
- 別添資料 7-1-③-D
「附属図書館利用統計」
- 別添資料 7-1-③-E
雑誌社が実施したアンケート結果（135、141 頁）

【分析結果とその根拠理由】

本学の中央図書館である附属図書館には、約 194 万冊の蔵書、約 16,800 タイトルの雑誌、60 の貴重なコレクションを有し、本学関係者を中心に公開されている。平成 25 年度の入館者は延べ約 36 万人にも及び、豊富な資料が有効活用されている。また、資料は、各研究科教員及び全学共通教育委員で構成される附属図書館委員会で系統的に収集し、整理している。

『国立大学法人一橋大学における社会から見た大学教育に関する自己点検・評価報告書』には、若い世代の卒業生で「図書館が役に立った」という回答が大きく増加したことが報告されており、「施設・設備等」についての学生の評価が高まっていることがわかる。これは、近年増改築を行い、学習図書館機能を充実、強化したことの成果だと考えられる。また、雑誌社が実施したアンケートの結果では、大学図書館部門において本学が常に上位となっており、2015 年版では総合 1 位を獲得した。このことは学生 1 人あたりに十分な図書資料を提供し、かつよく利用されていることが示されたものである。

これらのことから、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料などの教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

観点7－1－④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

自主的学習環境として、学習室、LL自習室、附属図書館、情報教育棟の自由利用教室（席数：41席、開室時間：8時40分～20時00分（授業期間）、8時40分～17時00分（休講期間））、自習用の教室開放、ブロックごとに設置されたオープンスペース、大学院生用のスペース（24時間利用可能）を確保している。附属図書館では、グループ学習室（席数：10席×5室、開室時間：9時00分～21時30分（平日）、9時30分～16時30分（休日））や、個人学修・グループ学修のためのスペースである時計台棟コモンズ（席数：40席、開室時間：9時30分～20時00分（平日））を提供している。

平成24年10月1日には、学生の自律的学修をさらに支援するため、アカデミック・プランニング・センター（APLAC）を設立した。その「学修サポート部門」では、「学生の意欲と必要に応じて様々な学修支援を受けられる場」として、学生の個人・グループ学習用の学修スペース（席数：40席、開室時間：8時30分～18時00分（平日及び祝日授業日））を設置している。また、APLACに、毎日決まった時間に大学院生のチューターを置き、主に学部生の自主的学修をサポートしている（別添資料7-1-④-A）。

さらに、自主的学習環境の更なる向上のため、教職員を通じ直接的にニーズを吸い上げるほか、常設の学生意見箱を通してニーズの把握に努めている。

千代田キャンパスにおいても、自主的学習環境を整備しており、学生は学生ラウンジ（席数：50席）、グループ学習用のセミナールーム（席数：71席）、図書室（席数：59席）で学習やグループワークなどができる、各部屋とも24時間使用が可能となっている。

別添資料7-1-④-A

リーフレット「アカデミック・プランニング・センター」

【分析結果とその根拠理由】

学習室、LL自習室のような個人型自習室とともに、グループ学修のためのスペースも整備している。また、APLACの設立によって、単なるスペースの提供にとどまらず、積極的に自主的学習を促すシステムができている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点7－2－①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学部生には『学士課程履修ルールブック』（別添資料2）、『学士課程学修計画ガイドブック』（別添資料4）を、大学院生には『学生便覧』（別添資料1）を毎年度配布し、学生の履修計画をサポートしている。また、学部2年生には、3年次から始まる「後期主ゼミナール」の選択の際に活用できるよう、『後期ゼミナール紹介』（別添資料7-2-①-A）を配布している。また、履修計画の手助けになるよう、各授業のシラバスをウェブサイト上（学務情報システム・学生ポータルMERCAS）で公開している（資料5-2-③-1）。

各年度のはじめには、学部・大学院新入生に対しては新入生全体ガイダンス（別添資料5-2-②-A）及び新入生学部別・研究科別ガイダンス（別添資料5-2-②-B、別添資料5-5-②-A）を、学部3、4年生には学部ごとの後期

課程ガイダンス（別添資料 5-2-②-D）を行っている。また、学部新入生にはクラス担任によるクラスオリエンテーションも行っている（別添資料 5-2-②-C）。さらに、学生による自主ガイダンスとして、学部新入生に対して 2 日間の新入生歓迎クラス合宿を実施し、在学生やクラスメイトと交流を深める機会を設けている。加えて、ゼミナールによる自主的なオープンゼミや、先輩ゼミナール生によるアドバイス等の機会も設けている。

授業内容に関する情報提供はシラバスの公開にとどまらず、毎学期の初回授業では、授業時間を前半と後半に分け、それぞれにおいて導入的解説を提供している（別冊資料 3）。

資料 5-2-③-1 学務情報システム・学生ポータル MERCAS

- 別添資料 7-2-①-A
『平成 26 年度後期ゼミナール紹介』（抜粋）
- 別添資料 5-2-②-A
「平成 26 年度新入生全体ガイダンスプログラム」
- 別添資料 5-2-②-B
「平成 26 年度『新入生学部別ガイダンス』の実施について（依頼）」
- 別添資料 5-5-②-A
 - 「平成 26 年度法学研究科新入生ガイダンス」
 - 「平成 26 年度国際・公共政策大学院新入生ガイダンス進行予定」
- 別添資料 5-2-②-D
「平成 26 年度『後期課程学部別ガイダンス』の実施について（依頼）」
- 別添資料 5-2-②-C
「クラス別面接時の関係書類・配布物等一覧」
- 別冊資料 2
『平成 26 年度学士課程履修ルールブック』
- 別冊資料 4
『平成 26 年度学士課程学修計画ガイドブック』
- 別冊資料 1
『平成 26 年度一橋大学大学院学生便覧』
- 別冊資料 3
『教員用授業ハンドブック 2014 年度版』
- 「第 1 週目初回授業のオリエンテーション」（8 頁）

【分析結果とその根拠理由】

新入生向けの履修ガイダンスなど、学生が履修計画を立てる際に有益となる情報を提供する場を十分に提供している。また、授業科目に関するガイダンスも、Web シラバスや初回授業におけるガイダンスなどを制度化している。初回授業におけるガイダンスは、受講にあたって授業の趣旨を十分理解してもらうために実施しており、学部の垣根を越えた授業選択の自由度を広く認めている本学の学生にとって有益な措置である。

これらのことから、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスを適切に実施していると判断する。

観点7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

少人数教育に力を入れている本学では、ゼミナールが必修となっており、教員が直接学生のニーズを吸い上げる機会が多くなっている。また、学生支援課や教務課の職員を通じての学生ニーズの把握にも努めている。さらに、隔年を基本とし、学部生・大学院生を網羅した学生生活調査を行い、『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』（資料6-1-②-2）としてまとめるとともに、学部単位でも、履修行動や学習行動に関するアンケート調査を行っている。この他、常設の学生意見箱を通してのニーズの把握も行っている。

それに加えて、副学長と学部及び大学院自治会代表による定例懇談会（月1回）を実施しているほか、体育系サークル代表者を集めた体育会総会を年1回実施し、意見交換及び事故防止のための指導を行っている。

その他、授業内容に関する学生の意見収集のため、各学期末に履修者が20人未満の小クラスを除くほぼ全ての講義において、授業評価アンケートを実施している（別冊資料3①）。授業評価アンケートの結果は、項目別に平均値と比較される形でまとめ、学生による授業への感想とともに教員にフィードバックし、教育の質向上に役立てている。

学部1、2年生に対してはクラス顧問教員が、3、4年生に対しては「後期主ゼミナール」担当教員が、大学院生に対しては指導教員が、それぞれ学習相談や助言に当たっている。各教員はオフィスアワーを設定し、1対1の細やかな指導が行える体制を整備している（別冊資料3②）。また、学生支援センターによる相談窓口も整備され、活用されている。

平成24年10月1日に、学生の自律的学修をより組織的に支援するため、アカデミック・プランニング・センター(APLAC)を設立し、APLAC運営委員会を組織した。APLACには次の2部門を置いている（資料5-2-④-1、資料5-2-④-2）。

- (1) 学生の意欲と必要に応じて様々な学修支援を受けられる場（学修サポート部門）
- (2) 教育と学修に関わる調査研究と情報集積・発信を担うセクション（学修IR部門）

また、APLACの構成員としてセンター長1人、「学修サポート部門」に部門長1人、特任講師1人、学修カウンセラー2人、院生チューター10人、「学修IR部門」に部門長1人、研究補助員1人、RA2人、教務課に職員2人を配置している。

各部門の活動とこれまでの成果は次のとおりである。

- (1) 学修サポート部門

特任講師及び学修カウンセラーが、GPAが低い学生への説明・面談会を行っているほか、定期的な面談や勉強会を実施している。学修に関わる相談は、GPAの値にかかわらず、全ての学生を対象とし、さらに学生のみだけでなく保護者、学内の教員も対象として受け付けている。加えて、1年次必修科目の欠席者を早期把握し、学生を呼び出して面談をすることで、入学直後から学生へのケアを行っている。

また、大学院生チューターが、平成24年度の冬学期には、附属図書館に設置された時計台棟コモンズ（個人学修・グループ学修のためのスペース）において、平成25年度からは、APLACが講義棟に新たに設置した学修スペースにおいて、学生へレポートの書き方、PC利用サポート、チューターの専門分野ごとの学修相談の受付を行っている。さらに、定期試験前には、特任講師、学修カウンセラー及び大学院生チューターが合

同で勉強会を開催し、学生へのサポートを行っている。

平成 25 年度の冬学期からは、学部 1 年生向け必修科目である「英語コミュニケーションスキル」の担当講師を週に 2 度常駐させ、科目の履修生でない学生も参加できる形で、英語のみでディスカッションできるイベント「English Table」を実施し、留学前、留学後、就職前の英語力向上にも活用している。また、平成 25 年度の冬学期には、学修スペースにおいて、大学院生チューターによる卒業論文の書き方講座、判例論文の読み方講座などの各種イベントも実施した。

この他、全学共通教育科目の数学エリアで行っている数学の質問コーナーを学修スペースにおいて実施するなど、学内他部署との連携も含めた活動を行っている。

なお、学修スペースは平成 25 年 8 月に工事を行い、壁面をガラス張りにして開放的な空間としたほか、学生がプレゼンテーションを行いやすいよう、壁面をプロジェクタースクリーンにした。

(2) 学修 IR 部門

GPA 制度にあわせて導入された上書き再履修制度のデータ分析機能や低 GPA 学生支援用の学生データ統計機能の強化を行うとともに、教務課だけでなく、入試課、国際課などから学生に関わる情報を収集し、データ構造の見直し及び整備を行った。

外国人留学生に対しては、英語の時間割及びシラバスの作成、国際教育センターでの日本語教育など、様々な学習支援を行っている。授業をサポートする一般チューター、語学を学びあう Language Community (LC) チューター、日本語指導や留学相談をする国際資料室チューター、論文指導をする修士論文・博士論文チューター等のチューター制度なども実施している。

心身のケアが必要な学生に対しては、担当教員と障害学生支援室（平成 25 年 8 月設置）、保健センターが連携して対応している。障害のある学生に対しては、入試課で入学試験前に事前相談を受け付けており（別添資料 7-2-②-A）、入学後は障害学生支援室で相談を受け付けた後、障害学生支援委員会で対応している。入学時の健康診断をもとにした障害学生数調査により障害学生数を把握し、障害学生支援委員会で了承された特別措置申請者に対しては、保健センター、障害学生支援室及び学生支援課が中心となり、ケースバイケースの支援を実施している。なお、障害学生支援室には、室長 1 人、特任准教授 1 人、非常勤カウンセラー 1 人、障害学生支援相談員 1 人、事務補佐員 1 人を配置している（資料 7-2-②-1）。また、平成 25 年度から、聾学生への支援として、在学生をパソコンティマーとして養成し、情報保障を行っており、手話通訳については、外部業者に委託している。

資料 6-1-②-2 『平成 24 年度 よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』

資料 5-2-④-1 APLAC の体制図

資料 5-2-④-2 APLAC ウェブサイト

資料 7-2-②-1 「一橋大学学生支援センター規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210021200000000/41690210021200000000/41690210021200000000.html

- 別添資料 7-2-②-A
「5 障害等のある入学志願者の事前相談について」(『平成26年度一橋大学入学者選抜要項』、6-7頁)
- 別冊資料3
『教員用授業ハンドブック 2014年度版』
 - ① 「2013年度冬学期『授業と学習に関するアンケート』の実施要領」(51-53頁)
 - ② 「教員オフィスアワー」(31頁)

【分析結果とその根拠理由】

ゼミナール教育などによる少人数教育に力を入れる本学は、学生から直接ニーズを吸い上げやすい環境となっている。それに加え、学生へのアンケート調査（授業評価アンケートや学生生活調査）等を定期的に行うことにより、学生のニーズを適切に把握している。また、APLAC を設立し、教員などによる従来型の学習支援に加え、より組織化された学習支援も行っている。留学生や心身のケアが必要な学生に対しても、支援体制が確立され、円滑に運営を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズを適切に把握し、特別な支援が必要な学生を含む全ての学生に対する支援を適切に行っていると判断する。

観点7-2-③：通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点7-2-④：学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生サークルは文化系が43団体、体育系が39団体ある。学内には課外活動共用施設、合宿所、体育館、武道場、陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、多目的グラウンド、テニスコート、弓道場及びプール等、学外には相模湖合宿所（平成25年5月リニューアル）等の施設を備え、利用に供している（資料7-2-④-1、資料7-2-④-2、別添資料7-1-①-A）。また、必要な器具・備品類を大学の経費で購入、更新してサークル活動を支援している。

各サークルには原則顧問教員を置き、指導、助言に当たっている。また、サークルを統括した学生自治組織として「文化団体連合及び体育会」があり、大学と意見交換を行っている。さらに体育系サークル代表者を集めた体育会総会や運動施設利用調整会議を年1回実施し、事故防止等の指導を行っている。他にも、優秀な成績を修めたサークル団体には学長表彰を行っている。なお、平成24年度の学生生活調査結果『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』によると、学部生のサークル加入率は約85%となっている（資料6-1-②-2）。

新入生歓迎委員会が開催する球技大会、クラスチャンピオンシップボートレースや大学祭（一橋祭、KODAIRA祭）及びその他の課外活動に対しては、上述の器具・備品類の購入、更新を含め、支援を行っている。平成25年度には、課外活動助成費として約1,600万円を支出し、各団体が必要とする物品を購入している。

大学と学生間の関係を取り持つための自治組織である学生自治会は、学部と大学院にそれぞれあり、副学長との毎月 1 回の定期的な話し合いを通して、大学内の様々な課題の認識に努めている。

資料 7-2-④-1 「一橋大学課外活動団体に関する規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/42290210014300000000/42290210014300000000/42290210014300000000.html

資料 7-2-④-2 「一橋大学課外活動共用施設等使用規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210013600000000/41690210013600000000/41690210013600000000.html

資料 6-1-②-2 「VI 学生生活について」（『平成 24 年度よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』、16 頁）

別添資料 7-1-①-A

「建物配置図」（『一橋大学概要 2014』、74-77 頁）

【分析結果とその根拠理由】

学生の部活動に対して、設備・器具・備品の整備を行い、適切な支援を行っている。また、サークル団体や自治会代表と定期的に協議を行い、活動に関する意見を聴取し、事故防止活動を行い、各種の問題に対して解決策を協議している。

これらのことから、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援を適切に行っていると判断する。

観点 7-2-⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

生活支援等に関する学生のニーズについては、窓口業務を通じ直接学生から聞き取っているほか、『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』（資料 6-1-②-2）等の定期的に行われるアンケート調査や常設の学生意見箱を通して把握に努めている。さらに、副学長と学部生及び大学院自治会代表による定例懇談会（月 1 回）により、学生のニーズを汲み取っている。

学生生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言を行う機関としては、学生相談室、保健センター、キャリア支援室、ハラスメント相談室を設置している（資料 7-2-②-1、資料 7-2-⑤-1、資料 7-2-⑤-2、資料 7-2-⑤-3、別添資料 7-2-⑤-A）。また、相談機能の柔軟かつ迅速な連携を図るとともに、より効果的な学生支援を実施するため、これらの相談室間の横の連携も強めている。具体的には、学生相談関係連絡協議会

を年1回、学生相談員ランチミーティングを各学期1回開催し、情報の共有を進めている。

学生相談室には、室長1人（商学研究科、教授）、専任カウンセラー（専任講師）1人、非常勤カウンセラー3人、受付兼インテーカー2人の合計7人を配置し、学生からの各種の相談に応じている（平成25年度の相談件数：1,748件）。

保健センターには、センター長1人（法学研究科、教授）、医師2人（精神科医、内科）、非常勤カウンセラー2人、非常勤医師4人、看護師2人、栄養士1人の合計12人を配置し、学生の健康管理の手助けをし、生活面の指導を行っている（平成25年度の対応件数：3,669件）。

キャリア支援室には、室長1人（社会学研究科、教授）、特任教授1人、特任講師3人、キャリア・アドバイザー2人、非常勤職員（事務補佐員）3人、その他補助員1人を配置し、常時就職・進路相談に当たっている。キャリア支援室では、外国人留学生に対し、企業の人事担当者と面談する「就職特別セミナー&相談会」等を実施しているほか、大学院生を対象にOB・OG座談会等、また研究職志望者向けにアカデミックキャリア講習会を開催するなど、学部生以外に対する就職支援も持続的に行っている（平成25年度の相談件数：2,429件）。

ハラスメント相談室では、室長1人（経済学研究科、教授）、専門相談員2人の合計3人を置き、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメントに関する相談を常時受け付けている。各部署には相談員を配置し、ハラスメント相談室と連携している。ハラスメント相談室における面談で解決されない問題に対しては、申立によりハラスメント対策委員会が開かれ、問題解決にあたっている。また、ハラスメント相談にかかる規則を一新し、平成26年度に、新たな『ハラスメント防止ガイドライン』を発行している（資料7-2-⑤-4）。

外国人留学生については、生活を支援するため、『外国人留学生ハンドブック』を作成、配付し、生活の留意事項を周知している（資料7-2-⑤-5）。宿舎については、大学の国際交流会館の宿舎・国際学生宿舎を提供し、各宿舎にチューターが常駐して生活サポートを行っている。また、外国人留学生・大学院生との混住型の学生宿舎として、平成25年度に、「国際学生館（景明館）」を新築した。同館は、交換留学生やサマープログラム等の短期間に外国人留学生がスーツケースのみで渡日し勉学に専念できるよう、生活に必要となる基本的な家具・家電を備えるとともに、入居者の流動性を高めるため、入居期間を原則1年間としている。生活上の相談、支援については、国際教育センター相談部門を通じて実施している。また、日本文化への理解を深める場として日本探訪旅行を企画し、平成24年度（冬）からは日本人学生も同行して交流の機会を設けている。

障害のある学生については、入学時の健康診断によりその人数を把握している。障害学生支援委員会で了承された特別措置申請者に対しては、保健センター、障害学生支援室（資料7-2-②-1）及び学生支援課が中心となってケースバイケースの支援を実施している。障害学生支援室には、室長1人（経済学研究科、教授）、特任准教授1人、非常勤カウンセラー1人、障害学生支援相談員1人、事務補佐員1人を配置し、身体に限らず、発達障害等のメンタルにおける障害についても、主に欠席配慮、別室試験、レポート代替措置、カウンセリング等の対応を行っている（平成25年度の相談件数：263件）。また、障害のある学生が入居している寮はバリアフリー化を進めている。

さらに、生活支援に関する情報を提供するため、『学部生・大学院生生活の手引き』を配付している。（資料7-2-⑤-6）

資料6-1-②-2 『平成24年度よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』

資料7-2-②-1 「一橋大学学生支援センター規則」

資料 7-2-⑤-1 「一橋大学保健センター規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210016300000000/41690210016300000000/41690210016300000000.html

資料 7-2-⑤-2 「国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/42590210014100000000/42590210014100000000/42590210014100000000.html

資料 7-2-⑤-3 「国立大学法人一橋大学ハラスメント相談室細則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/42590210014300000000/42590210014300000000/42590210014300000000.html

資料 7-2-⑤-4 『ハラスメント防止ガイドライン』

<http://www.hit-u.ac.jp/harassment/pdf/guideline.pdf>

資料 7-2-⑤-5 『外国人留学生ハンドブック 2013-2015』

<http://international.hit-u.ac.jp/handbook/handbook2010.pdf>

資料 7-2-⑤-6 『平成 26 年度学部生・大学院生生活の手引き』

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/pdf/tebiki2014.pdf>

別添資料 7-2-⑤-A

学生相談窓口マップ

【分析結果とその根拠理由】

学生へのアンケート調査などを定期的に行い、生活支援等に関する学生のニーズを適切に把握している。また、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に対する相談室が設置され、活用されている。特に就職に関しては、学部生だけでなく、外国人留学生や大学院生に対しても広くきめ細やかな支援を実施している。外国人留学生や障害のある学生の生活に対する支援も、寮の整備やチューター制度などにより、適切に行っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズを適切に把握しており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備し、適切に行うとともに、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生についても、生活支援等を適切に行っていると判断する。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の経済面に対する各種の援助に関しては、本学ウェブサイト（資料 7-2-⑥-1）及び奨学金関係掲示板、学生支援課窓口にて募集スケジュールを掲示しているほか、『学部生・大学院生生活の手引き』に奨学金等に関する

情報を掲載し、学生に配布している（資料7-2-⑤-6）。（独）日本学生支援機構の奨学金については、学部新入生に対して入学後に「奨学金申込説明会」を実施し、奨学金の概要及び申込方法について周知している（資料7-2-⑥-2）。また、外国人留学生に奨学金に関する情報を提供するため、『外国人留学生ハンドブック』を配付とともに（資料7-2-⑤-5）、入学料免除及び授業料免除については、外国人留学生向けの英語版の申請要領等を作成している（別添資料7-2-⑥-A）。

奨学金については、日本学生支援機構による奨学金はもとより、経済的困窮者に対する奨学金制度など、寄附金を活用した本学独自の奨学金も整備している。また、東日本大震災の被災学生に対しての奨学金制度も整備している。私費外国人留学生に対しては、一橋大学基金による本学独自の奨学金を設け、援助を行っている（別添資料7-2-⑥-B）。これ以外に、学生の学ぶ意欲を高め、その成果を評価することを目的とした学業優秀学生奨学金制度も設けている（資料7-2-⑥-3）。

また、経済的困難を抱える優秀な学生に対し、平成25年度には43人の入学料を（うち全免3人）、707人の前期分授業料を（うち全免447人）、733人の後期分授業料を（うち全免416人）免除している。授業料免除について、本学では、免除を希望するより多くの学生に対して行いたいという理由から、まず申請者のうち半額免除適合者を全員半額免除とし、残った免除可能額を、全額免除適合者のうち経済的困窮度の高い学生から割り振るという方法を採用している（資料7-2-⑥-4、資料7-2-⑥-5、資料7-2-⑥-6、資料7-2-⑥-7）。この他、緊急に経済的支援が必要な学生に資金を貸与する「学生金庫」制度を設け、平成25年度は16人に150万円を貸与している。

学部入試においては、平成25年度入試より経済的困窮者及び災害被災者に対しての検定料免除制度を創設し、実施している（別添資料7-2-⑥-C）。また、寄宿舎への入居許可については、学生及び家庭の経済状況も考慮している。

海外留学を行う学生については、海外留学奨学金制度を整備し、経済面からも支援している。これは、本学の同窓会「如水会」からの寄附金を得て、昭和62年から留学に行く学生に対し、往復旅費、学費、そして生活費もカバーする奨学金を提供するものである。海外留学奨学金制度の概要及び奨学金支給水準はウェブサイトで公表するとともに（資料7-2-⑥-8）、在校生には留学フェア（年2回）において、また入学希望者や保護者には、オープンキャンパスにおいて周知している。この制度を用いて、平成25年度には58人の学生が留学している。また、平成23年度から、オックスフォード大学、ロンドン大学（LSE）、ハーバード大学、ケンブリッジ大学に各1人を送り出すグローバルリーダー育成海外留学制度も実施している（資料5-1-③-8）。これは、特に優秀な学生をグローバルリーダーとして育成するため、世界トップ水準の大学へ1年間留学させる制度であり、平成25年度には、オックスフォード大学とロンドン大学（LSE）にそれぞれ1人が留学している。

上記の制度による平成25年度の奨学生数は、別添資料7-2-⑥-Dのとおりとなっている。

なお、経済面での援助に関する学生のニーズは、教職員を通じ直接学生から聞き取っているほか、『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』（資料6-1-②-2）等の定期的に行われるアンケート調査や常設の学生意見箱を通して把握に努めている。さらに、教育・学生担当副学長と学部生及び大学院自治会代表による定期懇談会（月1回）により、学生のニーズを汲み取っている。

資料7-2-⑥-1 本学ウェブサイト「奨学金制度」

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/scholarship.html>

資料7-2-⑤-6 「【1】奨学金制度」、「【2】授業料免除・徴収猶予（延納・分納）」、「【3】学生表彰制度」、「【4】一時金貸付制度（学生金庫）」（『平成26年度学部生・大学院生生活の手引き』、29-43頁）

資料 7-2-⑥-2 平成 26 年度 日本学生支援機構奨学金申込説明会の開催について

http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/pdf/20140207_jasso.pdf

資料 7-2-⑤-5 「奨学金」（『外国人留学生ハンドブック 2013-2015』、21-24 頁）

資料 7-2-⑥-3 本学ウェブサイト「学業優秀学生奨学金制度」

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakugyouyuushuu.html>

資料 7-2-⑥-4 「一橋大学入学期免除及び徴収猶予規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210013300000000/41690210013300000000/41690210013300000000.html

資料 7-2-⑥-5 「一橋大学入学期免除及び徴収猶予選考基準」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210019700000000/41690210019700000000/41690210019700000000.html

資料 7-2-⑥-6 「一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210013400000000/41690210013400000000/41690210013400000000.html

資料 7-2-⑥-7 「一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210019800000000/41690210019800000000/41690210019800000000.html

資料 7-2-⑥-8 国際教育センター・国際課ウェブサイト「一橋大学海外派遣留学制度」

<http://international.hit-u.ac.jp/jp/abroad/haken/index.html>

資料 5-1-③-80 国際教育センター・国際課ウェブサイト「グローバルリーダー育成海外留学制度」

資料 6-1-②-2 『平成 24 年度 よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』

- 別添資料 7-2-⑥-A
 - 「平成 25 年度一橋大学後期入学期免除（徴収猶予）申請要領」（英語版）
 - 「平成 26 年度一橋大学前期授業料免除申請要領」（英語版）
- 別添資料 7-2-⑥-B
 - 「平成 26 年度一橋大学留学生奨学金募集要項」
- 別添資料 7-2-⑥-C
 - 「経済的困窮者及び災害被災者に対しての検定料免除制度について」

- 別添資料7-2-⑥-D
「奨学生数」(『一橋大学概要2014』、58頁)

【分析結果とその根拠理由】

学生の経済面に対する各種の援助に関しては、ウェブサイトや掲示板、窓口、刊行物などで周知を行っている。奨学生については、日本学生支援機構による奨学生だけでなく、経済的困窮者に対する奨学金制度や学業優秀学生奨学金制度など、本学独自の奨学金制度も整備し、入学金や授業料の免除も多くの中学生に供与している。また、海外留学に対する経済面での援助も充実している。さらに、学生のニーズの把握も適切に行っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助を適切に行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 少人数教育の中心となるゼミナール教育体制を整備しており、ゼミナールの指導教員を通じたニーズの把握を常に行っているほか、授業評価アンケートや学生生活調査（その結果は『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』としてまとめている）を定期的に実施し、副学長と自治会代表者の面談を定期的に開催するなど、多様なルートを通して学生ニーズを把握し、それに対する対応を行っている。
- 附属図書館では、学生1人あたりに十分な図書資料が提供され、かつ広く活用されている。
- 附属図書館や情報教育棟、院生用施設等、学生の自主的な学習環境が多く確保され、広く活用されている。
- アカデミック・プランニング・センター(APLAC)を設置しており、学生の自主的学習をきめ細やかに援助する仕組を確立している。
- 外国人留学生や大学院生を対象に就職セミナーや相談会、OB・OG座談会、講習会等を開催するなど、学部生以外に対してもきめ細やかな就職支援を持続的に行っている。
- 海外留学奨学金制度が充実しており、幅広く利用されている。また、グローバルリーダーを育成するための特別な留学制度も整備している。

【改善を要する点】

- 200人以上の学生を収容できる大教室の大半は、入学定員が500人程度の時代に建設されており、入学者数が毎年約1,000人に拡大した現在では大教室不足が深刻である。そのため、その整備が必要である。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

教育の質の改善・向上を図る体制として、GPA 制度と学修 IR を整備している。

平成 22 年度入学者から、全学部において一定値以上の GPA 修得を卒業要件化しており、GPA 値をもって個人別の学習成果保証としている（別冊資料 2）。

平成 24 年度発足のアカデミック・プランニング・センター（APLAC）に「学修 IR 部門」を設け、個々の学生の学修パフォーマンスとその変化を分析し、「学修サポート部門」の学修相談員に必要な情報を提供して、学生の学修向上のための指導に資している。また、「学修 IR 部門」は、学部や入学年度等の属性ごとの学生集団別学修状況分析、留学の帰国後学修への影響分析、科目ごとの受講者移動や教員の成績評価行動等の分析を行い、大学教育の質的向上・改善を図る体制を敷いている。

平成 26 年 4 月発足の森有礼高等教育国際流動化センターでは、教務データの分析に基づき、学生の国際・国内流動化向上に向けたカリキュラムやコース開発（調整）の検討を行っている（資料 8-1-①-1）。

学士課程については、平成 15 年度以降「授業と学習に関するアンケート」を受講生 20 人以上のクラスを対象に、毎学期一斉に実施している（別冊資料 3）。

また、大学院課程及び専門職学位課程においても自己点検・評価等を行っている（資料 8-1-①-2）。

国際企業戦略研究科の国際経営戦略コースにおいては、修士課程学生の卒業後の就職状況、実業界での活躍の状況を毎年調査し、年 1 回の教授会合宿でレビューし、戦略の見直しに役立てている。また、卒業生とのネットワークを強化するために、アルムナイ・デイを毎年一回開催している（資料 8-1-①-3）。とりわけ活躍が顕著な卒業生は授業に招かれ、ロールモデルとして現役学生に紹介されている。

法科大学院においては、教員内の分担として、ファカルティ・ディベロップメント（FD）担当、自己評価担当を置き、また学期ごとに FD 会議を開催して短期的、長期的な問題点を洗い出し、資料を収集するとともに、教育の質の改善・向上を図っており、その結果は、本学の司法試験の合格率が常に上位であることに表れている（資料 6-1-①-9）。また、司法試験の結果を受けて、OB・OG（修了生）の意見を聞くとともに、司法試験結果分析ワーキング・グループで検討を行った結果、平成 26 年度から、法科大学院の 1 年次から 2 年次の進級に関して、進級試験を復活させることとした。なお、平成 26 年 3 月に法科大学院 1 年生に対して、進級判定に影響を与えないものとして試験を試行している（別添資料 8-1-①-A）。

資料 8-1-①-1 森有礼高等教育国際流動化センターウェブサイト「IR」

<http://www.arinori.hit-u.ac.jp/ir.html>

資料 8-1-①-2 本学ウェブサイト「自己点検・評価報告書一覧表」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/evaluation/assessment.html>

資料8-1-①-3 大学院国際企業戦略研究科国際経営戦略コースウェブサイト「アルムナイ概要」

<http://www.ibs.ics.hit-u.ac.jp/jp/mba/alumni.html>

資料6-1-①-9 新司法試験の合格率（合格者数／受験者数）〔平成18年（第1回）～平成25年（第8回）〕

- ・ 別添資料8-1-①-A
 - ・ 法科大学院教授会議事要録・資料（平成25年12月10日、抜粋）
 - ・ 「一橋大学法学研究科法務専攻（法科大学院）規則の一部改正について（案）」
 - ・ 「進級試験の試行のお知らせ」
- ・ 別冊資料2
『平成26年度学士課程履修ルールブック』
「I_【2】_12._(2) GPA制度について」（68-69頁）
- ・ 別冊資料3
『教員用授業ハンドブック 2014年度版』
「2013年度冬学期 『授業と学習に関するアンケート』の実施要領」（51-53頁）

【分析結果とその根拠理由】

教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るために、制度的には、GPA制度と学修IRを整備している。

また、全課程において、授業評価アンケートを実施し、記録しているほか、それぞれ工夫をこらした方法で自己点検・評価を行っている。

これらのことから、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質の保証をするとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

観点8－1－②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学生については、学期ごとにほぼ全ての講義において「授業と学習に関するアンケート」を実施し（別冊資料3）、学習成果を項目別に分析している。授業評価アンケート結果は、学生の感想と共に、個々の教員へフィードバックし、シラバスをもとにした教育効果を検証する手立てとして提供し、教育の質向上に役立てている。また、窓口業務を通じ直接的にニーズを吸い上げるほか、『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』（資料6-1-②-2）等の定期に行われるアンケート調査や常設の学生意見箱を通してニーズの把握に努めている。さらに、教育・学生担当副学長と学部生及び大学院自治会代表による定例懇談会（月1回）を実施している。

特に、今後拡大を検討している海外派遣留学に関する意見やニーズについては、留学後学生から提出される

留学報告書（別添資料 8-1-②-A）等を定期的にレビューすることで把握しており、その情報をもとに執行部で改善策等について検討を行っている。加えて、現在学生のニーズについて統計的に分析できるよう、留学報告書等を改善するよう検討を行っている。

各研究科及び専門職大学院においても意見聴取等を行っており、経済学研究科では、毎学期末に行っている授業評価アンケートの結果を教員に返却し、そのコメントをもとに各教員が授業改善を行っている。例えば、練習問題を出して理解を定着させてほしいという声にこたえて宿題を出したり、中間・期末試験の模範解答を途中式まで含めて深く解説してほしいという声に応じてそれらの教材を充実させたりするなど、各教員が対応を行っている。

また、法科大学院では、学期ごとに学生による授業評価アンケートを行い、FD会議で検討するなど、情報の共有を行っている（別添資料 8-1-②-B）。

資料 6-1-②-2 『平成 24 年度よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』

- 別添資料 8-1-②-A
「一橋大学海外派遣留学体験記」（例）
- 別添資料 8-1-②-B
 - 「2013 年度後期『学生による授業評価アンケート』の実施要領」
 - 「授業評価アンケート票」
 - 「全科目授業評価結果」
- 別冊資料 3
『教員用授業ハンドブック 2014 年度版』
「2013 年度冬学期 『授業と学習に関するアンケート』の実施要領」（51-53 頁）

【分析結果とその根拠理由】

大学の構成員の意見聴取の取組として、学生については、学期ごとに授業評価アンケートを実施し、学習成果を項目別に分析している。授業評価アンケートの結果は、学生の感想と共に、個々の教員へフィードバックし、シラバスをもとにした教育効果を検証する手立てとして提供し、教育の質の改善・向上に向けて、定説な形で活かされている。また、窓口業務を通じ直接的にニーズを吸い上げるほか、『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』等の定期に行われるアンケート調査や常設の学生意見箱を通じてニーズの把握に努めている。教育・学生担当副学長と学生代表による定例懇談会も月 1 回開催し、学生のニーズを汲む仕組を整えている。

その他、各研究科及び専門職大学院においても、それぞれ取組を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点8－1－③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

教育の質の改善・向上に向けての取組として、第1期中期目標期間に引き続き、平成23年度に、評価委員会のもとに「社会から見た大学教育点検・評価部会」を立ち上げ、本学の卒業生及び就職先に対してアンケートを実施している。そのアンケート結果をもとに当該部会で分析し、平成24年度に『国立大学法人一橋大学における社会から見た大学教育に関する自己点検・評価報告書』を作成している（資料6-2-②-1）。

また、例年経営協議会学外委員から出された意見について、各部局にて対応を検討し、その内容が本学教育の質の改善・向上に繋がっているか確認の後、経営協議会への報告、本学ウェブサイトにおける公表を行っている（資料8-1-③-1）。具体的な対応内容としては、留学生招致のための施設や設備の積極的な情報開示についての意見を受けて、英語ウェブサイトを再構築したほか、外国人留学生向けの入寮案内を入学前の外国人留学生でも理解しやすい簡易版に改訂し、日本語・英語の2か国語で作成したことなどがあげられる。

さらに、本学ウェブサイトに問い合わせ先一覧を掲載し、学外関係者等から意見を聞く体制を確立している（資料8-1-③-2）。

各部局における取組として、経済学研究科においては、監事による業務監査における意見や、学外学識者により構成、設置されたアドバイザリーコミッティから意見等を得て参考にするなどしている。

国際企業戦略研究科においては、寄附講座等により、寄附者の意見を反映した講座の設定などを行っている。また、寄附講座等で著名社会人の講義をしてもらい、教育の質の改善・向上を図っている。

国際・公共政策大学院においては、4年ごとに外部評価を行い、その結果をフィードバックするとともに、必要に応じ改善を図っている。改善の具体的な事例としては、EUに関する授業の開講、PCルームの更新要求、授業科目の見直し、事務職員の充実等があげられる。

資料6-2-②-1 『国立大学法人一橋大学における社会から見た大学教育に関する自己点検・評価報告書』

資料8-1-③-1 平成25年度における経営協議会学外委員からの意見を踏まえた法人運営の改善について

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/MH25-c.pdf>

資料8-1-③-2 本学ウェブサイト「お問合せ先一覧」

<http://www.hit-u.ac.jp/function/inquiry.html>

【分析結果とその根拠理由】

学外関係者の意見の聴取として卒業生や就職先の企業等に対するアンケートを実施し、それらの結果は自己点検・評価に適切に反映している。また、経営協議会学外委員から出される意見に対しても、適切に対応している。

自己点検・評価、アンケート、意見聴取の結果把握された課題については、全学的、あるいは各部局等において検討を行い、改善へと結びついている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点8－2－①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

全学的な取組として、大学教育研究開発センターでは、ファカルティ・ディベロップメント (FD) を年2回程度実施している。FD の実施内容は、教育開発に関わる教育プロジェクトが4割を占め、高等教育が向かうべき方向の指針と教育が内包する問題解決に向けた取組となっている。FD は全学から選出された教員、全学共通教育担当教員を委員とする委員会で合議し、全学的視野からの問題提起を図り、全学共通の課題をテーマに選んでいる。テーマは全学部にフィードバックされ、吟味を経た後決定されている（資料8-2-①-1）。FD シンポジウムでは、質疑応答とアンケート調査を行い、教員に対するフィードバックを行っている。また FD シンポジウムのウェブサイトを用意し、ウェブサイトでの問い合わせや質問をフィードバックし、具体的改善に役立てている。GPA に関するシンポジウムでは、GPA の基準や判断、到達目標の設定法や指導に関する詳細にわたる議論がなされ、客観的な立場から講義を振り返ることのできる情報を提供することができ、GPA 向上に寄与している。

また、高等教育機関における障害学生支援の合理的配慮について、全教職員を対象に全学 FD／SD 研修を実施し、今後の具体的支援と学内システムのあり方を考える機会を設けている（別添資料8-2-①-A）。

また、各研究科及び専門職大学院においても FD を年1回ないし2回実施している（資料8-2-①-2）。

法科大学院においては、学期ごとに最低1回 FD 会議を開催し、当該学期の問題点、特徴などを検討しあい、教育の質の向上に努めている。

資料8-2-①-1 全学 FD の実施状況

期	年度	回(通算回数)	テーマ
国立大学時代	平成15年度	第1回(1)	一橋の授業文化を問い合わせ
		第2回(2)	全学共通教育のカリキュラム改革に向けて—他大学の改革に学び本学の改革を考える—
国立大学法人 第1期	平成16年度	第1回(3)	授業評価から授業改善へ
		第2回(4)	授業評価の射程とその活用法—授業評価の現状と課題、個々の教員は授業評価をどのように生かしうるか?—
	平成17年度	第1回(5)	新しい学士課程教育システムの構築に向けて—シラバス・成績評価・GPA の相互連関を考える—
		第2回(6)	一橋大学における教育プロジェクトの取組み
	平成18年度	第1回(7)	大学評価と教育改善
		第2回(8)	教育改善のダイナミクス
	平成19年度	第1回(9)	教育プロジェクト成果報告会
		第2回(10)	大学教育における競争的資金の活用
	平成20年度	第1回(11)	教育プロジェクト成果報告会
		第2回(12)	学士課程教育の改善と学生調査
	平成21年度	第1回(13)	教育プロジェクト成果報告会
		第2回(14)	レポート剽窃問題を考える

国立大学 法人 第2期	平成 22 年度	第1回 (15)	GPA 制度本格導入後の成績評価を考える
		第2回 (16)	教育プロジェクト成果報告会
	平成 23 年度	第1回 (17)	大学の災害対応を考える
		第2回 (18)	大学の国際化と英語教育
	平成 24 年度	第1回 (19)	能動的教育手法への挑戦 —heuristic な学習経験のために—
		第2回 (20)	男女共同参画と大学教育
	平成 25 年度	第1回 (21)	求められる研究者の倫理とは何か? (法学部・法学研究科との共催)

資料 8-2-①-2 各研究科及び専門職大学院の FD の実施状況

各研究科・ 専門職大学院	年度	テーマ
商学部・ 商学研究科	平成 22 年度	・第 5 回商学研究科・商学部 FD 「導入ゼミ・前期ゼミ・古典講読の成果」
	平成 23 年度	・第 6 回商学研究科・商学部 FD (話題: 導入ゼミ、前期ゼミ、古典講読、ジュニア・フェロー、GPA 等)
	平成 24 年度	・第 7 回商学研究科・商学部 FD (話題: 導入ゼミ、前期ゼミ、古典講読、ジュニア・フェロー等)
	平成 25 年度	・第 8 回商学研究科・商学部 FD (話題: 導入ゼミ、前期ゼミ、留学生プログラムの演習、ジュニア・フェロー等)
経済学部・ 経済学研究科	平成 22 年度	
	平成 23 年度	・教育の改善に向けた懇談会 ・教員 T の授業への学生の反応を素材とした FD
	平成 24 年度	・英語による授業の現状と課題について
	平成 25 年度	・日本の若手研究者の英文発信力を強化するための英語論文執筆セミナー
法学部・ 法学研究科	平成 22 年度	・政治学をいかに教え、いかに評価するか (大学教育研究開発センターとの共催) ・コペンハーゲン大学法学部における英語による授業の現状と課題
	平成 23 年度	
	平成 24 年度	
	平成 25 年度	・求められる研究者の倫理とは何か? (大学教育研究開発センターとの共催) ・院生向けキャリア支援の実践と課題
社会学部・ 社会学研究科	平成 22 年度	・学生・院生のメンタルヘルス ・教職員のメンタルヘルス
	平成 23 年度	・「社会科学概論」について
	平成 24 年度	・学生相談室の活動紹介と問題を抱えた学生への対応について ・実験自習型ゼミ活動の紹介
	平成 25 年度	・院生向けキャリア支援の実践と課題 ・大学進学と高校生、および一橋大学・社会学部への評価・理解とイメージ (高校から外部講師を招聘の上、実施)
言語社会研究科	平成 22 年度	・FD 会議 (1回)
	平成 23 年度	・FD 会議 (2回)
	平成 24 年度	・FD 会議 (1回)
	平成 25 年度	・院生向けキャリア支援の実践と課題
法科大学院	平成 22 年度	・FD 会議 (2回)
	平成 23 年度	・FD 会議 (2回)
	平成 24 年度	・FD 会議 (2回)
	平成 25 年度	・FD 会議 (2回)

国際・公共政策 大学院	平成 22 年度	・教員・学生意見交換会（2回）
	平成 23 年度	・教員・学生意見交換会（2回）
	平成 24 年度	・教員・学生意見交換会（2回）
	平成 25 年度	・教員・学生意見交換会（2回）

別添資料 8-2-①-A

「平成 24 年度全学 FD/SD 研修の実施について（通知）」

【分析結果とその根拠理由】

全学的な取組として、大学教育研究開発センターで FD を年 2 回程度実施しており、全学から選出された教育、全学共通教育担当教員を委員とする委員会で合議し、全学的な視野から問題提起を図り、全学共通の課題を選んで議論を行っている。また、テーマは、全学部にフィードバックされ、吟味を経た後決定されるため、組織として適切な対応が行われている。

さらに、各研究科及び専門職大学院においても、FD を年 1 回ないし 2 回実施している。

これらのことから、FD を適切に実施しており、組織としての教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断する。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育支援者や教育補助者の資質の向上を図るための取組の一環として、学生窓口対応業務の質の向上を目的とした接遇研修を実施した（別添資料 8-2-②-A）。

また、学外研修等として、独立行政法人学生支援機構が実施する各種研修（学生相談・メンタルヘルス研修会等）、内閣府認証特定非営利活動法人学生文化創造が実施する「スチューデントコンサルタント認定試験」等を積極的に利用することで、様々な学生に対する支援体制の強化を図っている。

図書系職員についても、学生の学術情報リテラシー教育支援に係る知識・技術を向上させるための各種研修を積極的に受講している。

社会学研究科では、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された「社会科学の先端的研究者養成プログラム」（平成 18 年度～平成 19 年度）の助成を通して、TA の技能向上のための養成プログラムを教育課程に取り込んでいる。なお、現在、その内容は教員養成プログラム「ティーチングフェロー（TF）・トレーニング・コース」として継承され、キャリア支援室大学院部門において実施している（資料 8-2-②-1）。

言語社会研究科においては、学芸員資格取得希望学生に、実習前の事前指導を実施している。また、第二部門に在籍する学生から、海外教育機関における日本語教育補助者を募り、海外での実習を実施しており、これに対して派遣前に事前指導を行っている。また、障害学生支援を行う学生を対象に支援方法の取得のための研修を行い、学期の終わりには、問題点を検討しあうなどの会合を行っている。

資料 8-2-②-1 キャリア支援室・大学院部門ウェブサイト「ティーチングフェロー・トレーニング・コース」

https://sites.google.com/a/r.hit-u.ac.jp/careersupport/academic/tfcourse

別添資料 8-2-②-A

「平成24年度接遇研修の実施について（通知）」

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者や教育補助者、図書系職員に対し、その資質の向上を図るための研修を実施している。

言語社会研究科においては、学芸員資格取得希望学生に、実習前の事前指導を実施しているほか、障害学生支援を行う学生を対象に、支援方法の取得のための研修等を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○ 教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るため、平成24年度発足のアカデミック・プランニング・センター(APLAC)に「学修IR部門」を設け、個々の学生の学修パフォーマンスとその変化を分析し、「学修サポート部門」の学修相談員に必要な情報を提供して、学生の学修向上のための指導に資している。

また、平成26年4月発足の森有礼高等教育国際流動化センターにおいて、教務データの分析に基づき、学生の国際・国内流動化向上に向けたカリキュラムやコース開発(調整)の検討を行っている。

○ ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施にあたって、大学教育研究開発センターにおいて、全学から選出された教員、全学共通教育担当教員を委員とする委員会で合議し、全学的視野から問題提起を図り、全学共通の課題をテーマに選んでいる。テーマは全学部にフィードバックされ、吟味を経た後決定されており、学部や学科の垣根を越えた取組が行われている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点に係る状況】

本学の資産総額は、約 1,772 億円（平成 26 年 3 月 31 日現在）であり、土地や建物などの固定資産が約 1,725 億円で資産全体の 97% を占めている。

負債額は約 231 億円であり、このうち、減価償却処理により費用が発生する都度、取崩して収益化する取り扱いとなる資産見返負債が負債全体の 68% を占めている。なお、資産総額と負債額の状況は資料 9-1-①-1 のとおりとなっている（別添資料 9-1-①-A）。

資料 9-1-①-1 資産総額と負債額の状況

（単位：百万円）

決算期	資産総額 (A)	負債額 (B)	比率 (B/A)
平成21年度決算	177,863	20,873	11.7%
平成22年度決算	176,664	21,049	11.9%
平成23年度決算	176,924	22,377	12.6%
平成24年度決算	176,168	21,892	12.4%
平成25年度決算	177,210	23,070	13.0%

別添資料 9-1-①-A

貸借対照表（平成 21 年度～平成 25 年度）

【分析結果とその根拠理由】

資産総額に対する負債の割合は安定的に低水準であり、負債内容も、返済を要しない資産見返負債や寄附金債務等が大部分である。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大でないと判断する。

観点 9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の平成 25 年度の経常的収入は、運営費交付金が約 55 億円（収入総額の 43%）、学生納付金収入が約 35 億円（同 27%）、外部資金が約 18 億円（同 14%）であり、収入総額の 84% を占めている。

運営費交付金が漸減する中、学生納付金収入については、過去 5 年間、35 億円前後と安定的に推移している。

また、外部資金についても、毎年 15～18 億円を確保している（資料 9-1-②-1、別添資料 9-1-②-A）。

資料9-1-②-1 過去5年間の経常的収入

(単位：百万円)

年度	運営費 交付金	学生納付金 収入	外部資金				その他 収入	計
			補助金等 収入	産学連携等 研究収入	寄附金 収入	計		
平成21年度	6,613	3,545	634	318	912	1,864	742	12,764
平成22年度	5,649	3,616	380	270	1,088	1,738	496	11,499
平成23年度	5,688	3,538	470	243	878	1,591	463	11,280
平成24年度	5,468	3,460	500	288	830	1,618	634	11,180
平成25年度	5,484	3,461	359	333	1,151	1,843	1,647	12,435

(注1) 学生納付金は、授業料及入学検定料収入である。

(注2) その他収入は、雑収入、施設整備補助金、国立大学財務・経営センター施設交付金である。

別添資料9-1-②-A

決算報告書（平成21年度～平成25年度）

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学生納付金や外部資金などの自己収入を安定的に得ている。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入を継続的に確保していると判断する。

観点9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成22年度から平成27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画を第2期中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画を年度計画の一部として、それぞれ教育研究評議会、経営協議会及び役員会等の審議を経て、学長が決定している。

これらの計画は文部科学省の認可後、法人情報として本学ウェブサイトに公開している（資料1-1-①-1、資料9-1-③-1）。

資料1-1-①-1 「予算、収支計画及び資金計画」（国立大学法人一橋大学中期計画、6-10頁）

資料9-1-③-1 「予算、収支計画及び資金計画」（平成26年度国立大学法人一橋大学年度計画、9-11頁）

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/pdf/H26nendo-k.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

収支に係る計画は、役員会など関係会議の議を経て学長が決定し、本学ウェブサイトに公開している。

これらのことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等を適切に策

定し、関係者に明示していると判断する。

観点9－1－④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成25年度末において、損益計算書における経常費用は約108億5,000万円、経常収益は約109億3,000万円、経常利益は約8,000万円であり、臨時損益及び目的積立金取崩額を含めた当期総利益は約6,000万円となつておらず、損益上支出超過とはなっていない。

なお、借入金はない（資料9-1-④-1、別添資料9-1-④-A）。

資料9-1-④-1 損益計算書（要約）

（単位：百万円）

	経常費用 (A)	経常収益 (B)	経常利益 (B-A=C)	臨時利益 (D)	臨時損失 (E)	目的積立金取崩額 (F)	当期総利益 (C+D-E+F)
平成21年度	11,289	11,281	-8	589	2	191	770
平成22年度	10,380	10,734	354	43	45	25	377
平成23年度	10,549	10,582	33	5	5	0	33
平成24年度	10,587	10,698	111	1	1	9	120
平成25年度	10,854	10,933	79	1	21	2	61

（注1）平成21年度は、第1期中期目標期間の最終年度のため、国立大学法人会計基準に基づき、退職手当残額等の国庫納付金相当分が当期総利益に計上されている。（国庫納付相当分を除く平成21年度の当期総利益は183百万円となる。）

（注2）平成22年度目的積立金取崩額欄の数字は、前中期目標期間繰越金取崩額である。

別添資料9-1-④-A

損益計算書（平成21年度～平成25年度）

【分析結果とその根拠理由】

毎年度の収支状況は、経営努力により当期総利益を計上している。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

観点9－1－⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

教育研究評議会、経営協議会及び役員会等の審議を経て学長が決定した予算編成方針（別添資料9-1-⑤-A）及び予算配分基準（別添資料9-1-⑤-B）に基づき、適切に予算配分を行っている。

また、本学の教育研究を戦略的に向上させるための経費である大学戦略推進経費については、競争的資金への積極的な挑戦や、教育研究の活性に繋がる事業に対して優先的に予算を配分するなど、学長のリーダーシッ

のものと、戦略に即した取組に対して重点配分を行っている。

なお、大学戦略推進経費は、学内公募の上、学長及び副学長等で構成する常任役員会で学長ヒアリングによる審査を行い、学長が採否等を決定している（別添資料 9-1-⑤-C）。

- ・ 別添資料 9-1-⑤-A
 - ・ 「平成 26 年度大学運営経費予算の編成に当たっての見直しのポイント」
 - ・ 「平成 26 年度運営費交付金算定上の予算と大学改革促進係数との関係」
 - ・ 「予算編成方針（新旧対照表）」
- ・ 別添資料 9-1-⑤-B
 - ・ 「予算配分基準（新旧対照表）」
- ・ 別添資料 9-1-⑤-C
 - ・ 「『平成 26 年度大学戦略推進経費』申請書の提出について（照会）」
 - ・ 「平成 26 年度大学戦略推進経費申請要領」
 - ・ 「平成 26 年度大学戦略推進経費の配分について」
 - ・ 「平成 26 年度大学戦略推進経費配分表」

【分析結果とその根拠理由】

予算は、予算編成方針及び予算配分基準に基づき、関係会議の議を経て適切に配分している。

また、大学戦略推進経費についても、競争的環境を醸成し、教育研究の活性化を図るため、学内公募や学長ヒアリングによる審査を行った上で、予算配分をしている。

これらのことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分を行っていると判断する。

観点 9－1－⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

「平成 24 事業年度財務諸表」等は、国立大学法人法第 35 条で準用する独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表等）に基づき作成し、通則法第 39 条（会計監査人の監査）に基づき監事及び会計監査人の監査を受け、平成 25 年 6 月 28 日に文部科学大臣に提出した。また、同年 9 月 24 日付で文部科学大臣の承認を受け、10 月 17 日に本学ウェブサイトで公表するとともに（資料 9-1-⑥-1）、平成 25 年 10 月 7 日付官報（号外第 218 号）に公示している。さらに、『大学概要』に「決算」及び「予算」を掲載している（別添資料 9-1-⑥-A）。なお、「平成 25 事業年度財務諸表」等についても、文部科学大臣の承認を受けた後、本学のウェブサイトで公表するとともに、官報に公示することとしている。

また、本学では、財務に関する監査として、会計監査人監査、監事監査及び内部監査を実施している。会計監査人監査については、文部科学大臣の選任を受けた監査法人と監査契約を締結し、期中及び期末における監査を受けている。監事監査については、「国立大学法人一橋大学監事監査規則」（資料 9-1-⑥-2）、「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」（資料 9-1-⑥-3）に基づき、非常勤監事 2 人が当該年度の監査計画を策定し、監査を実施している。内部監査については、「国立大学法人一橋大学内部監査要項」（資料 9-1-⑥-4）、「国立大学法人一橋大学内部監査実施基準」（資料 9-1-⑥-5）に基づき、内部監査の実施に関し企画及び立案すること

を目的として学長のもとに置かれた内部監査室会議において、当該年度の内部監査計画を策定し、監査室が会計監査及び業務監査を定期的に実施している。

資料 9-1-⑥-1 「平成 24 事業年度財務諸表」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/H24zaimu.pdf>

資料 9-1-⑥-2 「国立大学法人一橋大学監事監査規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210014200000000/41690210014200000000/41690210014200000000.0.html

資料 9-1-⑥-3 「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210014300000000/41690210014300000000/41690210014300000000.0.html

資料 9-1-⑥-4 「国立大学法人一橋大学内部監査要項」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210023000000000/41690210023000000000/41690210023000000000.0.html

資料 9-1-⑥-5 「国立大学法人一橋大学内部監査実施基準」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210023100000000/41690210023100000000/41690210023100000000.0.html

別添資料 9-1-⑥-A

「2012 年度決算」、「2014 年度予算」（『一橋大学概要 2014』、59 頁）

【分析結果とその根拠理由】

「財務諸表」等は、監事及び会計監査人から提出された報告書のとおり、関係法令に基づく適正な構成と手続きにより作成している。

また、財務に係る監査として、会計監査人監査のほか、「国立大学法人一橋大学監事監査規則」、「国立大学法人一橋大学内部監査要項」等に基づく監事監査及び内部監査を定期的に実施している。

これらのことから、「財務諸表」等を適切に作成しており、また、財務に係る監査等を適正に実施していると判断する。

観点 9－2－①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法に基づき、役員として、学長、理事 4 人及び監事 2 人を置いている。また、管理運営組織と

して、役員会、経営協議会、教育研究評議会を置き、大学運営に係る重要事項を審議している。さらに、学長を議長とする部局長会議を置き、部局長等と役員が、大学全般の業務に係る事項等の連絡・調整、協議を行っている。加えて、学長を補佐する副学長、学長補佐、役員を補佐する役員補佐を置き、サポート体制を強化している（資料3-1-①-1、資料9-2-①-1、資料9-2-①-2、資料2-2-①-2、資料2-2-①-5）。

事務組織は、総務、財務、学務、学術・図書の4部に加え、総合企画室からなる事務局と、各研究科・学部及び附置研究所に事務部を設置し（資料3-3-①-1、資料3-3-①-2）、平成26年5月1日現在188人の常勤職員を配置している（資料9-2-①-3）。

危機管理等に係る体制としては、円滑な大学運営に支障を来すことが想定される事態等に迅速かつ的確に対処するため、「一橋大学危機管理規則」を制定し（資料9-2-①-4）、危機管理室会議を設置、開催するとともに、「地震マニュアル」（別添資料9-2-①-A）や「学内警備マニュアル」の作成、改訂を行っているほか、平成23年度には、東日本大震災を契機として防災体制の見直しも行った。

法令遵守に係る体制としては、本学の学生、教職員その他の構成員の快適な大学生活を保障することを目的としたコンプライアンス室を設置し、各部局を通じて提出される「コンプライアンスレポート」により、学内に顕在又は潜在する多種多様な業務リスクに関する情報を収集している（別添資料9-2-①-B）。また、コンプライアンス対策徹底のため、平成24年12月から、コンプライアンス等を担当する副学長を新たに配置し、コンプライアンス研修の内容の精査を行ったほか、大学院入試における成績等開示サービスの実施体制について、その方針を示した。

研究費等の不正使用防止については、「一橋大学研究費不正使用防止計画推進室設置要項」を制定して研究費不正使用防止計画推進室を設置しているほか（資料9-2-①-5）、公的研究費の適正な管理・運営等に関するアンケートを実施することにより、制度の理解度を調査するとともに、予算執行状況を四半期ごとにモニタリングし、使用ルールと乖離する運用の有無について調査を行っている。

資料3-1-①-1 「国立大学法人一橋大学基本規則」

資料9-2-①-1 「国立大学法人一橋大学役員会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210000300000000/41690210000300000000/416902100003000000000.html

資料9-2-①-2 「国立大学法人一橋大学経営協議会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210000500000000/416902100005000000000/4169021000050000000000.html

資料2-2-①-2 「国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則」

資料2-2-①-5 「一橋大学部局長会議規則」

資料3-3-①-1 「国立大学法人一橋大学事務組織規則」

資料3-3-①-2 「機構図」（『一橋大学概要2014』、9頁）

資料9-2-①-3 常勤職員数一覧表（平成26年5月1日現在）

部・課・室名	常勤職員数	備 考
監査室	2	
保健センター	3	看護師及び栄養士
事務局	2	事務局長及び事務局付
総合企画室	3	
総務部	35	総務課 総務課評価・広報室 人事課 研究・社会連携課
財務部	28	財務課 経理調達課 施設課
学務部	36	教務課 学生支援課 入試課 国際課
学術・図書部	27	学術情報課
情報推進課	4	
商学研究科・商学部事務部	7	
経済学研究科・経済学部事務部	6	国際・公共政策大学院も扱う
法学研究科・法学部事務部	6	
社会学研究科・社会学部事務部	4	
言語社会研究科事務部	3	
国際企業戦略研究科事務部	7	
経済研究所事務部	15	
計	188	

資料9-2-①-4 「一橋大学危機管理規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41990210005700000000/41990210005700000000/419902100057000000000.html

資料9-2-①-5 「一橋大学研究費不正使用防止計画推進室設置要項」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41990210011800000000/41990210011800000000/419902100118000000000.html

- 別添資料9-2-①-A
 - 「大地震に遭遇したときは—危機回避の方法—」（カード版）
 - 「授業中に地震が発生したときの教員の対応について」（日本語版・英語版）
- 別添資料9-2-①-B
「国立大学法人一橋大学週間コンプライアンスレポート」

【分析結果とその根拠理由】

本学は、管理運営組織として役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置しており、事務組織として、総務、財務、学務、学術・図書の4部に加え、総合企画室からなる事務局と、各研究科・学部及び附置研究所に事務部を置き、188人の常勤職員を配置している。

また、予期できない外的環境の変化等への対応、法令遵守、研究費等の不正使用防止などの危機管理等に係

る体制について、規則等に基づき整備を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点9－2－②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生の意見やニーズについては、教育・学生担当副学長と学部生及び大学院自治会代表による定例懇談会（月1回）の開催や、『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』（資料6-1-②-2）等のアンケート調査の定期的な実施、学生意見箱の常設を通して把握に努めている。また、窓口業務を通じ、直接的な形での意見の吸い上げも行っている。

特に、今後拡大を検討している海外派遣留学に関する意見やニーズについては、留学後学生から提出される留学報告書（別添資料8-1-②-A）等を定期的にレビューすることで把握しており、その情報をもとに執行部で改善策等について検討を行っている。留学報告書により把握した意見やニーズを管理運営に反映させた具体的な事例としては、海外留学奨学金の財源（一橋大学基金及びJASSO）により奨学金の支給方法等が異なっており、受給者間での不公平を生じる可能性があったことから、制度運用の統一を図ったことなどがあげられる。加えて、現在学生のニーズについて統計的に分析できるよう、留学報告書等を改善するよう検討を行っている。

事務職員の意見やニーズについては、課長・事務長事務連絡会議を通して把握している。

学外関係者のニーズについては、本学ウェブサイトに用件に応じた問い合わせ先を掲載し、適切に情報収集が行える体制を整えている（資料8-1-③-2）。さらに、経営協議会学外委員から出された意見についても、管理運営に反映している。具体的には、甚大な災害への対応案についての意見を受け、補正予算を編成の上、防災倉庫を新設し災害用物資の備蓄を開始したほか、大学生協との相互協力に関する協定を結んだ。また、一橋大学基金について、個人を対象とした積極的な募金活動についての意見を受け、クレジットカードを利用した定期的な個人寄付制度（アニユアルギフト）を導入したほか、寄附者を対象とした特別講演会を新たに開催した。

資料6-1-②-2 『平成24年度 よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』

資料8-1-③-2 本学ウェブサイト「お問合せ先一覧」

別添資料8-1-②-A

「一橋大学海外派遣留学体験記」（例）

【分析結果とその根拠理由】

大学の構成員や学外関係者の管理運営に関する意見やニーズの把握のため、定例懇談会の開催やアンケート調査の実施、学生意見箱の常設、ウェブサイトへの問い合わせ先の掲載などにより、情報収集を行えるようにしており、寄せられた意見やニーズを管理運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な

形で管理運営に反映されていると判断する。

観点 9－2－③：監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

本学では、国立大学法人法第 10 条第 1 項の規定により、役員として監事（非常勤）2 人を配置している。監事による監査に関することは「国立大学法人一橋大学監事監査規則」に定めるとともに（資料 9-1-⑥-2）、監査の実施に関することは「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」に定めている（資料 9-1-⑥-3）。

監事は、監査計画の策定、監査の実施及び監査結果の報告等の業務を行うほか、年間を通して定期的に開催される役員会等に出席して意見を述べるなどしており、監査結果については、「監事監査報告書」としてとりまとめ、本学ウェブサイトに公表している（資料 9-2-③-1）。

なお、監事監査は、中期計画の進捗状況、予算の執行状況、研究教育活動の状況等を確認することを目的として実施している。監査では、毎年度 8 部局程度を抽出し、監事が当該部局において部局長等から直接ヒアリングを行い、各部局の状況を把握し、意見交換を行うことにより、現場とのコミュニケーションを図っている。

資料 9-1-⑥-2 「国立大学法人一橋大学監事監査規則」

資料 9-1-⑥-3 「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」

資料 9-2-③-1 「平成 24 年度監事監査報告書」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/H24kanji.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

監事は、「国立大学法人一橋大学監事監査規則」及び「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」に基づき、監査計画の策定、監査の実施及び監査結果の報告等の業務を遂行しているほか、役員会等に出席し意見を述べるなどしている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

観点 9－2－④：管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

事務職員の研修については、「職員研修計画」を策定しており、必要な知識・技能の習得・向上を図り、職員の活性化に資するとともに、業務の能率化を図るため、業務管理、業務改革、職場の管理、部下指導育成の 4 つの機能別に研修体系を構築している。具体的研修としては、階層別研修、分野別専門研修、基本スキルアップ研修、自己啓発支援の 4 つの体系の下に各研修を位置づけている（別添資料 9-2-④-A）。

平成 25 年度には、事務改善に係る集中討議・全体討議に延べ 215 人、メンタルヘルス研修に 27 人が参加したほか、学内語学研修、海外研修（長期・短期、帰国後に海外研修報告会を実施）にも語学能力の向上を必要

とする職員が参加している（別添資料 9-2-④-B）。また、関係機関主催の専門分野別研修（会計事務研修、学生指導職員研修、図書館教育研修など）、自己啓発を目的とする研修（放送大学の科目等履修など）にも幅広く参加している。役員や幹部職員については、国立大学協会主催の大学マネジメントセミナーをはじめ、全国規模あるいは関東地区、東京地区別の連絡協議会等に参加している。

- ・ 別添資料 9-2-④-A
「平成 26 年度一橋大学職員研修計画」
- ・ 別添資料 9-2-④-B
「平成 25 年度一橋大学職員研修実績」

【分析結果とその根拠理由】

本学では職員研修計画を策定し、体系的な計画の中で職員を積極的に研修に参加させている。
これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組を組織的に行っていていると判断する。

観点 9－3－①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

平成 24 年度までは、自己点検・評価の実施及びこれに関する事項を所管する組織として学長を委員長とする評価委員会を設置し、自己点検・評価のスケジュール作成や、自己点検・評価後の検証等を行っていた。同委員会は平成 25 年 4 月 1 日付で企画・評価担当の副学長を室長とする企画・評価室に組織改編し、委員会の業務は企画・評価室へ引き継がれている。企画・評価室は、その円滑な運営を図るために企画・評価室会議を置くほか、必要に応じて部会やワーキング・グループを置き、専門的事項を処理している（別添資料 9-3-①-A）。

また、各部局においてそれぞれの自己点検・評価のために部局内に評価委員会を設置している。

全学規模及び部局単位の自己点検・評価を行う際には、ほとんどの場合、アンケート調査を実施し、収集したデータや意見を根拠とする評価に努めている。

なお、事務が保有するデータは、企画・評価室の事務を担当する総務課評価・広報室が収集し、大学の自己点検及び法人評価、認証評価に活かしている（資料 8-1-①-2）。

資料 8-1-①-2 本学ウェブサイト「自己点検・評価報告書一覧表」

- 別添資料 9-3-①-A
「国立大学法人一橋大学企画・評価室設置要項」

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価は、企画・評価室が、その下に適宜部会やワーキング・グループを設置して実施している。自己点検・評価を行う際には、ほとんどの場合、アンケート調査を実施し、収集したデータや意見を評価の根拠としている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・

評価を行っていると判断する。

観点9－3－②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科及び専門職大学院を中心とする部局単位の外部評価を行っている。

学生支援課では、社会科学系大学院におけるパッケージ型キャリア支援モデルを確立するため、平成24年度末に外部評価団による専門家3人を招聘し外部評価を行い、これまでの活動に対する評価する点と今後の課題等について報告を受けた。その中で、プロジェクトを成功させ、ここまで運営してきたことについて、世界的にみても大変高く評価できるとの評価を得ている（別添資料9-3-②-A）。この評価結果を反映するとともに、これまでの成果を踏まえ、平成25年度末に人文・社会科学系大学院生のキャリア支援形成に関する書籍『人文社会科学系大学院生のキャリアを切り拓く』（大月書店）を出版した。

法科大学院では、平成24年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、評価基準に適合しているとの評価結果を得ている（資料9-3-②-1）。

国際企業戦略研究科では、平成25年度に一般社団法人ABEST21による認証評価を受け、評価基準に適合しているとの評価結果を得ている（別添資料9-3-②-B）。

国際・公共政策大学院では、4人の外部評価委員に、公益財団法人大学基準協会の「公共政策系専門職大学院基準」（平成22年2月）に掲げられている項目についての評価を委託し、書面調査及び現地調査を行っており、これまでに平成20年度及び平成24年度の2回実施している（資料9-3-②-2）。また、平成25年度に大学基準協会による認証評価を受け、評価基準に適合しているとの評価結果を得ている（資料9-3-②-3）。

全学的には、平成19年度に、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審している（資料9-3-②-4）。

また、毎事業年度、「業務の実績に関する報告書」を提出し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている（資料9-3-②-5）。

資料9-3-②-1 『平成24年度実施法科大学院認証評価評価報告書』

http://www.hit-u.ac.jp/guide/evaluation/pdf/hitotsubashi_h201303.pdf

資料9-3-②-2 『一橋大学国際・公共政策大学院外部評価報告書』

http://www.ipp.hit-u.ac.jp/about/2012_ExternalEvaluationReport.pdf

資料9-3-②-3 『一橋大学大学院国際・公共政策研究部・教育部国際・公共政策専攻に対する認証評価結果』

http://www.hit-u.ac.jp/guide/evaluation/pdf/H25ipp_hyoukakekka.pdf

資料9-3-②-4 本学ウェブサイト「大学機関別認証評価（平成19年度実施）実施結果」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/evaluation/niad-ue/2007.html>

資料9-3-②-5 本学ウェブサイト「評価に関する情報」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/assessment.html>

- 別添資料 9-3-②-A

『社会科学系大学院におけるパッケージ型キャリア支援プログラム——キャリア支援大学院部門設置による支援基盤の確立（平成23年度概算要求）外部評価報告書』

- 別添資料 9-3-②-B

『経営分野別認証評価』結果について（通知）

【分析結果とその根拠理由】

各研究科及び専門職大学院を中心とした部局単位の外部評価を行っているほか、全学的にも、大学機関別認証評価や国立大学法人評価を受審している。また、社会科学系大学院におけるパッケージ型キャリア支援モデルを確立するため、平成24年度末に受審した外部評価では、プロジェクトを成功させ、ここまで運営してきたことについて、世界的にみても大変高く評価できるとの高評価を得た。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

観点9－3－③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価の実施結果については、報告書としてまとめ、ウェブサイトで周知するとともに（資料8-1-①-2）、所掌委員会や関係事務担当部課にフィードバックし、今後の管理運営の改善や業務上の指針として活用している。

前回認証評価を受けた際に改善するよう指摘を受けた事項のうち、「大学院博士後期課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い」という指摘に対しては、商学研究科において、平成24年度から博士後期課程の入学定員を振り替え、修士課程経営学修士コースに外国人特別枠を設定し、アジアからの留学生の入学を促進するなど入学定員の適正化を実施したほか、法学研究科においても、定員の見直しに向けた検討を行っている。

平成19年度に導入された成績説明請求制度について、「答案やレポートの返却が教員個人の意向に委ねられているなど、成績評価そのもののあり方や関連する実務的問題については、大学としてのきめ細かい点検や工夫が不足している」という指摘に対しては、大学として教育改善を目的とするファカルティ・ディベロップメント(FD)を行うとともに（資料5-3-③-1）、成績評価においては上位評価に集中しないよう、A評価を得た学生数をA、B、Cを与えられた学生総数の3分の1以下とするガイドラインを設定し周知することで（別冊資料2①）、教員個人の意向に委ねないよう工夫している。また、学生による成績説明請求及び成績説明再請求の制度を機能させ、成績評価に納得できない学生の質問権利を保証することで教員の意向優位を相対化している（別冊資料2②）。

「FD活動は、全学及び部局レベルのシンポジウム・研修会として着実に実施されているが、それらを通じてどのように教育や授業の改善が行われているかについての具体的な検証が不足している」という指摘については、各研究科及び専門職大学院においてFD活動を踏まえた教育や授業の改善を行っている。

例えば、経済学研究科において、平成24年度に実施した英語による講義方法に関するFDを効果的に活用し、

平成 25 年度には英語での開講科目を 10 科目増加させた。また、法科大学院において、FD を実施し、平成 26 年度から、1 年次から 2 年次への進級要件として、必要単位の修得のほか、進級試験を課すこととした。なお、平成 26 年 3 月に法科大学院 1 年生に対して、進級判定に影響を与えないものとして試験を試行している（別添資料 8-1-①-A）。

資料 8-1-①-2 本学ウェブサイト「自己点検・評価報告書一覧表」

資料 5-3-③-1 全学 FD の実施状況（平成 20 年度以降）

- ・ 別添資料 8-1-①-A
 - ・ 法科大学院教授会議事要録・資料（平成 25 年 12 月 10 日、抜粋）
 - ・ 「一橋大学法学研究科法務専攻（法科大学院）規則の一部改正について（案）」
 - ・ 「進級試験の試行のお知らせ」
- ・ 別冊資料 2
 - 『平成 26 年度学士課程履修ルールブック』
 - ① 「I_【2】_12._(1)成績評価と単位の認定」（66-69 頁）
 - ② 「I_【2】_12._(3)成績説明請求制度について」（71 頁）

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実施結果は所掌委員会や関係事務担当部課にフィードバックされ、これを受け、管理運営の改善の取組を行っている。

前回の認証評価で指摘を受けた事項についても、入学定員の適正化を図るなど、改善に向けた取組を適切に実施しているといえる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組を行っていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学の教育研究を戦略的に向上させるため、大学戦略推進経費を予算措置し、学長ヒアリングを行った上で、競争的資金への積極的な挑戦や教育研究の活性に繋がる事業に対して優先的に予算を配分している。
- コンプライアンス対策徹底のため、平成 24 年 12 月から、コンプライアンス等を担当する副学長を新たに配置し、コンプライアンス研修の内容の精査を行ったほか、大学院入試における成績等開示サービスの実施体制について、その方針を示した。
- 各部局から毎週提出される「コンプライアンスレポート」により、学内に顕在又は潜在する多種多様な業務リスクに関する情報を収集している。

【改善を要する点】

該当なし

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学や各学部、研究科、専門職大学院の目的、理念、目標は、ウェブサイト、『大学概要』等の刊行物に掲載し、構成員（教職員及び学生）並びに社会に公表、周知している（資料 1-1-①-1、資料 5-3-①-1、資料 1-1-②-1、別添資料 10-1-①-A）。

また、学生などに対しては、オープンキャンパス、新入生ガイダンス等において『大学案内』（別添資料 10-1-①-B）や『学士課程履修ルールブック』（別冊資料 2）等を配布し、説明を行っている。

その他、学長の大学運営の基本方針である「プラン 135」や、その実現に向けた具体的な指針である「学長見解 2013」の公表も行っている（資料 1-1-①-4）。

資料 1-1-①-1 「一橋大学研究教育憲章」

資料 5-3-①-1 「一橋大学学則」第 16 条の 2、第 33 条、第 38 条～第 40 条

資料 1-1-②-1 専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

資料 1-1-①-4 一橋大学プラン 135、学長見解 2013

- ・ 別添資料 10-1-①-A
「一橋大学研究教育憲章」（『一橋大学概要 2014』、2 頁）
- ・ 別添資料 10-1-①-B
「一橋大学研究教育憲章」（『一橋大学案内 2015』、1 頁）
- ・ 別冊資料 2
『平成 26 年度学士課程履修ルールブック』
「一橋大学研究教育憲章」（164 頁）

【分析結果とその根拠理由】

本学や各学部、研究科、専門職大学院の目的、理念、目標は、ウェブサイトや刊行物、説明会など様々な形式を通じて、構成員（教職員及び学生）並びに社会に公表、周知している。

これらのことから、大学の目的を適切に公表するとともに、構成員に周知していると判断する。

観点 10－1－②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、ウェブサイトで公表している（資料 4-1-①-1、資料 5-1-①-2、資料 5-3-①-3、資料 5-4-①-2、資料 5-6-①-3）。

また、各学部のアドミッション・ポリシーは、『大学案内』（別添資料 10-1-②-A）、『入学者選抜要項』及び『学生募集要項』にも掲載し（資料 4-1-②-1）、さらに、オープンキャンパスや出張大学説明会で入学希望者や保護者に対して説明している。各研究科及び専門職大学院のアドミッション・ポリシーについては、研究科や課程、コースごとに開催される説明会において説明を行っている。

資料 4-1-①-1 アドミッション・ポリシー

資料 5-1-①-2 各学部のカリキュラム・ポリシーの公表（ウェブサイト）

資料 5-3-①-3 各学部のディプロマ・ポリシーの公表（ウェブサイト）

資料 5-4-①-2 各研究科及び専門職大学院のカリキュラム・ポリシーの公表（ウェブサイト）

資料 5-6-①-3 各研究科及び専門職大学院のディプロマ・ポリシーの公表（ウェブサイト）

資料 4-1-②-1 本学ウェブサイト「募集要項」

別添資料 10-1-②-A

「アドミッション・ポリシー」（『一橋大学案内 2015』、2 頁）

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、ウェブサイトで公表しているほか、刊行物への掲載、説明会の開催などによっても周知を図っている。

これらのことから、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを適切に公表、周知していると判断する。

観点 10－1－③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に示されている教育研究活動等の状況に関する情報については、集約して本学ウェブサイトに掲載している（資料 10-1-③-1）。また、自己点検・評価の結果については、本学ウェブサ

イトのトップページに「点検・評価」バナーを設けており、その中に「自己点検・評価報告書一覧表」を掲載し、公表している（資料 8-1-①-2）。

本学の「平成 24 事業年度財務諸表」等は、平成 25 年 6 月に主務大臣である文部科学大臣に提出し、同年 9 月 24 日に文部科学大臣の承認を受けた後、10 月 17 日に本学ウェブサイトに公表するとともに（資料 9-1-⑥-1）、平成 25 年 10 月 7 日付官報（号外第 218 号）に公示している。また、平成 24 事業年度決算をわかりやすくまとめた『財務レポート 2013』を作成し、全職員に配布するとともに、本学ウェブサイトで公表している（資料 10-1-③-2）。なお、「平成 25 事業年度財務諸表」等についても、同様に実施することとしている。

その他、情報発信の取組として、本学教員の教員研究活動に関する情報を公開することを目的とする「研究者データベース」（資料 10-1-③-3）を平成 22 年度にリニューアルし、その際、本学の研究成果を電子的に保存し、発信する「機関リポジトリ」（資料 10-1-③-4）と、相互リンクによる連携を行っている。

また、学長のグローバル戦略のもと、社会科学の研究総合大学ならではの諸問題への優れた分析と方策を提倡するために、平成 20 年度より「一橋大学関西アカデミア」を、平成 22 年度より「一橋大学中部アカデミア」を開催し、各地域に特化したシンポジウムや講演を行っており、平成 24 年度には、初の海外でのアカデミアとなる「一橋大学ソウルアカデミア」を開催している。アカデミアの講演内容及び映像は、本学ウェブサイトに公開し、社会に向け発信している（資料 10-1-③-5）。

さらに、本学の研究者の企画による政策発信を行うことを目的とし、平成 22 年度より「一橋大学政策フォーラム」（平成 22 年度 6 回、平成 23 年度 6 回、平成 24 年度 4 回、平成 25 年度 2 回）を開催し、講演資料を本学ウェブサイトにて公表するとともに（資料 10-1-③-6）、内容については新聞に再録し、公表している。

加えて、平成 24 年 3 月に設置した産官学連携推進本部では、産官学連携をより推進するための方策として、研究科単位での産学官連携シーズを本学ウェブサイトに公表している（資料 10-1-③-7）。

資料 10-1-③-1 本学ウェブサイト「教育研究活動等の状況に関する情報」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/education.html>

資料 8-1-①-2 本学ウェブサイト「自己点検・評価報告書一覧表」

資料 9-1-⑥-1 「平成 24 事業年度財務諸表」

資料 10-1-③-2 『一橋大学財務レポート 2013』

http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/H25_zaimu_report.pdf

資料 10-1-③-3 本学ウェブサイト「一橋大学研究者情報（HRI）」

<https://hri.ad.hit-u.ac.jp/>

資料 10-1-③-4 本学ウェブサイト「一橋大学機関リポジトリ（HERMES-IR）」

<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/index.html>

資料 10-1-③-5 一橋大学アカデミア

- ・ 本学ウェブサイト「ソウルアカデミア」
(<http://www.hit-u.ac.jp/extramural/seoul-a/index.html>)
- ・ 本学ウェブサイト「関西アカデミア」
(<http://www.hit-u.ac.jp/extramural/kansai-a/index.html>)
- ・ 本学ウェブサイト「中部アカデミア」
(<http://www.hit-u.ac.jp/extramural/chubu-a/index.html>)

資料 10-1-③-6 本学ウェブサイト「一橋大学政策フォーラム」

<http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/project/forum.html>

資料 10-1-③-7 本学ウェブサイト「一橋大学研究シーズ集」

<https://hri.ad.hit-u.ac.jp/seeds>

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動等の状況に関する情報は、本学ウェブサイトに集約しているほか、「研究者データベース」や「アカデミア」、「一橋大学政策フォーラム」などにより、研究活動の成果等も発信している。

また、自己点検・評価の結果及び「財務諸表」等についても、本学ウェブサイトに掲載、公表している。これらのことから、教育研究活動等についての情報を公表していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○ 教育研究活動等についての情報を、ウェブサイト、動画配信や新聞など、様々な媒体を通じて発信している。

【改善を要する点】

該当なし